

D I S C L O S U R E



全国信用協同組合連合会  
The Shinkumi Federation Bank

2014ディスクロージャー誌  
平成25年4月1日▶平成26年3月31日

# 信用組合の系統中央金融機関 全信組連

全信組連は、安定した経営と高い自己資本比率を維持し、  
全国の信用組合をサポートする信用組合の系統中央金融機関です。

## プロフィール（平成26年3月31日現在）

- 名称 …………… 全国信用協同組合連合会（The Shinkumi Federation Bank）（略称：せんしんくみれん全信組連）
- 設立根拠法 …………… 中小企業等協同組合法 協同組合による金融事業に関する法律
- 設立 …………… 1954年（昭和29年）3月29日
- 出資金 …………… 538億円（普通出資金 488億円・優先出資金 50億円）
- 純資産 …………… 2,087億円
- 総資産 …………… 5兆733億円
- 職員数 …………… 251人
- 店舗数 …………… 国内9店舗
- 単体自己資本比率 …………… 27.89%（新国内基準）
- 会員数 …………… 155信用組合

・本誌は、協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第21条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。  
・計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しています。

# DISCLOSURE 2014

## 目 次

●ごあいさつ	2	●単体資料	49
●経営理念と経営方針	4	平成25年度の事業概況	50
●全信組連の役割	5	単体財務諸表	52
●全信組連経営の中期的戦略	6	会計監査人による監査等	58
●業績ハイライト	8	損益の状況	59
●トピックス	10	経営諸比率	60
●経営管理・リスク管理体制	11	預金等の状況	61
経営体制	12	貸出の状況	62
金融円滑化管理への取組み・中小企業の経営の 改善および地域の活性化のための取組み状況	13	有価証券の状況	64
コンプライアンス体制	14	金銭の信託・デリバティブ取引の状況	66
顧客保護等管理体制	16	その他業務の状況	67
自己資本管理体制	18	主な手数料	71
リスク管理体制	19	自己資本の充実の状況	72
資産内容の開示	26	●連結資料	81
個人情報保護への取組み・広報体制	28	平成25年度の連結事業概況等	82
●業務のご案内	29	連結財務諸表	84
預金業務	30	自己資本の充実の状況	92
貸出業務	31	●コミュニティバンク信用組合	101
市場運用業務・業界へのサポート業務	32	信用組合の概要	102
信用組合業界への支援業務	33	信用組合の現況	103
機能補完業務	34	信用組合の歴史	104
社会貢献活動	38	海外の信用組合	105
●全信組連の概要	39	●開示項目一覧	106
組織図	40		
店舗一覧	41		
役員	42		
報酬体系にかかる開示・職員の状況	43		
会員数・出資金・会員信用組合および全信組連代理業者一覧	44		
全信組連の歩み	46		
子会社・関連会社	48		

ごあいさつ



会長 山本明弘

理事長 内藤純一

平素は、全信組連の事業運営につきまして、格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、全信組連の平成25年度の業務内容ならびに経営の状況を取りまとめた「ディスクロージャー誌2014」を発刊いたしました。本誌により私ども全信組連につきましてご理解賜れば幸いです。

全信組連は、設立以来、信用組合の系統中央金融機関としての役割を担うべく資金決済・仲介機能にかかるインフラの整備、余裕資金の運用などを通じ、信用組合の金融取引の中核を担うとともに、金融業務の補完、業界の信用力の維持・向上に努めてまいりました。

平成25年度はおかげをもちまして、資金量4兆7,410億円、当期純利益101億円と安定した経営基盤・収益力を維持しつつ、健全性の指標である自己資本比率につきましても27.89%と高い水準を維持することができました。

また、全信組連は、平成26年3月に満60周年を迎えることができました。これもひとえに、信用組合をはじめ関係各方面の方々のご支援とご協力あつての賜物と切に感謝申し上げる次第です。

さて、国内経済に目を向けますと、積極的な金融・財政政策への転換等を柱とするいわゆるアベノミクス効果などから、株式市場を中心に先行して明るい兆しを見せているものの、信用組合の主たる取引先である中小零細企業の業況は未だ回復途上にあり、地域経済は少子高齢化や人口減少、産業の空洞化に伴う中小企業数の減少といった構造的な問題に直面しています。

こうした現状において、信用組合は地域密着型金融の重要な担い手として、地域における取引顧客を支えていくという意味からも、金融機関としての競争力ならびに収益力を引き続き確保していくことは極めて重要な課題となっています。そのためにも、新規の起業や事業の承継、あるいは新事業の展開などの取引先の動きに対し、外部機関と連携しつつ前向きな支援をいかに進めていくかといった、単に「貸出す金融」から「育てる金融」への転換をいかに実現していくかが期待されるところです。

こうした中、全信組連は、信用組合を様々な側面から支えるという基本使命を適切に果たすため、セーフティネット機能の充実に努めるとともに、信用組合の機能サポート・バックアップとして、有価証券運用サポートの積極化を推し進めたほか、外部機関との連携強化を図り信用組合への情報提供を充実させました。また、第3次くみれんネットシステムの移行作業など、業界インフラの整備にも努めてまいりました。

平成26年度からは新たな「全信組連経営の中期的戦略」のもと、新しい歴史の1ページを創るべく、信用組合の系統中央金融機関として決意も新たに業務に取り組んでまいります。全信組連が各地の信用組合をサポートし、その信用組合が自ら拠って立つ地域、業域、職域を支えるという関係性を強固にしつつ、組合員の皆様と共に豊かになる好循環の輪を形成していきたいと考えておりますので、引き続き一層のご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年7月

全国信用協同組合連合会

会長 山本明弘 理事長 内藤純一

# 経営理念と経営方針

## 経営理念

信用組合相互間の協同連帯の精神に基づき、金融の実践活動を通じて信用組合およびその組合員等の発展に寄与し、併せて共存同栄の実を挙げること



経営理念「共存同栄」 わが国金融機関の創始者・渋沢栄一翁書

## 経営方針

- 信用組合の基盤と経営力強化に努める。
- 良質な金融サービスの提供に努める。
- 収益力強化と自己資本の充実を図る。
- 法令遵守・リスク管理体制の徹底を図る。
- 意欲と協調に富む職場をつくる。



本店



別館

全信組連は、信用組合の系統中央金融機関として昭和29年の設立以来、「信用組合の系統中央金融機関」、「金融・証券市場における機関投資家」の2つの役割を担い、信用組合とともにわが国の経済社会の発展に貢献しています。

## 信用組合の系統中央金融機関

### ● 信用組合の金融取引の中核機能

全信組連は、各信用組合が取扱う為替送金、公金・公共料金など様々な業務の資金決済・中継を行っているほか、預金・貸出金取引を通じた信用組合間の資金の調整機関としての役割を果たしています。すなわち全信組連は、これらの決済・仲介機能にかかるインフラの整備・運営を通じて、信用組合が行う金融取引の中核を担っているといえます。

また、併せて、多様化する信用組合の余裕資金運用ニーズに応えるため、新商品の創設を図りながら預金などを受け入れ、信用組合の効率運用に寄与しています。

### ● 信用組合の金融業務補完機能

全信組連は、信用組合単独では取扱うことが規模、コスト面から効率的でない業務について、融資・保証商品や投資信託など様々な商品やサービスの提供・制度の構築により、信用組合の金融業務を補完

しています。

また、信用組合の資金運用やリスク管理等に関連する様々なアドバイス(ALM、有価証券ポートフォリオ分析、内部監査等)を行うなど、独自のサポートにより信用組合の業務の円滑化に寄与しています。

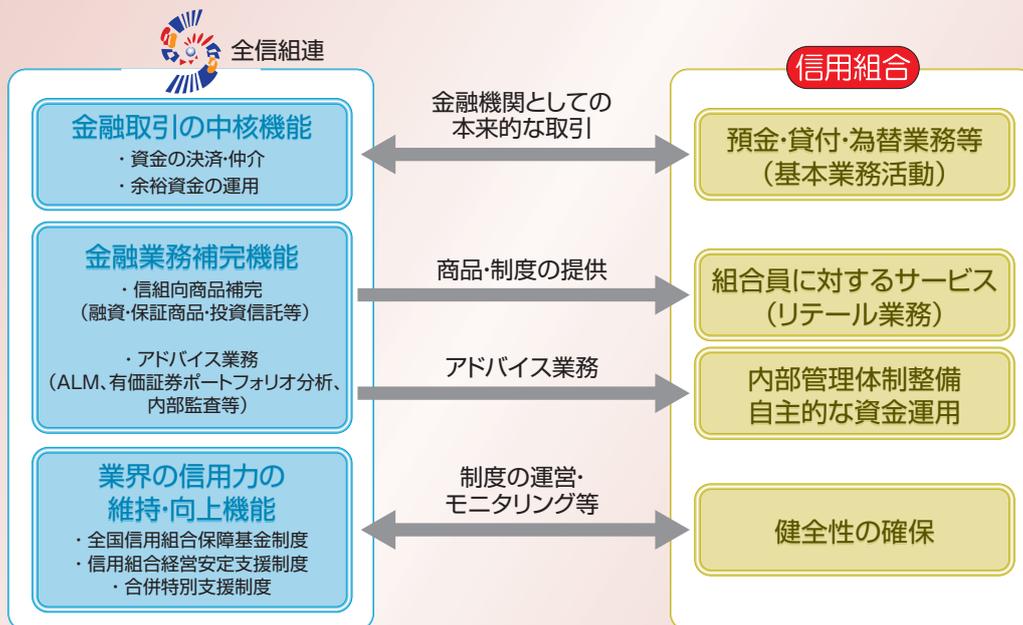
### ● 信用組合業界の信用力の維持・向上機能

全信組連は、信用組合業界独自のセーフティネットである「全国信用組合保障基金制度」「信用組合経営安定支援制度」および「合併特別支援制度」の3つの制度運営の中心的な役割を果たしており、信用組合へのモニタリング、監査・指導、資本支援、資金援助等を行うことにより、信用組合業界の信用力の維持・向上に努めています。

## 金融・証券市場における機関投資家

全信組連は、国債や社債をはじめとした多様な金融商品による運用を行っており、国内有数の機関投資家として金融・証券市場に参加しています。

## 系統中央金融機関としての役割



# 全信組連経営の中期的戦略

2014年4月～2017年3月

自己資本比率 15.0%以上

普通出資金配当率 4.0%維持

資金利益 120～170億円程度

税引後当期純利益 20～60億円程度

- ① 第6次共同センターシステムの具体的な負担基準の検討
- ② 同システムの万全移行・安定稼働
- ③ 次世代を見据えた業界システムの更なる検討、効果的なシステム投資の実現と業界3システムのリスク管理の一元化の推進

## Plan2.

### 業界インフラの整備・運営

システムの安全運営だけでなく、次世代を見据えた業界システムに係る企画・提案力の強化を図り、効果的なITマネジメントを実践するとともに、業界内3システムのリスク管理の一元化に引き続き努力します。

## Plan1.

### 信用組合に対する経営サポート

信組への広義の経営サポートを効果的に展開していくために、組織横断的な体制を構築し、サブプランに掲げるサポートに係る企画立案機能を集中一体化させ本サポートの充実を図ります。

## Plan3.

### 安定収益を確保するための有価証券ポートフォリオ運営

十数年来のトレンドが変化し国内金利の上昇局面を迎えるに当たり、ポートフォリオ運営の具体的戦略を進めるとともに、景気回復に即した積極運用や、外部運用機関の活用を進めて収益チャンネルの多様化に取り組むなど、運用態勢の強化を図ります。

## Basic Plan.

### 人材力並びに組織行動力の強化

- ① 金利のデュレーションギャップを適宜調整しながらコアな収益源としつつ、合わせて投資の時間軸を短くした機動的売買を実施
- ② 景気回復に伴うクレジット市場の拡大の機を捉えた積極運用
- ③ 外部運用機関を活用した外国金利や非金利資産への投資

全信組連は、これまでの中期的戦略を回顧するなかで、今後の信組業界ならびに全信組連の中長期的展望を踏まえながら、次なる3か年を対象期間とする「全信組連経営の中期的戦略(2014年度～2016年度)」を策定しました。

新戦略においては、前中期的戦略同様に全信組連の三大業務(下記に示すPlan1～Plan3)に引き続き注力しつつ、全国の信用組合の競争力を強化する観点から『信用組合に対する総合的な経営サポートの実践』に一層重きを置いていきます。



サブプラン取組方針

**Plan 1-1.**

- ① 信組における運用態勢全般を整備することの重要性の浸透
- ② 信組向け勉強会の開催方法・頻度の拡充による情報共有の充実

**Plan 1-2.**

- ① 強化法を活用した新スキームの効果的運用に係る真摯な検討
- ② 審査・事後モニタリング・助言等の組織的な対応方策の向上

**Plan 1-3.**

- ① 外部機関との連携強化等により信組経営に有用な情報を提供
- ② 信組の意見要望をまとめ金融界や政府当局などに積極的に発信

将来的に信組の経営の一端を担える人材力の強化に加え、外部人材の積極登用により多様化・複雑化する金融業務に対応可能な人材力を充実していくほか、全信中協との連携強化を通じた当会営業店機能の向上により、組織行動力の更なる強化を図ります。

- ① 信組の営業現場への派遣等の継続
- ② 外部人材の積極登用
- ③ 全信中協との連携強化を通じた当会営業店機能の向上

# 業績ハイライト

全信組連経営の中期的戦略に掲げた4つのプランとそれらを支えるベーシックプランの実現に向けた諸施策を実施いたしました。

平成25年度は、中期的戦略に基づいた運用ポートフォリオ戦略の下、4兆9,062億円と豊富な資金量を、4兆3,405億円に上る有価証券で運用した結果、経常利益は156億円、当期純利益についても101億円の黒字となりました。

また、金融機関の健全性を示す指標である単体自己資本比率(新国内基準)は27.89%と、信用組合の系統中央金融機関として十分な経営体力を維持しております。

## 資金量(平残ベース)



### ● 資金量は高水準で推移

信用組合業界の預金量が堅調に推移したため、定期性預金を中心に前期比約900億円増加し、資金量は堅調に推移しています。

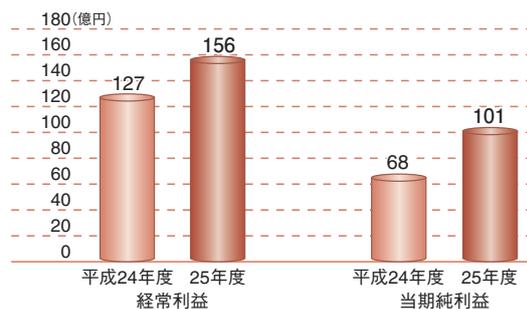
## 有価証券(平残ベース)



### ● 国内有数の機関投資家として活動

有価証券残高は、資金量の増加等により国債を中心に前期比約1,600億円増加し、引き続き4兆円を超える資金を運用する国内有数の機関投資家として活動しています。

## 経常利益・当期純利益



### ● 前期を上回る利益の確保

金利低下により資金調達費用が減少したほか、支援関係費用の軽減や株式等売却益の計上により、経常利益は前期比28億円増加の156億円となりました。

また、当期純利益は前期比32億円増加の101億円となりました。

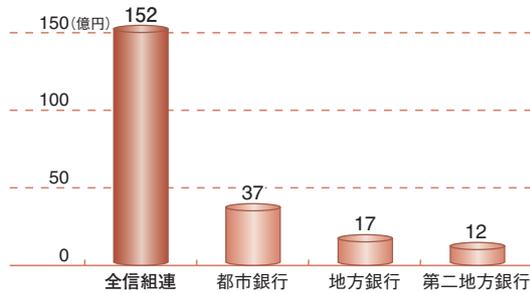
## 自己資本比率(単体)



### ● 国内基準を大幅に上回る27.89%

平成26年3月末から自己資本比率規制の変更により、前期までと算出方法は異なりますが、比率算定上の分子である自己資本額が増加したこと等から、単体自己資本比率は27.89%と引き続き十分な健全性を維持しています。

## 役職員1人あたり資金量



### ● 都市銀行を上回る効率性

役職員1人あたりの資金量は152億円と都市銀行5行の平均(37億円)の4.1倍にのぼり、金融機関としての効率性は非常に高くなっています。

- (注) 1. 資金量は預金、譲渡性預金、債券の合計額です。  
2. 各銀行の計数は、平成25年度中間決算(全国銀行協会発表)の数値を使用しています。



## 全信組連のシンボルマーク



全信組連のシンボルマークは、「信用組合」の「S」をモチーフに作られており、「信用組合業界のダイナミックな拡がり」とその中核にある全信組連の「求心力」を表現しています。

個々の図形と色は、信用組合の多様な業態(地域・業域・職域)とそのコミュニティー、また全信組連と信用組合が提供する多種・多様な金融サービスや商品を表しています。

また「S」には、信用組合の活動を支援する「Support (補完)」、信用組合のニーズを満たす「Satisfaction (満足)」、および全信組連と信用組合業界全体の「Sound (健全性)」を表現しています。

## コーポレートカラー

全信組連のコーポレートカラーは、シンボルマークに使われている「ユニオンブルー」、「ユニオンレッド」、「ユニオンイエロー」の3色です。

各色には、それぞれ以下のような意味を持たせています。

- |            |                     |
|------------|---------------------|
| ■ ユニオンブルー  | 信頼性・未来感・若々しさ・安心感・成長 |
| ■ ユニオンレッド  | 積極性・活動力・情熱・発展       |
| ■ ユニオンイエロー | 希望・光明               |

## 60周年記念事業

全信組連は、平成26年3月29日に創立60周年を迎えました。記念事業として、次の取組みを行っています。

### ■ 地方新聞への広告掲載

全信組連は、3月29日付で地方新聞42紙(約1,700万部)に、信組業界ならびに全信組連の広告を掲載しました。

各地域では大きな反響があり、業界を広くPRすることができました。

### ■ 事業性融資保証商品(外部提携商品)の第二回募集

全信組連は、外部の保証会社と提携し、「2012国際協同組合同年」の記念商品として提供を開始した本商品について、優遇保証料率の導入等も経て、平成26年6月より新たに60億円の保証取組募集枠を設けました(通算110億円)。

これにより引続き、融資基盤の拡充に資する商品を各信用組合へ提供しています。

### ■ 信組新聞データ閲覧サービスの開始

全信組連は、業界紙である全国信用組合新聞の過去の記事をオンライン上で閲覧できるサービスの提供を平成26年7月から開始しました。

簡易な形で過去の記事を読み返すことができるとともに、検索機能を付すことにより当時の記事内容を瞬時に収集することができ、信用組合等の情報収集のサポートをしています。

### ■ 年史編纂プロジェクトチームの立ち上げ

全信組連は、創立60周年史の刊行を目的として、総合企画部内に年史編纂に関するプロジェクトチームを立ち上げました。前回、創立50周年史後の10年間を中心に、信組業界の歩み・動向を丁寧に整理していく予定です。

### ■ 特別定期預金(募集型)の実施

全信組連は、創立60周年の節目を記念する商品として、平成25年7月に募集総額2,000億円、預入期間1年の「特別定期預金(募集型)」の取扱いを実施しました。

## その他

### ■ (株)ビューカードとのATM利用提携の開始

全信組連は、業界を代表して、JR東日本の子会社である(株)ビューカードとATM利用にかかる提携契約を締結しました。

これにより、提携信用組合のキャッシュカードをお持ちのお客様は、平成25年8月5日からJR東日本各駅等に設置の同社ATMにて「現金の引出し」「残高照会」が可能となり、利便性がさらに向上しました。

### ■ 中小事業者等に対する金融機能強化支援制度の創設

全信組連は、地域の中小企業の需資対応ならびに地域活性化に向けた資金供給機能の強化等を図るため、資本増強支援を希望する信用組合に対して、支援を実行する制度を平成26年4月に創設しました。

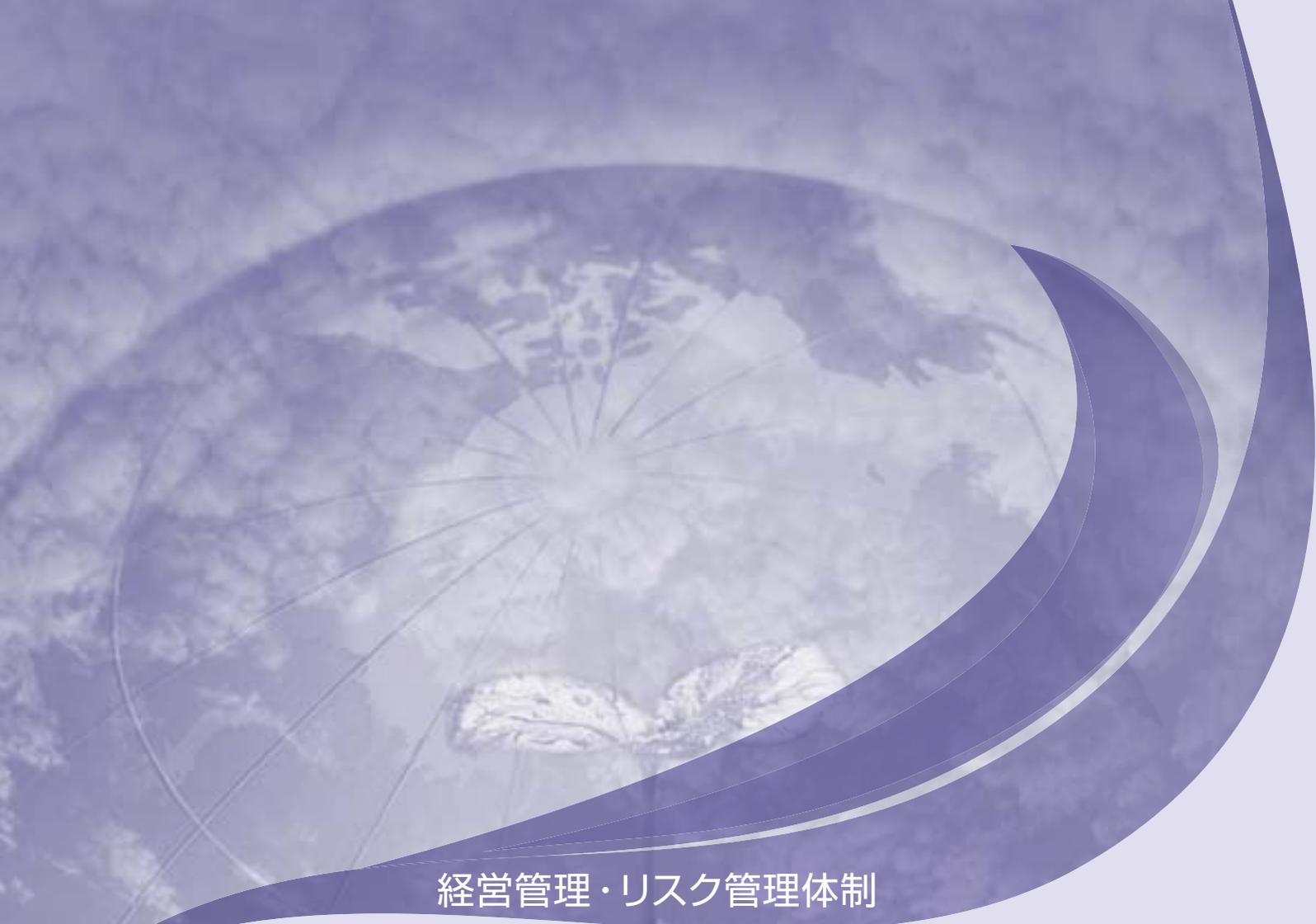
### ■ 「新しい東北」官民連携推進協議会の設立 発起人ならびに副代表への就任

東日本大震災からの復興を加速させるため、被災地で支援活動等を展開する様々な主体の連携強化を目的として復興庁が設立した「新しい東北」官民連携推進協議会について、その設立発起人ならびに副代表に全信組連の内藤純一理事長が就任し、当会の活動状況についても報告しました。

### ■ 本部組織の一部変更

全信組連は、平成26年7月1日付で、運用ポートフォリオ管理および引当等統括管理に対して効率的に対応する体制整備と経営組織の簡素化を目指し、以下のとおり組織を変更しました。

- ①「リスク統括部」の「リスク管理課」を「財務企画部」へ移管し、「財務企画部」の「経理課」を「リスク統括部」へ移管
- ②「リスク統括部」を「経営管理部」へ名称変更するとともに「審査課」を「管理課」へ名称変更
- ③「信組支援部」の「信組支援第一課」「信組支援第二課」「経営指導管理室」をそれぞれ、「サポート企画課」「信組支援課」「経営指導管理課」へ名称変更



## 経営管理・リスク管理体制

● 経営体制 .....	12
● 金融円滑化管理への取組み・中小企業の経営の改善 および地域の活性化のための取組み状況 .....	13
● コンプライアンス体制 .....	14
● 顧客保護等管理体制 .....	16
● 自己資本管理体制 .....	18
● リスク管理体制 .....	19
● 資産内容の開示 .....	26
● 個人情報保護への取組み・広報体制 .....	28

全信組連は、信用組合の系統中央金融機関として、信用組合の多様な金融ニーズに応えるため、経営の健全性確保と経営体制の強化に努めています。

**業務執行体制**

**総会**

全信組連は、毎年6月、会員である信用組合の出席のもと「総会」を開催しています。

総会は最高意思決定機関であり、一定の重要事項については法律により総会で議決することが求められています。

また、総会前には、全国9地区でミニ総会としての「くみれん懇談会」を開催しています。

くみれん懇談会には、理事長をはじめ常勤役員が出向き、総会への報告・付議事項について説明するとともに、業務運営等について幅広く意見交換を行っています。

**理事会**

全信組連は、業務執行にかかる意思決定等を行うため、年4回以上、「理事会」を開催しています。

全信組連の理事については、定数の3分の2以上は会員である信用組合の代表役員でなければならないとされており、予め定められた選出ブロック毎に、信用組合の代表権を有する役員が選任されています。

**常勤理事会・正副会長**

理事会は、業務執行にかかる決定機関ですが、一定の事項については理事長に委任されており、理事

長は委任事項の決定にあたり常勤の理事で構成する「常勤理事会」において協議することとしています。

また、業務の適切かつ円滑な運営を図るため、理事長の諮問機関として「正副会長会」を置き、業務運営に関して意見を求めることにしています。

**監査体制**

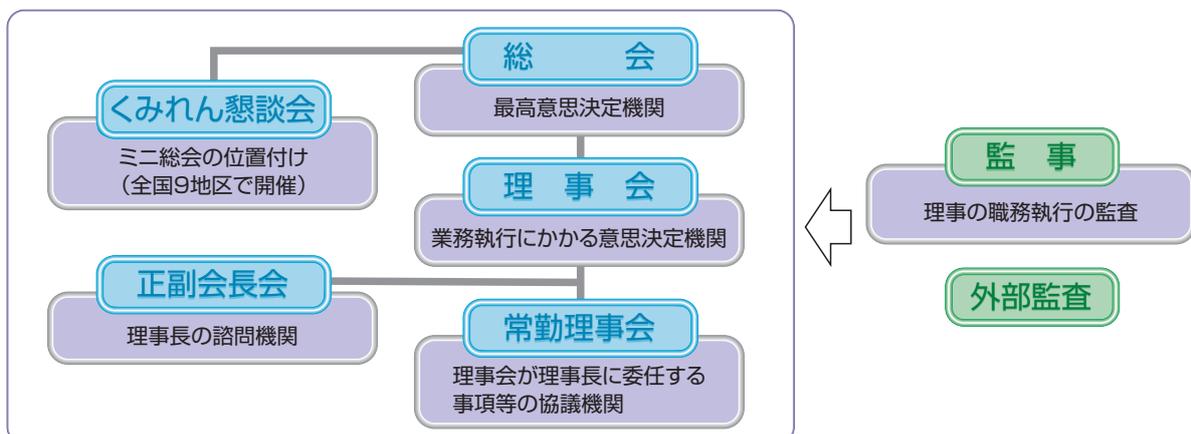
全信組連は、信用組合業界から選任された非常勤監事のほか、平成9年5月に設置した員外監事および常勤監事による監査を行っており、さらに平成10年度からは会計監査人による外部監査制度を導入しています。

また、業務の健全かつ適切な運営を図るため、内部監査部門を他の組織から独立させ、各部室店に対し年度計画に基づく監査を実施しています。

内部監査では、業務の多様化・システムの高度化等の情勢変化に対応し、事務処理監査に加え内部管理態勢（コンプライアンス・リスク管理）の検証・評価を行い、事故の未然防止、健全性の確保に努めています。

全信組連は、このようなさまざまな監査体制を通じて、経営の健全性の確保とコーポレートガバナンスの強化に努めています。

**経営体制**



## 金融円滑化管理への取組み

全信組連は、信用組合を通じ、中小企業金融円滑化法施行以前より、通常の業務として、中小企業のお客様および住宅資金ご利用のお客様からの債務の返済猶予や条件変更などの相談に柔軟に対応するとともに、経営相談および経営改善に向けた取組みに関する支援に全力で取り組んできました。同法期限到来後も、全国信用組合中央協会が公表している業界申し合わせの趣旨に則り、適切に対応していきます。

### ○ 貸付条件の変更等の実績

(単位：件、百万円)

債務者	貸付条件の変更の申込									
			うち、実行に係る貸付債権		うち、謝絶に係る貸付債権		うち、審査中の貸付債権		うち、取下げに係る貸付債権	
	債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額
中小企業者	116	7,282	108	7,020	3	33	1	69	4	158
住宅資金借入者	236	2,877	219	2,678	4	71	2	13	11	113

(注) 1. 平成21年12月7日から平成26年3月末日までの累計実績です。  
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて記載しております。

## 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組み状況

### ■ 中小企業の経営支援に関する取組方針

全信組連は、信用組合を通じ、中小企業のお客様および住宅資金ご利用のお客様から、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談があった場合には、お客様の特性および事業の状況等を十分に把握したうえで、柔軟に対応するよう努めます。

### ■ 中小企業の経営支援に関する態勢整備

- 全信組連は、信用組合を通じ、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、お客様の実態を十分に踏まえ、迅速な検討・回答に努めるため、貸付条件の変更等に係る情報を集約し、貸付条件の変更等の適否を審査するとともに、その内容を記録、保存等いたします。
- 全信組連は、貸付条件の変更等をしたお客様の進捗状況や貸付条件の変更等を行った後、経営改善努力を行っているお客様に対して、信用組合を通じ、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導および経営改善支援に努めています。
- 態勢整備の推進状況・問題点について、お客様の利害が著しく阻害されるおそれがある事案等については、速やかに理事会等に報告し、問題の解決、再発防止に努めています。

### ■ 中小企業の経営支援に関する取組状況

全信組連は、経営革新等支援機関(認定支援機関)として認定されている信用組合をサポートするため、中小企業庁や政府関係金融機関、先進信用組合と連携し、各種補助金や専門家派遣の制度等について研修会を開催するなど、随時情報提供をするとともに、日本政策金融公庫と信用組合との連絡窓口の整備を行い、信用組合が取引先支援をより円滑に実施できる態勢を整えています。

また、他の金融機関から借入を行っているお客様から貸付条件の変更等について、信用組合を通じ、お申込み・ご相談があった場合には、お客様のご要望に基づき、該当する他の金融機関、政府関係金融機関、信用保証協会、住宅金融支援機構、事業再生ADR解決事業者、地域経済活性化支援機構、中小企業再生支援協議会等との間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めています。

### ■ 地域の活性化に関する取組状況

全信組連は、信用組合が地域の様々なお客様の資金需要に対応できるよう、医療・介護事業や環境・エネルギー事業等を対象とした代理貸付商品「くみれん地域サポートローン」を提供するとともに、信用組合に対して地域経済活性化支援機構など外部機関の活用促進や、信用組合業界における先進的な取組事例の紹介等、信用組合が地域経済の発展に寄与できる取組みを行っています。

### 基本的な考え方

法令等遵守(コンプライアンス)は、信用が最大の財産ともいえる金融機関にとって、経営の健全性を高め、社会からの信頼を得るうえでの基本原則であり、役職員一人ひとりが日々の業務運営の中で着実に実践しなければなりません。

全信組連は、信用組合の系統中央金融機関として、自らの社会的責任と公共的使命を常に認識し、コンプライアンスを経営の最重要課題として取り組むこととしています。

### コンプライアンス体制

全信組連は、コンプライアンス体制を円滑に機能させるため、本部に統括部署、また、営業部店と本部各部室にコンプライアンス担当者を配置するなど、全社的な取組みのもと、役職員が一丸となり、コンプライアンスの徹底に努めています。

#### ■ 役員

理事長は、年頭所感や部店長会議等、可能な機会をとらえコンプライアンスに対する取組姿勢を示しています。

理事は、コンプライアンスに関して率先垂範した取組みと体制整備の実践、進捗状況の把握等に努めています。

#### ■ 統括部署

コンプライアンス統括部署である総務部は、コンプライアンスの企画立案をはじめ、職員からの相談や研修の実施、各部室店の研修指導といった啓蒙活動および不祥事件等の未然防止など、コンプライアンスに関する事項全般を担当し、各部室店と連携してコンプライアンスの推進に努めています。

#### ■ コンプライアンス担当者

各部室店に配置のコンプライアンス担当者は、部室店の職員への研修会を実施したり、相談に応えるなど、一番身近な立場でコンプライアンスの徹底と推進に当たっています。

また、コンプライアンス担当者は、一次チェック部門として、日常業務におけるコンプライアンスの遵守状況をモニタリングし、統括部署へ報告を行うなどの活動を通して、コンプライアンス重視の職場環境の整備に努めています。

#### ■ 監査部署

監査部は、不祥事件等の調査や二次チェック部門として、コンプライアンスの状況を監査しています。

### コンプライアンス・プログラム

全信組連は、コンプライアンスを実現させるための具体的な計画として、「コンプライアンス・プログラム」を作成し実践しています。

平成25年度の主な活動内容、平成26年度の主な推進計画は次のとおりです。

#### ■ 平成25年度の主な活動内容

- ① 各種会議等を利用した教育・啓蒙活動により、職員のコンプライアンス・マインドの浸透に努めました。

また、当年度は特に階層別研修として、役員および幹部職員を対象としたコンプライアンス研修を実施しました。

- ② 社会・経済環境の変化等を踏まえ、全信組連の倫理や行動のあり方およびコンプライアンスに対する基本的な考え方を示した「倫理憲章」を改定しました。
- ③ コンプライアンスの推進や適正な周知を図るため、全役職員に配布の「法令等遵守ハンドブック」を関係法令の改正等に合わせて見直しを行うとともに、その周知徹底に努めました。

#### ■ 平成26年度の主な推進計画

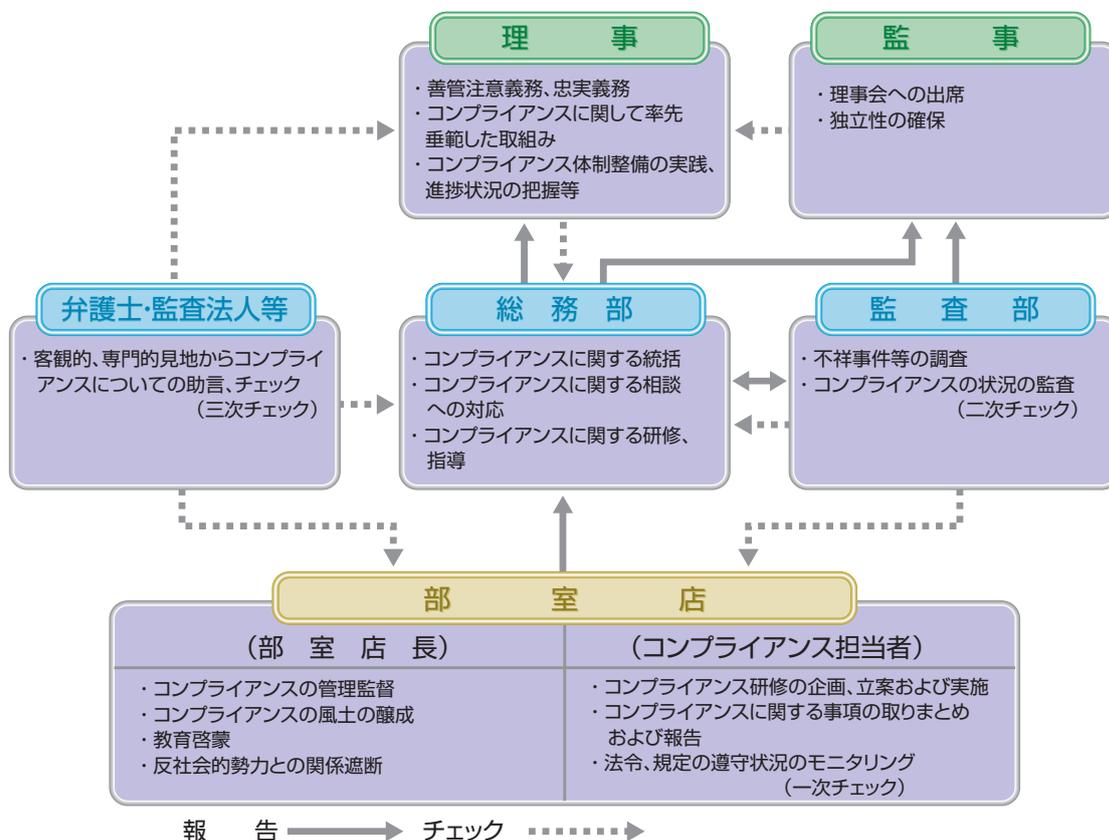
- ① プログラムに基づく内部研修の適時適切な実施による職員への教育・啓蒙活動により、職員のコンプライアンス・マインドの向上を図ります。
- ② コンプライアンス推進の実効性確保のため、モニタリングおよびフォローアップの堅確な取組みを行います。
- ③ 各部室固有のリスクに対処する具体的な実践計画を作成し、きめ細かな推進活動に取り組みます。

## 倫理憲章

全信組連は、「経営理念」等を踏まえ、「倫理憲章」を制定しております。

1. 全信組連の公共的使命	全信組連は、公共的使命の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて、社会からの揺るぎない信頼の確立を図る。
2. 質の高い金融サービスの提供	全信組連は、創意と工夫を活かし、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融サービスの提供を通じて、信用組合とともに経済社会の発展に貢献する。
3. 法令等の厳格な遵守	全信組連は、法令やルールを厳格に遵守するとともに、社会規範に従い、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
4. 社会とのコミュニケーション	全信組連は、経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く社会とのコミュニケーションを図る。
5. 職員の人権の尊重等	全信組連は、職員の人権と個性を尊重するとともに、安全で働きやすい職場環境を確保する。
6. 環境問題への取組み	全信組連は、資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するほか、環境保全に寄与すべく環境問題に積極的に取り組む。
7. 社会貢献活動への取組み	全信組連は、社会とともに歩む「良き市民」としての強い自覚をもち、信用組合とともに積極的に社会への貢献活動に取り組む。
8. 反社会的勢力との関係遮断	全信組連は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもってこれを排除し、関係遮断を徹底する。

## コンプライアンスにおける役割と報告・チェック体制



## 基本的な考え方

全信組連では、経営方針に則り、顧客の保護および利便の向上に向けた管理方針として「顧客保護等管理方針」を定めています。

同方針では、当会業務の特性等を勘案して、顧客保護の範囲のほか、対象業務、顧客保護を行うべき管理方針を明確にしています。

## 顧客保護等管理方針の概要

### ■ 目 的

全信組連における顧客の保護および利便性向上を図るため、その対象とする顧客および業務の範囲を明確にし、顧客を保護するための管理の方針を定めることを目的としています。

### ■ 顧客の範囲

全信組連が直接または間接的に提供する金融取引・金融サービス等(以下、「商品等」という)を利用される方および利用しようとする方としています。

### ■ 対象業務

顧客保護の対象とする業務は次のとおりです。

- リスクの所在などを明示する必要がある業務
- 顧客への十分な説明が必要な業務
- 顧客から苦情・相談等が寄せられる可能性がある業務
- 外部委託している業務で顧客保護等の必要性がある業務

### ■ 顧客保護等管理

#### ● 顧客への説明

顧客への商品等の説明や情報提供にあたっては、顧客のニーズや財産状況、当該商品等の契約を締結しようとする目的等を的確に把握し、適切かつ十分な説明を行います。

また、顧客の理解度を確認したうえで適切な商品等を提供するとともに、必要に応じて適切な情報を提供し、適切な記録・保管態勢を構築します。

#### ● 顧客へのサポート

顧客の相談・苦情等に対しては、常に公平な立場で事実確認を行い、顧客の立場を尊重して誠実に対応いたします。

また、顧客の声を真摯に傾聴し、顧客の真意を把握するとともに、公正な調査により事実関係と責任の所在を明確にし、迅速かつ十分な対応を図ります。

#### ● 顧客情報の管理

顧客情報の管理にあたっては、当該情報の外部漏えい、不正使用等が生じた場合、業務上多大な損害を被り、社会的信用を失墜する危険性があること等を認識し、利用目的以外の目的で利用いたしません。

また、顧客情報の第三者提供については、法令等で定める場合を除き、あらかじめ、顧客本人の同意を得るとともに、顧客情報の保存・管理にあたっては、適切な安全管理措置を講じます。

#### ● 外部委託管理

当会の業務を外部に委託する場合における顧客情報や顧客への対応管理にあたっては、外部委託先の選定基準を充足し、当該業務を適切に遂行する能力を有する者に委託いたします。

また、外部委託にあたっては、当会顧問弁護士およびリーガル・チェック部門のチェックを受けた契約を締結するとともに、契約にあたっては、委託業務を的確に遂行するための必要事項を掲載し、外部委託先に遵守させることとします。

## お客様からの相談・苦情等の対応について

全信組連は、お客様からのお取引に関するさまざまなご相談やご照会、ご意見・苦情等のお申し出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって全信組連に対するお客様の信頼の向上に努めております。

### ● 苦情処理措置

全信組連とのお取引に関するさまざまなご相談やご照会、ご意見・苦情等のお申し出については、全信組連各相談窓口でお受けしております。

なお、お客さまからの相談・苦情等の対応手続きにつきましては、全信組連ホームページをご覧ください。

### ○ 苦情処理窓口

受付時間：月～金(土・日、祝日・その他金融機関休業日は除く) 9:00～17:00

窓 口	電話番号	窓 口	電話番号	窓 口	電話番号
総務部	03-3562-5111	札幌支店	011-271-5111	大阪支店	06-6944-0111
証券国際部※	03-5600-3918	仙台支店	022-293-5111	広島支店	082-245-7111
本店営業第一部	03-3562-5141	新潟支店	025-247-8111	福岡支店	092-473-8111
本店営業第二部	03-3562-5157	名古屋支店	052-451-2111		

※証券国際部は、外国為替、証券窓販に関する事項についてお受けしております。

### ● 紛争解決措置

全信組連とのトラブルがなかなか解決しないお客様につきましては、しんくみ相談所へお申し出いただくこともできます。

しんくみ相談所では、お客様からの申し出に基づき、以下の弁護士会紛争解決センター・弁護士会仲裁センター利用のご案内をしております。また、お客様から直接弁護士会紛争解決センター・弁護士会仲裁センターへお申し出いただくこともできます。

なお、弁護士会紛争解決センター等につきましては、東京都以外のお客様にもご利用いただけます。

### ○ 紛争解決窓口

しんくみ相談所	電話番号	受付時間
全国信用組合中央協会	03-3567-2456	月～金(土・日、祝日・協会の休業日は除く) 9:00～17:00
弁護士会紛争解決センター・ 弁護士会仲裁センター	電話番号	受付時間
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金(土・日、祝日・年末年始は除く) 9:30～12:00 13:00～15:00
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金(土・日、祝日・年末年始は除く) 10:00～12:00 13:00～16:00
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金(土・日、祝日・年末年始は除く) 9:30～12:00 13:00～17:00

※弁護士会紛争解決センター・弁護士会仲裁センターでは、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

\*移管調停・現地調停は、全国の弁護士会で実施している訳ではありませんので、ご注意ください。具体的内容は、弁護士会紛争解決センター・弁護士会仲裁センターにご照会ください。

## 基本的な考え方

全信組連では、自己資本管理を「経営体力の範囲内で各リスクカテゴリー別に自己資本を最適配賦することで財務の健全性を確保しつつ資本効率を高めるとともに、自己資本比率を適切な水準に維持すること」と定め、「リスク資本管理」と「自己資本比率管理」を柱とする自己資本管理体制を構築しています。

具体的には、期初に定める事業計画や各種施策の実施計画、収益目標等に基づき、理事会において当該年度間における資本配賦額(リスク資本・リスク資本枠)および目標自己資本比率を定め、自己資本管理部署がリスク資本・リスク資本枠の使用状況および自己資本比率の両面から、自己資本充実度の評価を行っています。

## 評価方法の概要

### ● リスク資本管理

全信組連では、自己資本によりカバーすべきリスクを「信用リスク」、「市場リスク」、「オペレーショナル・リスク」と定め、それぞれのリスクに対して必要自己資本を配賦するとともに、それぞれのリスク統括管理部署が当該リスクをモニタリングして管理しています。

配賦原資とする自己資本は、期初における自己資本比率算定上の自己資本額としており、モニタリングしたリスク量をもとに、ALM委員会にてリスクコントロールする体制を構築しています。

### ● 自己資本比率管理

全信組連では、経営の健全性と信用組合業界の系統中央金融機関としての信用力の維持・向上を図る観点から、目標とする自己資本比率を独自に定め自己資本管理部署が管理しています。

自己資本比率管理については、自己資本管理部署が自己資本比率の算定を行い、その結果をALM委員会にて管理する体制を構築しています。

## 自己資本調達手段の概要

全信組連の自己資本は、出資金、資本剰余金および利益剰余金等のほか、適格旧資本調達手段として自己資本への算入が認められている永久劣後ローンにより構成されております。また、連結自己資本については、上記に加え、少数株主持分も含まれます。

なお、全信組連の自己資本調達手段の概要は下記のとおりです。

### ○ 単体

普通出資	①発行主体：全国信用協同組合連合会 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：48,855百万円
非累積的永久優先出資	①発行主体：全国信用協同組合連合会 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：10,000百万円 ③配当率：年0.4%
永久劣後ローン	①発行主体：全国信用協同組合連合会 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：34,850百万円 ③期限前弁済等を可能とする特約：あり 期限前弁済をする場合は、平成31年1月以降の利払日において、監督官庁の事前承認を得たうえで、全部または一部

### ○ 連結

普通出資	同上
非累積的永久優先出資	同上
永久劣後ローン	同上
少数株主持分	①発行主体：しんくみ総合サービス株式会社、信組情報サービス株式会社、全国しんくみ保証株式会社 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：382百万円

基本的な考え方

金融の国際化の進展や金融技術の高度化に伴い、金融機関が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、金融機関経営にとってリスク管理の強化・高度化の重要性はますます高まっています。

こうした経営環境を踏まえ、全信組連では、直面する各種リスクを適切に管理することにより経営の健全性を維持するとともに、リスクに見合った収益の確保に努めています。

具体的には、理事会においてリスク管理に関する基本的な考え方を「事業方針」や「リスク管理方針」に定め、理事長は、この方針に基づいて業務を統括し、リスク管理にかかる必要な指示を行っています。

また、原則として業務執行部署から独立した各リスク統括管理部署がそれぞれのリスクを管理し、これを統合的リスク管理部署が統合的に把握・管理するほか、統合的・信用・市場および流動性リスクはALM委員会が組織横断的に評価・検討することで、リスク管理の実効性と相互牽制機能の有効性の確保に努めています。

統合的リスク管理

● リスク資本管理

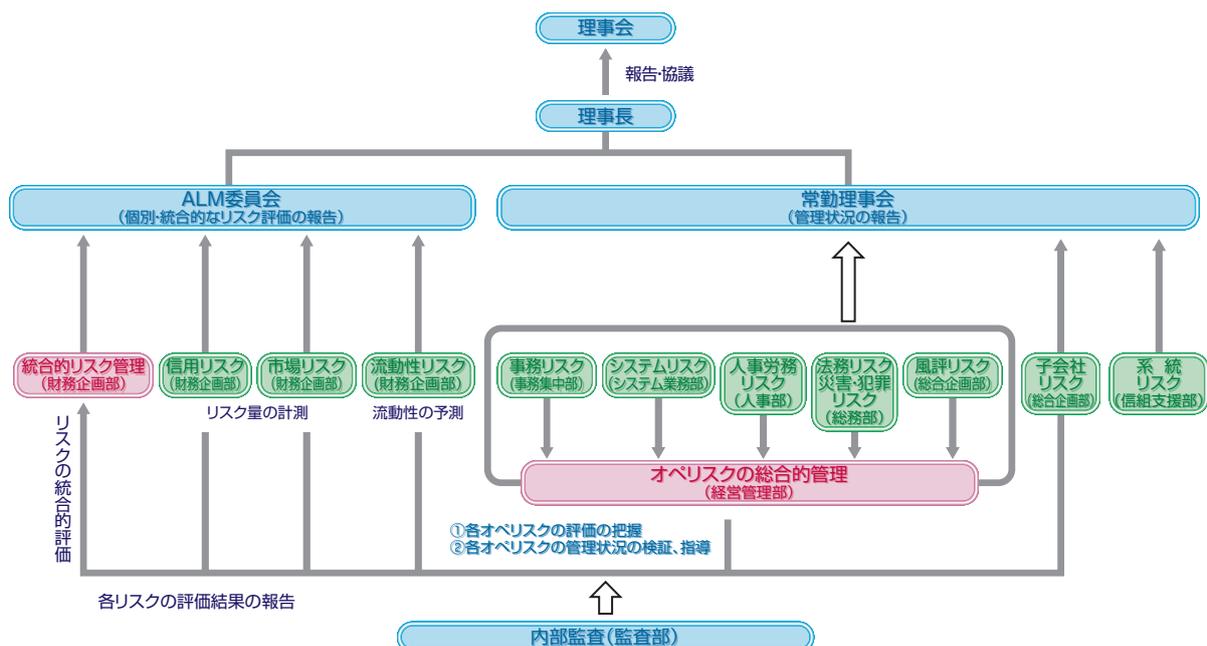
全信組連では、統合的リスク管理(注1)の対象リスクを、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクおよび子会社リスクとしています。そのうえで、各リスクをリスク特性に応じて定量的または定性的に評価するとともに、それら評価結果を統合的にとらえ、経営体力の範囲内にリスクがコントロールされているか検証し、業務運営の健全性確保に努めています。

具体的には、VaR法(注2)等によって計測・評価された信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクのリスク量を合算のうえ、リスク資本との対比を行い、検証結果をALM委員会に報告しています。

(注1) 統合的リスク管理とは、リスク・カテゴリー毎に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力(自己資本)と比較・対照することによってリスク管理を行うことをいいます。

(注2) VaR (バリュー・アット・リスク)法とは、将来の一定期間(保有期間)に、一定の確率(信頼区間)の範囲内で被る可能性のある最大損失額を統計的に推定する手法です。

リスク管理体制



## リスクの内容と管理

### ■ 信用リスク

#### ● リスク管理の方針

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクです。

全信組連では、信用リスクが顕在化した場合の損失が戦略目標の達成に重大な影響を与えるとの認識のもと、理事会において「与信リスク管理基本方針(クレジットポリシー)」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、「信用リスク管理規程」に則り、信用リスクを適正に把握・管理する体制を構築しています。

具体的には、信用リスクの管理対象を会員信用組合およびその組合員への貸出のほか事業法人への直接貸出、さらには、社債等の市場運用に伴って信用を供与する一切の取引とし、信用リスクの統括管理部署は、それら資産にかかる信用リスク量をVaR法により計測のうえ、リスク資本枠と比較・検証を行い、ALM委員会に報告しています。

また、与信判断においては、与信先等の信用格付を実施し、定期的な見直し等による事後管理の徹底を通じて、信用リスクを早期かつ適正に把握・管理するとともに、厳正な自己査定を実施し、適正な償却・引当を行い資産の健全性の確保に努めています。

このほか、信用格付別・個社別・グループ別等に与信上限を設定のうえ与信状況を把握・管理し、信用リスクの集中防止に努めています。

#### ● 手続きの概要

全信組連では、与信先等の信用状況の把握が何よりも重要であるとの認識のもと、信用格付を与信運営の中心に据え、取引先の財務・収支状況に関する定量的な評価を基本に、定性面の評価を勘案のうえ、厳正な信用格付を実施し、与信判断を行っています。

この信用格付は、年1回の定期見直しとともに、与信先等の財務状況等の変化に応じて機動的な見直しを実施するなど事後管理の徹底を通じ、信用リスクの早期かつ適正な把握・管理に努めています。

また、個々の与信案件については、営業関連部署の一次審査後、審査管理部署において二次審査を行い、案件内容に応じて審査委員会および理事会に諮るなど、適正かつ厳正な審査と相互牽制が働く体制を維持・強化しています。

さらに、「総運用限度管理規程」等に基づき、信用格付別・個社別・グループ別等にそれぞれ与信上限を設定するなど信用リスクの集中排除に努めるとともに、信用リスクの計量化により、与信ポートフォリオから発生する予想損失額<sup>(注)</sup>を把握し、過大なリスクテイクの回避を図っています。

信用コストに対する貸倒引当金は、「資産自己査定基準」および「償却・引当規程」に基づき算定しています。

このうち、一般貸倒引当金については、正常先、要注意先、要管理先について、信用格付区分または債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率等に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。

また、個別貸倒引当金については、破綻懸念先、実質破綻先および破綻先ともに、担保・保証により保全措置が講じられた部分を除いた未保全額に対して貸倒実績率等に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。

なお、上記の引当については、営業関連部署の一次査定、審査管理部署の二次査定、さらに検証部署が厳正な検証を行った資産自己査定結果に基づき行っています。

(注) 与信ポートフォリオから発生する予想損失額とは、格付低下による資産価値の減少および法的倒産時の未回収額を指します。

#### ● リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定には以下の4つの適格格付機関を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

### ● 信用リスク削減手法

信用リスク削減手法とは、全信組連が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保などの適格金融資産担保付取引や保証などが該当します(全信組連では、適格金融資産担保付取引について簡便手法を採用しています)。

全信組連では、融資の実行にあたっては、資金使途、返済原資、財務内容や事業環境など、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置づけとして認識しています。

信用リスク削減手法のうち、全信組連が受入れる主要な担保は預金(お取引先が全信組連に預入している定期預金)ですが、その手続きについては、「貸出事務取扱要領」に基づき適切な徴求・管理を行っています。

また、全信組連が保有する債権に対する保証には、政府・地方公共団体や金融機関による保証等がありますが、このうち金融機関の保証は主に代理貸付金において委託先の信用組連が債務保証を行っているものです。

なお、お取引先が期限の利益を失った場合には、与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、この際、信用リスク削減方策の一つとして、「全国信用協同組合連合会取引約定書」等の定めに基づき、法的に有効である旨を確認のうえ、事前の通知および所定の手続きを省略して払戻充当することができることとしています。



### ■ 市場リスク

#### ● リスク管理の方針

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債(オフバランスを含む。)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクです。

市場リスクの統括管理部署は、VaR法により業務別および資産・負債全体の市場リスク量を計測し、これらがリスク資本枠を超えないよう厳格なモニタリングを実施し、ALM委員会に報告しています。

また、計測した各リスク量が当初予想された損益の範囲内であるかをバックテストにより検証し、モデルの信頼性を確認するとともに、市場環境の急激な変化を想定したストレステストを実施し、ポートフォリオ管理に活用しています。

#### ● 金利リスク

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債の価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、全信組連ではこれらについて定期的に計測・評価を行い、適宜、適切にコントロールする体制をとっています。

具体的には、金利リスクを含む市場リスク全体をVaR法により計測してリスク量の上限管理を行うとともに、金利リスクについては、金利感応度による分析(デュレーション分析(注1)、BPV分析(注2)、アウトライヤー基準に基づく金利リスク分析(注3))や、金利更改を勘案した期間損益シミュレーションに基づく収益への影響度算出などの方法による分析を行い、その結果をALM委員会に報告し、これを受け委員会で協議・検討を行うことにより適切なリスクコントロールに努めています。

- (注) 1. デュレーションとは、キャッシュフローに基づき時価評価した資産・負債の加重平均残存期間(年数)をいい、この値が大きいほど、金利変動に対する価値変動が大きくなります。
2. BPV(ベース・ポイント・バリュー)とは、全ての期間の金利が一定幅(1ベース=0.01%)変動した場合の資産・負債の価値変動額を表しています。
3. アウトライヤー基準に基づく金利リスクとは、金融庁の監督指針に基づく標準的金利ショックを前提とした金利リスク量のことです。

● 内部管理上使用した金利リスクの算定方法の概要

全信組連では、以下の定義に基づき毎月金利リスク量を算定しています。

内 容	定 義
計 測 手 法	内部計算方式(再評価方式)、一部GPS方式
計 測 対 象	運用・調達勘定のうち、市場金利の影響を受ける資産・負債
金利ショック幅	10BPの平行移動および99%タイル値または1%タイル値
観測期間等	観測期間：最低5年 保有期間：1年
コア預金 (アウトライヤー基準に基づく 金利リスク分析に適用)	対 象：要求払預金 算定方法：下記①～③のうち最小の金額 ①過去5年の最低残高 ②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高 ③現残高の50%相当額 満 期：0年と5年に均等に振分け(平均2.5年)

- (注) 1. %タイル値とは、計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値をいい、99%タイル値は99%目の値のことです。  
2. コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく預金者の要求により随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間滞留する預金をいいます。

● 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

	99%タイル値	1%タイル値
平成24年度	△ 30,566	65,590
平成25年度	△ 19,687	27,605

- (注) 1. アウトライヤー基準に基づく金利リスク分析の結果を開示しています。  
2. コア預金については、「現残高の50%相当額」を0年と5年に均等に振分けています。  
3. 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額に与える影響が僅少なため、連結ベースの計数は算定しておりません。  
4. 平成25年度より、金利リスク量の計測手法を一部変更しております。

■ 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出等により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)、および市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)です。

全信組連は、信用組合の系統中央金融機関として、会員信用組合の資金需給を調整するとともに会員信用組合の余裕資金を効率的に運用する役割を担っています。

こうした認識のもと、資金繰りリスクについては、資金繰りにかかるリスク管理指標とそのガイドラインを設定し、適正な流動性資金の水準を維持・管理するとともに、ALM委員会において資金繰りリスクに関する事項の報告と審議を行っています。

一方、市場流動性リスクについては、「市場流動性リスクモニタリング基準」において、モニタリングの対象商品、指標および頻度等を定め、遵守状況を定期的にチェックしています。

また、外貨流動性リスクについては、外貨流動性リスクに備えるための基本方針および管理体制等を定めた「外貨流動性リスク管理基準」により適切な管理に努めています。

なお、経済や市場等の外部環境などの急変により流動性危機の発生が予想される場合は、対応策を協議するための緊急会議の開催等により機動的な対応を図ることとしています。

## ■ オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動、コンピュータシステムの不適切、または外生的事象により損失を被るリスクです。

全信組連では、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人事労務リスク、災害・犯罪リスクおよび風評リスクをオペレーショナル・リスクの管理対象とし、これらリスクを総合的に管理する体制を整備しています。

具体的には、各リスクの統括管理部署は、管理するリスクの影響および発生可能性を勘案のうえ、各種対策を講じリスク顕在化の防止に努める一方、総合的管理部署は、その管理状況を定期的にモニタリングし、必要に応じ指示・指導を行います。

なお、オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法は、基礎的手法を採用しています。

### ● 事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。

全信組連では、各業務の所管部署による事務規程等の見直し・整備や、事務リスクの統括管理部署による事務ミス発生状況の実態把握とその還元を通じて、事務処理水準の向上や事務ミス防止の徹底に努めています。

また、事務ミス等が発生した場合には速やかに解決のための適切な対策を講じるとともに、事務リスクの統括管理部署が助言・指導を行い再発防止に努めています。



### ● システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い、金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクです。

全信組連は、会員信用組合との間の預貸金等取引を電子ネットワーク取引(くみれんネットシステム)で行うとともに、全国の信用組合が取扱う内国為替、CD提携、しんくみアンサーなどのシステムの業界中央センター(全信組センターシステム)を運営しているほか、子会社である信組情報サービス(株)が信用組合の勘定処理等を行う共同電算センター(SKCCセンターシステム)を運営するなど、系統中央金融機関として業界の重要なシステムを担っています。

全信組連では、これらコンピュータシステムの安全稼働を確保するため、セキュリティポリシーに基づいた各種対策を実施するとともに、万一障害が発生した場合の影響の極小化と早期復旧を図るため、情報資産に関する管理体制の整備、コンピュータ資源の二重化および障害復旧訓練などの対策を講じています。

## ■ 証券化エクスポージャーのリスク

### ● リスク管理の方針およびリスク特性の概要

証券化とは、金融機関が保有する貸付債権や企業が保有する不動産などの資産価値を裏付けに優先劣後構造のある複数の証券として組み換え、第三者に売却して流動化することを指します。一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、当該証券を購入する投資家に大きく分類されます。

全信組連においては、オリジネーター業務の取扱いはありませんが、投資家の立場で、有価証券投資の一環として購入しています。

全信組連が保有する証券化エクスポージャーについては、信用リスクおよび市場リスクが内包されておりますが、「総運用限度管理規程」、「市場運用業務取扱要領」で定める保有限度枠内で取り扱うとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

### ● 自己資本比率告示第225条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備およびその運用状況の概要

証券化エクスポージャーについては、運用部門において、証券化エクスポージャーおよびその裏付資産に係る市場の状況等モニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて定期的および適時に入手可能であることを事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスクおよび構造上の特性等の分析を行い、ALM委員会の協議を経て決定した運用計画に基づき投資を行っております。

なお、リスク特性が異なる新商品に投資する際には、リスク管理担当部門の与信審査を経て投資の可否を決定しております。

また、保有している証券化エクスポージャーについては、運用部門において当該証券化エクスポージャーおよびその裏付資産に係る情報を信託会社等から定期的および適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行っており、モニタリング結果については半期ごとに担当役員まで報告しております。

### ● 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

全信組連は、信用リスク削減手法として証券化取引および再証券化取引を用いておりません。

### ● 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

標準的手法を採用しています。

### ● 全信組連の子法人等(連結子法人等を除く)および関連法人等のうち、全信組連が行った証券化取引(証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む)に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

全信組連は、オリジネーターとして証券化取引を取り扱っていないため、全信組連の子法人等(連結子法人等を除く)および関連法人等は、全信組連が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しておりません。

### ● 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、全信組連が経理事務取扱要領に定める「金融商品に係る会計」に基づき処理し、本要領に定めのない部分については、日本公認会計士協会等が定めた「金融商品に関する会計基準」、「金融商品会計に関する実務指針」および「企業会計基準適用指針」により、適正な処理を行っております。

### ● リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定には以下の4つの適格格付機関を採用しています。

なお、投資の種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ(S&P)

## ■ 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスク

派生商品取引には、市場の変動により損失を被る可能性のある市場リスクや、取引相手が支払い不能に陥ることにより損失を被る可能性のある信用リスクが内包されています。

リスク管理手法としては、派生商品取引のリスクと保有する資産・負債のリスクが相殺されるように管理するほか、全信組連で定める「信用格付基準」、「総運用限度管理規程」等に則り、他の与信取引と一体として取引先の信用力に応じた与信限度額の設定を行ったうえ、信用リスク資本枠との対比により管理するなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、長期決済期間取引は行っておりません。

## ■ 出資等または株式等エクスポージャーのリスク

出資等または株式等エクスポージャーには、子会社への出資、信用組合発行の優先出資証券、政策投資株式および株式関連投資信託が該当します。

これらについては、次のとおりリスク管理を行い、適宜、経営陣に報告しています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、全信組連が経理事務取扱要領に定める「金融商品に係る会計」に基づき処理し、本要領に定めのない部分については日本公認会計士協会等が定めた「金融商品に関する会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に従って適正な処理を行っています。

### ● 子会社への出資

子会社の管理にかかる基本事項を定めた「子会社管理規程」に基づき、子会社管理の担当部門が、各子会社の業務範囲・規模・リスク特性に応じて、定期的子会社との連絡会を開催するなど、業務運営状況や経営状況についてきめ細かく把握・管理するとともに、経営上の重要事項について、適宜、報告を求めています。

また、内部監査部門が「子会社監査実施要領」に基づき、子会社の業務の適正確保を図るため、監査を実施しています。

### ● 政策投資株式

当該政策投資にかかる業務所管部署が、必要に応じて投資先の業務運営方針や業務運営状況等について説明を受けるほか、定期的に財務諸表等を徴求のうえヒアリングを行い、経営内容の適切な把握に努めています。

### ● 株式関連投資信託

リスク管理部門が「市場リスク管理規程」および「市場リスク量算出基準」に基づき、VaR法によ

りリスク量を把握し、設定されたリスク資本枠の範囲内であることを確認・監視しています。

### ● 信用組合発行の優先出資証券

信用組合に対する資本増強支援について定めた「資本増強支援制度規程」に則り、優先出資の発行信用組合から定期的に所定の報告書類を徴求のうえ、適時、ヒアリングを行うとともに、全国信用組合監査機構が原則として毎年、監査を実施し、経営状況の把握に努めています。



リスク管理債権

平成26年3月末の協同組合による金融事業に関する法律施行規則に基づくリスク管理債権額は、合計で24億97百万円となり、前年度に比べ1億55百万円の減少となりました。

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度	増減額
破綻先債権	56	16	△ 39
延滞債権	806	728	△ 77
3カ月以上延滞債権	—	—	—
貸出条件緩和債権	1,790	1,752	△ 38
リスク管理債権合計(A)	2,653	2,497	△ 155
貸出金合計(B)	333,403	298,540	△ 34,863
貸出金に占める割合(A/B)	0.7%	0.8%	0.0p

- (注) 1. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生、破産、民事再生、清算、手形交換所の取引停止処分等に該当する債務者に対する貸出金であり、自己査定における債務者区分が破綻先に対する貸出金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、上記1および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であり、自己査定における債務者区分が実質破綻先および破綻懸念先に対する貸出金です。
3. 3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、上記1および2を除く貸出金であり、自己査定における債務者区分が要注意先に対する貸出金の一部です。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、上記1から3に該当しないものであり、自己査定における債務者区分が要注意先に対する貸出金の一部です。

金融再生法に基づく開示債権

平成26年3月末の金融再生法に基づく不良債権額は、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」の合計で24億97百万円となり、前年度に比べ1億55百万円の減少となりました。

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度	増減額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	353	156	△ 196
危険債権	509	588	79
要管理債権	1,790	1,752	△ 38
不良債権合計(A)	2,653	2,497	△ 155
正常債権	331,434	296,643	△ 34,790
金融再生法に基づく開示債権合計	334,087	299,141	△ 34,946
担保・保証等(B)	1,022	624	△ 398
貸倒引当金(C)	55	305	250
保全額合計(D)=(B)+(C)	1,077	930	△ 147
担保・保証等、引当金による保全率(D)/(A)	40.6%	37.2%	△ 3.3p
貸倒引当金引当率(C)/(A-B)	3.3%	16.3%	12.9p

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、会社更生、破産、民事再生手続き等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であり、自己査定の債務者区分における破綻先および実質破綻先に対する債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権であり、自己査定の債務者区分における破綻懸念先に対する債権です。
3. 要管理債権とは、3カ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権であり、自己査定の債務者区分における要注意先に対する債権の一部です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3に該当する以外のものに区分される債権であり、自己査定の債務者区分における要注意先に対する債権のうち要管理債権以外の債権および正常先に対する債権です。
5. 担保・保証等(B)は、不良債権(A)における自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証等による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 貸倒引当金(C)は、正常債権に対する貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

自己査定と開示債権との関係および引当・保全の状況

全信組連では、金融検査マニュアルおよび日本公認会計士協会の実務指針等を踏まえた自己査定基準ならびに償却・引当規程に基づき、正確な資産実態の把握と適正な償却・引当を行っています。

平成26年3月期の自己査定結果と開示債権の関係および引当・保全の状況は下記のとおりですが、金融再生法の不良債権に対する引当と担保・保証等による保全率は、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」100%、「危険債権」100%、「要管理債権」10.5%であり、全体では37.2%となっております。

(単位：百万円)

自己査定と開示債権の関係			金融再生法に基づく開示債権の保全状況等					
自己査定債務者区分	リスク管理債権	金融再生法に基づく開示債権	自己査定における分類区分				引当率 (注1)	保全率 (注2)
			非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類		
破綻先 16	破綻先債権 16	破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権 156	担保・保証等による 回収可能部分 145	個別貸倒引当金 11		100%	100%	
実質破綻先 140	延滞債権 728			担保・保証等による 回収可能部分 315	個別貸倒 引当金 272			
破綻懸念先 588	3カ月以上 延滞債権 — 貸出条件 緩和債権 1,752	危険債権 588	担保・保証等による 回収可能部分 163				100%	100%
要 注 意 先		要管理先 1,752		要管理債権 1,752	一般貸倒引当金 21			
	その他の 要注意先		一般貸倒引当金 322 個別貸倒引当金 444					
正常先		正常債権 296,643						

合 計	リスク管理債権 2,497	金融再生法に基づく 開示債権 299,141	貸倒引当金	1,072	引当率 a/(b-c) 16.3%	保全率 (a+c)/b 37.2%
		不良債権(b) 2,497	不良債権に対する 貸倒引当金(a)	305		
			担保・保証等による回収 可能部分(c)	624		
			左記以外	1,873		

(注1) 引当率=不良債権に対し計上した貸倒引当金/(金融再生法に基づく不良債権額-担保・保証等による回収可能部分)  
 (注2) 保全率=(担保・保証等による回収可能部分+不良債権に対し計上した貸倒引当金)/金融再生法に基づく不良債権額

□リスク管理債権と金融再生法に基づく開示債権の関係について

リスク管理債権は貸出金のみを対象としているのに対して、金融再生法に基づく開示債権は貸出金以外の貸付有価証券、外国為替、未収利息、仮払金および債務保証見返を含んでいます。

なお、未収利息については、自己査定における債務者区分が「破綻先」「実質破綻先」「破綻懸念先」である場合「不計上」としていただきますので、金融再生法に基づく不良債権において開示される未収利息はありません。

## 基本的な考え方

全信組連は、個人情報保護法を踏まえ、個人情報の適切な保護および利用のために、「個人情報保護宣言」を制定し平成17年4月1日から公表しています。

## 個人情報保護宣言の概要

### ■ 利用目的

全信組連は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号、以下「個人情報保護法」という。)および関係法令等に基づき、お客様の個人情報について、その利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外で利用いたしません。

なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合は、当該利用目的以外で利用いたしません。

### ■ 第三者提供の制限

全信組連は、お客様の同意をいただいている場合や法令に基づく場合等を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、お客様の個人データを第三者に提供いたしません。

### ■ 個人データの委託

全信組連は、その利用目的の範囲内で、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。その場合は、適正な取扱いを確保するため、契約締結、実施状況の点検等を行います。

### ■ 個人データの共同利用

全信組連は、その利用目的の範囲内で、個人データを共同利用させていただいております。

なお、共同利用の取扱いにつきまして、見直しを行う場合は、あらかじめその内容を公表します。

### ■ 安全管理措置

全信組連は、取扱う個人データの漏えい・滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を実施し、業務委託先に対しては、必要かつ適切な監督に努めます。

### ■ 開示、訂正等のご請求手続き

全信組連は、個人情報保護法で定められているお客様からの開示、訂正等の請求手続きに関しまして、適切かつ迅速な対応に努めます。

※「個人情報保護宣言」の詳細につきましては、全信組連ホームページ等でご確認ください。

## 広報体制

全信組連は、信用組合の系統中央金融機関として、その業務内容や活動状況を幅広くみなさまにご理解いただくため、広報活動の強化に努めています。

ディスクロージャー誌の発行を始めとして、信用組合の組合員・お客さまを対象とした「ミニディスクロージャー誌」の発行やホームページの運営等を通じて、信用組合業界のPR・イメージアップに努めているほか、経営の透明性を高めるため、半期情報の開示を行っています。



ミニディスクロージャー誌



## 業務のご案内

● 預金業務 .....	30
● 貸出業務 .....	31
● 市場運用業務・業界へのサポート業務 .....	32
● 信用組合業界への支援業務 .....	33
● 機能補完業務 .....	34
● 社会貢献活動 .....	38

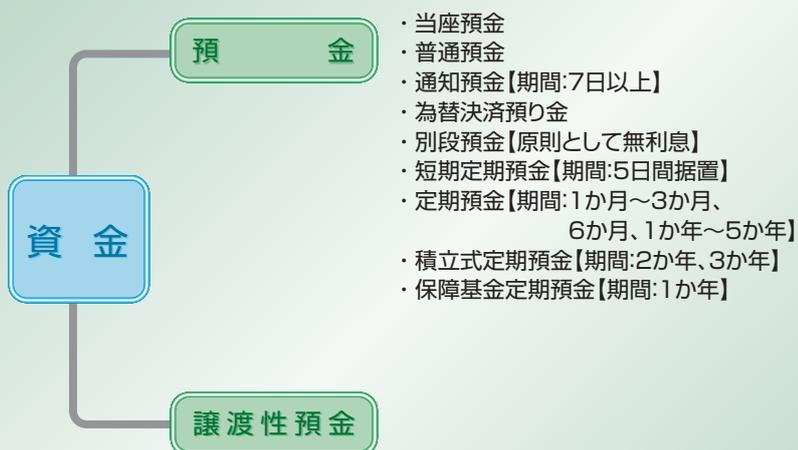
全信組連は、信用組合の支払準備資金や余裕資金を各種預金としてお預かりし、信用組合の資金の効率運用に資しています。

全信組連の預金の種類は、当座預金、普通預金、通知預金、定期預金など、一般の金融機関とほぼ同様の内容となっておりますが、全信組連特有の預金として、信用組合業界の信用維持・向上を図るために、全国の信用組合から所定額を受け入れる「保障基金定期預金」などがあります。

このほか、全信組連では、信用組合の窓口で取扱っている公共料金・保険料などの取りまとめの受託先（一般企業等）、地方公共団体、非営利法人など、信用組合以外からも一定の範囲内で預金の受入れを行っています。



### 資金の種類



全信組連は、信用組合に対する「会員貸付」と信用組合以外に対する「会員外貸付」を取り扱っています。

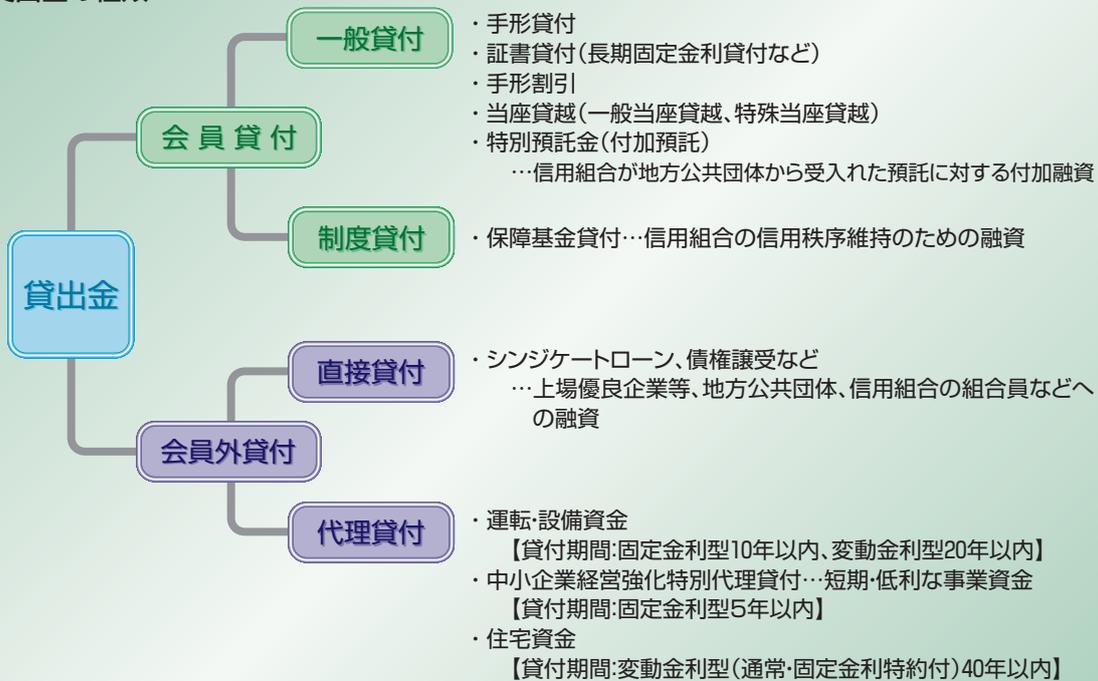
「会員貸付」には、信用組合の地域的・季節的な資金需要に応じて融資する「一般貸付」、信用組合の経営基盤強化など特定の目的に応じて貸付を行う「制度貸付」があります。

また「会員外貸付」には上場優良企業等を対象としたシンジケートローンへの参加や債権譲受などの「直接貸付」や、信用組合の窓口を通じて信用組合の組合員の方々に融資する「代理貸付」があります。

「代理貸付」では、中小企業向けの事業資金のほか、個人の方への住宅ローンを取扱っており、全信組連の資金が信用組合を通じて地域社会の繁栄に役立てられています。



### 貸出金の種類



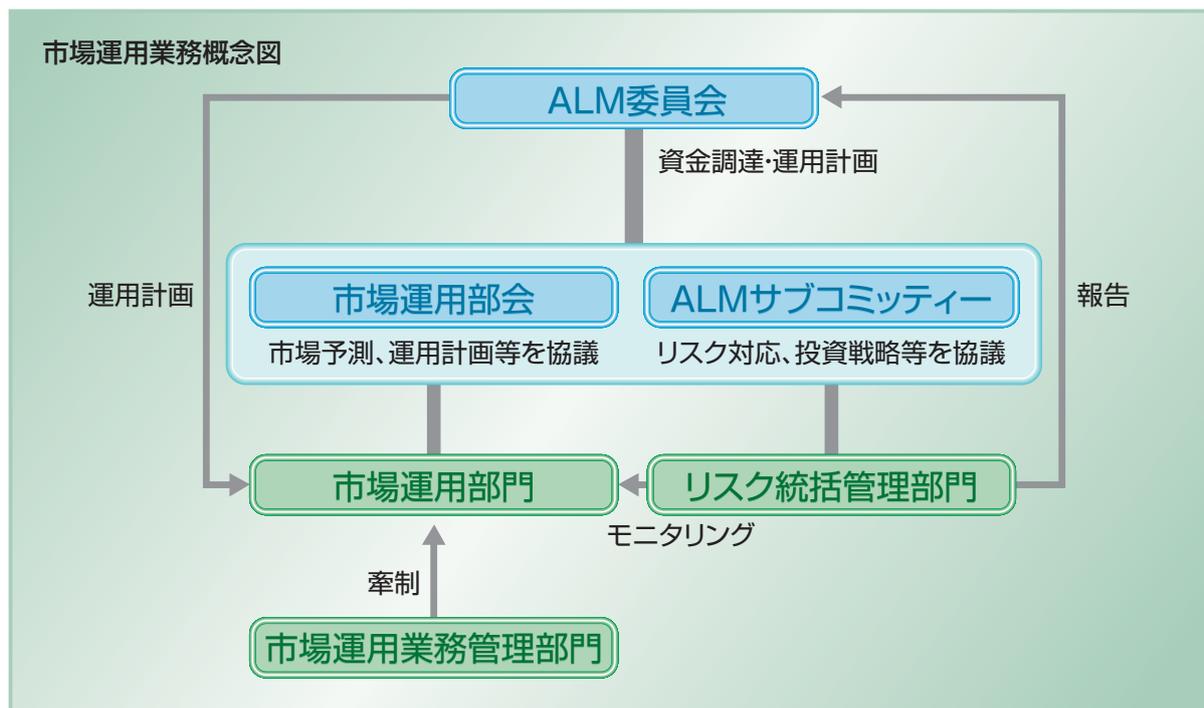
全信組連は、国内の機関投資家として、平成26年3月末現在、4兆7千億円を超える資金を金融・証券市場で運用しています。

全信組連が運用する資金の大半は信用組合からの預金を原資としており、全信組連は信用組合業界全体の余裕資金を取りまとめ効率的に運用する役割を担っています。

運用にあたっては、運用環境や収益見通し等を踏まえ、毎月開催するALM委員会で各運用部門の運用方針を決定しており、各運用部門は運用方針に基づき、収益性および各種リスク(金利リスク・信用リスク・流動性リスク)に留意しながら効率的な運用に努めています。



主な運用対象は国債や社債(国内・海外)であり、大半の資金を円建てで運用しています。また、分散投資の観点から、株式や投資信託等への投資を行い、運用の多様化を図っています。



業界へのサポート業務

全信組連は、国内有数の機関投資家として活動しているノウハウを活かして、平成25年度に組織横断的な「しんくみ運用サポートチーム」を創設し、信組への有価証券運用等にかかるサポートを実施しています。

平成25年度のしんくみ運用サポートの実績としては、有価証券運用サポートを58組合、ALMサポートを7組合、リスク管理サポートを7組合に対して実施しました。また、平成25年度は7組合からトレーニーを受入れています。

● しんくみ運用サポートの実績(平成25年度)

サポート内容	組合数
有価証券運用サポート	58
ALMサポート	7
リスク管理サポート	7
トレーニー受入	7

信用組合業界では昭和44年7月に「全国信用組合保障基金制度」、平成14年4月に「信用組合経営安定支援制度」、また、平成23年2月に従来の「合併支援資金制度」に代わる「合併特別支援制度」を創設しています。

全信組連は、信用組合の系統中央金融機関として個別信用組合の健全性を確保し、信用組合業界の信用の維持・向上を図るため、この3つの支援制度の運営について中心的役割を担っています。

更に、全信組連は、個別信用組合の中小事業者等に対する金融機能を強化するため、平成26年4月に「中小事業者等に対する金融機能強化支援制度」を創設しています。

### 全国信用組合保障基金制度

この制度は、信用組合が資金を拠出して「保障基金」の積立て(目標額1,000億円：平成26年3月末残高約1,013億円)を行い、合併等を行う信用組合に対して資金援助を行っています。

### 信用組合経営安定支援制度

この制度は、信用組合、全国信用組合中央協会および全信組連が協力して創設した制度であり、次のとおり「モニタリング制度」、「監査・指導制度」および「資本増強支援制度」の3つの制度から構成されています。

#### ● モニタリング制度

全信組連が信用組合から各種経営資料の提出を受け、それに基づき自己資本の状況、資産内容、収益性および流動性等の面から経営分析を行い経営上の問題点等を早期に発見・把握する制度です。

#### ● 監査・指導制度

全信組連がモニタリング等の結果、監査・指導が必要と認められた信用組合を対象として、全国信用組合監査機構による実地監査を実施し、問題点等を明らかにしたうえで必要な助言・指導を行う制度です。

また、資本増強支援制度に関連し事前監査および事後監査も実施します。

#### ● 資本増強支援制度

全信組連が資本増強支援を希望する信用組合に対して、審査のうえ支援を実行するとともに、実行後の経営状況について管理する制度です。

[資本増強支援制度に基づく支援残高推移]

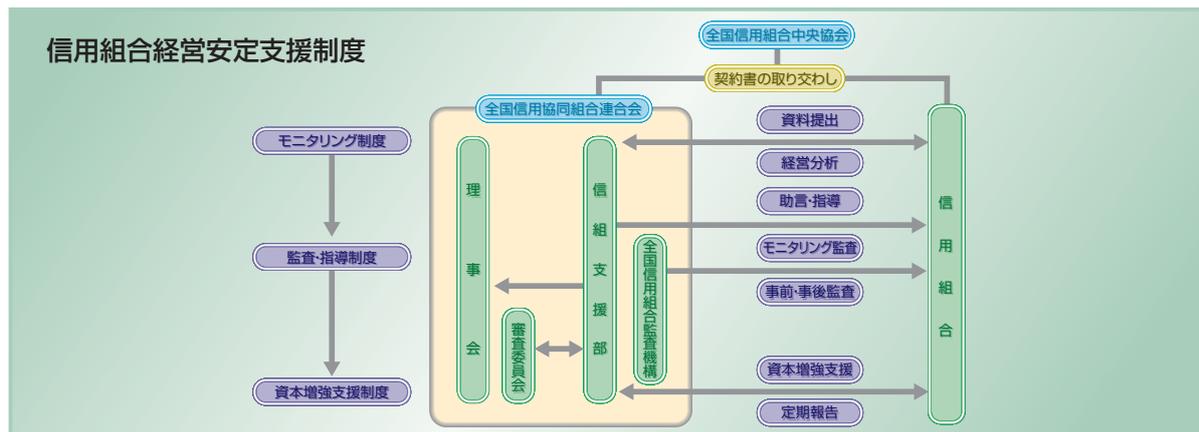
	23年度	24年度	25年度
信組数	26信組	25信組	24信組
残高	701億円	701億円	710億円

### 合併特別支援制度

この制度は、信用組合の合併に際し、合併後の経営安定化を目的として資本増強支援と資金援助を組み合わせた支援を行っています。

### 中小事業者等に対する金融機能強化支援制度

この制度は、全信組連が、地域の中小事業者等の需資対応、地域活性化に向けた資金供給機能の強化等を図るため資本増強支援を希望する信用組合に対して、審査のうえ支援を実行するとともに、実行後の経営状況について管理する制度です。

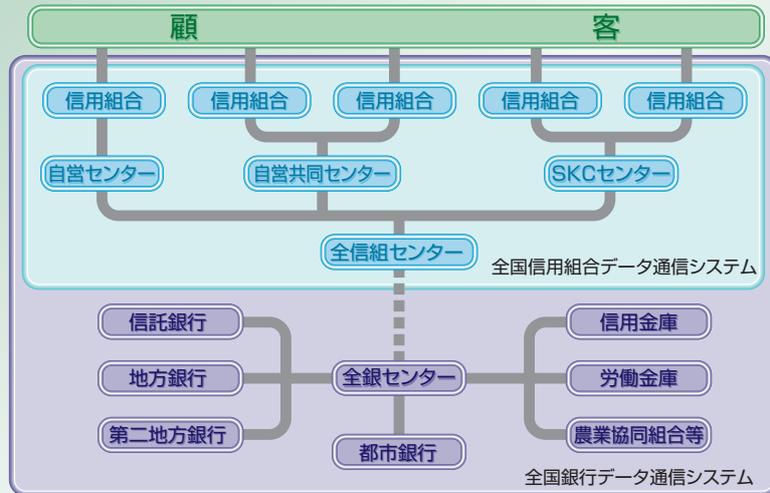


### 内国為替業務

全信組連は、全国信用組合データ通信システム(略称：全信組システム)による信用組合内国為替制度を確立し、これを運営管理するとともに信用組合間の為替貸借の決済を行っています。

また、全信組連は全信組システムを全国銀行データ通信システム(略称：全銀システム)と接続させ(これにより、信用組合は全国の金融機関と為替取引が可能となっています)、信用組合業界を代表して全銀システム加盟金融機関との間の為替貸借の決済を行っています。

#### 内国為替仕組図



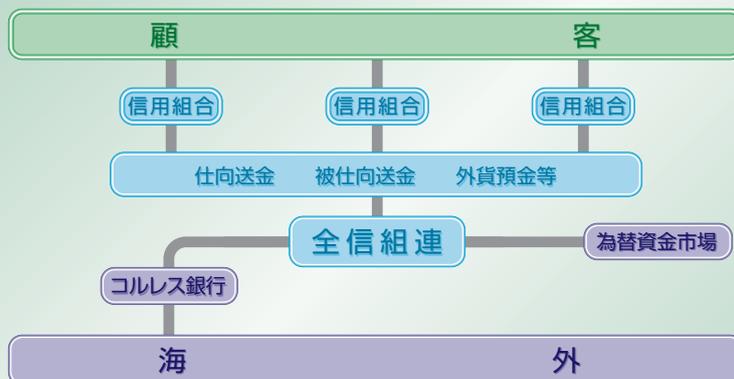
### 外国為替業務

全信組連は、全国の信用組合を取次窓口として、外国為替業務を取扱っています。

信用組合の取引先の外国為替ニーズに応えるため、外国送金、外貨預金などの外国為替取引を行っています。

また、全信組連では、こうした外国為替取引の対外決済などに必要な外貨資金を、為替資金市場を通じて安定的に調達・運用し、顧客サービスの充実に努めています。

#### 外国為替仕組図



### 業界の情報化推進

全信組連は、「全国信組共同センター」による内国為替やCDオンライン提携など信用組合の情報化の推進に取り組んでいます。

「全国信組共同センター」は、全信組センターとSKCセンターの2つで構成され、①全信組センターは、全国の信用組合の中央センターとして金融機関相互間の内国為替、CD提携、ANSER、データ伝送や、ゆうちょ銀行、セブン銀行等とのATM提携、J-デビット、マルチペイメントなどのサービスを提供しており、②SKCセンターは、信用組合の業務処理センターとして預金・貸出金業務、ALMや自己査定等など勘定系・情報系の両面からサービスを提供しています。

また、インターネットバンキングやATMの24時間サービスの提供を実現するとともに、万一、大地震などが発生した場合にも、速やかにオンラインサービスの提供を実現するバックアップセンターを構築しています。

全信組連は、情報化の進展に伴うダイレクトチャネルの拡充に取り組むなど、信用組合の顧客ニーズに対応した金融サービスの提供を積極的に推進しています。

### 資金中継業務

全信組連は、信用組合がお客様より収納した公共料金・掛金などの資金を取りまとめて、当該企業に一括して納付しています。また、これとは逆に、信用組合の取引先が受け入れる機構・公庫の貸付金などを全信組連が一括して引受け、信用組合に取り次いでいます。

このように、全信組連では、各種企業・団体と信用組合間の資金の中継を行うことによって、信用組合業務の支援を行っています。

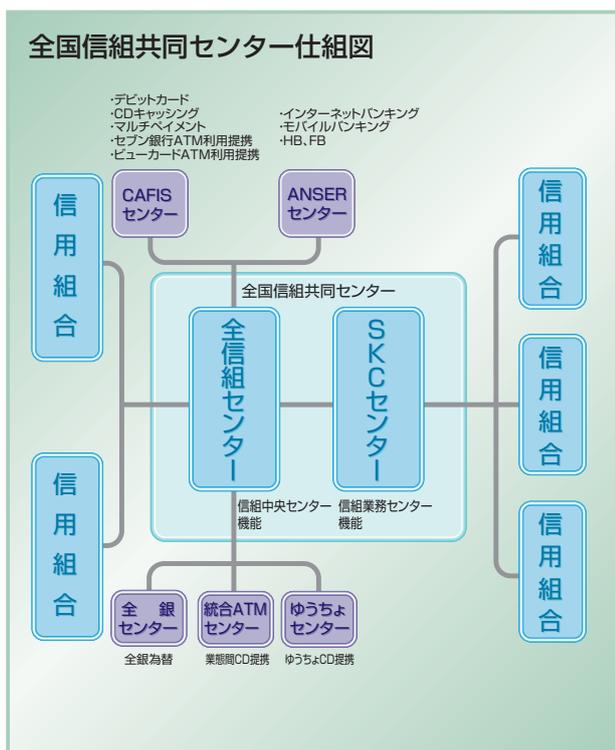
平成26年3月末現在で、全国規模、地域単位で行うものを合わせて、189の業務を取扱っています。

### 代理業務

全信組連は、日本銀行、日本政策金融公庫などから業務の一部を受託し、その業務を信用組合に再委託することにより、信用組合が当該業務を取扱えるよう利便を図っています。平成26年3月末現在で14の業務を取扱っています。

### 代理交換の受託業務

全信組連は、各地の手形交換所に参加し、信用組合の手形交換業務を代行しています。平成26年3月末現在、16信組(整理回収機構を含む。)から代理交換業務を受託しています。



全国信組共同センター

証券窓販業務

全信組連は、信用組合による国債や投資信託の窓口販売業務をサポートするため、個人向け国債の募集の取扱いの取りまとめをはじめ、信用組合が取扱う投資信託の商品選定、投信窓販共同利用システムの提供、信用組合役職員に対する研修会・説明会の開催など、信用組合の証券窓販業務の推進についての様々な支援を行っています。

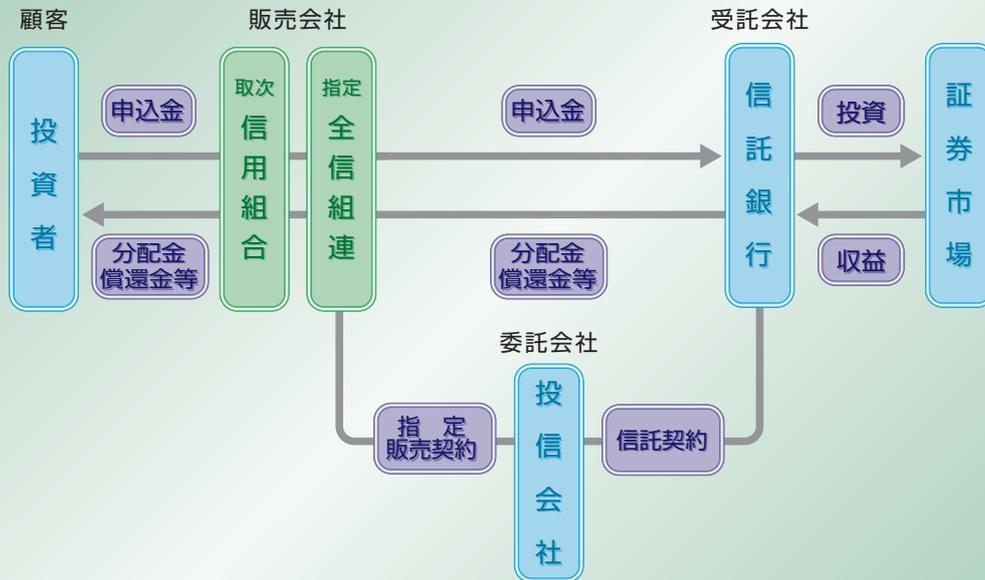
また、全信組連は、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づく、日本銀行の国債振替決済制度、証券保管振替機構の一般債振替制度および投資信託振替制度にそれぞれ参加し、信用組合が全信組連に参加者口座を開設することにより、信用組合の証券窓販業務の円滑化を図っています。

平成26年3月末現在の証券窓販取扱信用組合は、国債63信用組合、投資信託16信用組合となっています。



投信窓販パンフレット

投資信託取次販売のしくみ



● 販売会社・委託会社・受託会社の主な業務

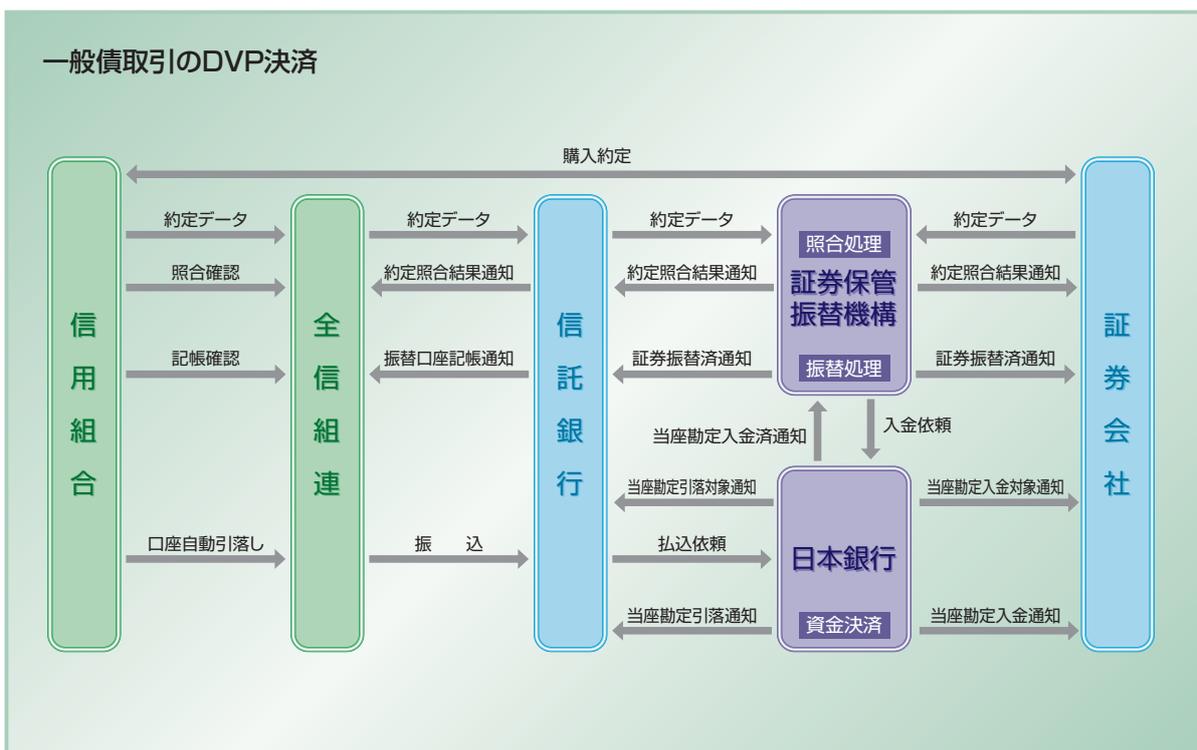
販売会社(信用組合)	委託会社(投信会社)	受託会社(信託銀行)
<ul style="list-style-type: none"> <li>顧客との窓口</li> <li>収益分配金、償還金、解約金の支払い</li> <li>収益分配金の再投資</li> <li>目論見書、運用報告書の交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>信託約款の届出、信託契約の締結</li> <li>目論見書の作成</li> <li>信託財産の運用</li> <li>信託財産の決算</li> <li>運用報告書作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>信託契約の締結</li> <li>信託財産の保管、管理</li> <li>信託財産の計算</li> </ul>

証券決済業務

全信組連は、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づく振替制度に対応するため、三井住友信託銀行と提携して「全信組連有価証券管理システム」(略称「くみれん証券管理システム」)を構築し、信用組合による国債、社債等の一般債の売買に伴う資金決済および証券決済のDVP処理を行っています。

「くみれん証券管理システム」は、全信組連、信用組合および信託銀行の三者を電子的ネットワークで結び、信用組合が国債、一般債の売買に係る約定データをWebシステムに入力することにより、約定照合からDVP決済までの一連の決済事務を自動的に処理することを可能としており、決済リスクの回避と業務処理の合理化を実現しています。

平成26年3月末現在でこのシステムを利用している信用組合は、100信用組合となっています。

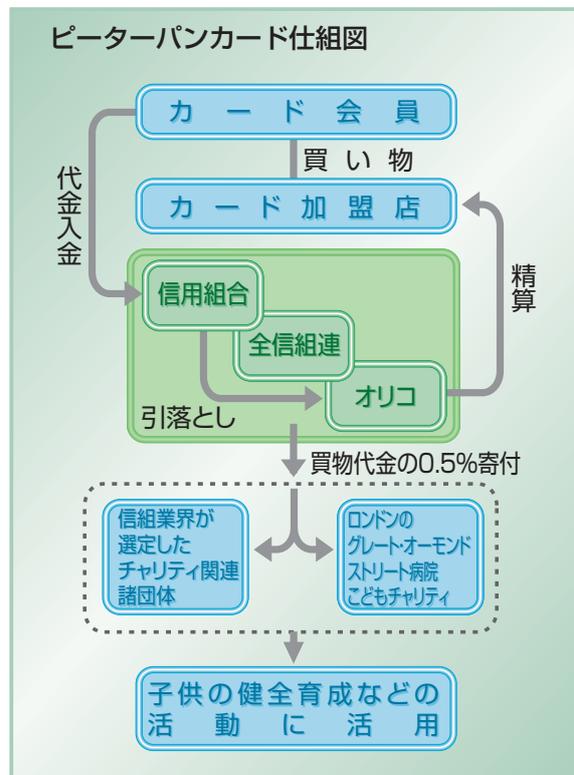


### しんくみピーターパンカード

全信組連は、株式会社オリエントコーポレーションとの提携により、社会貢献機能を有するクレジットカード「しんくみピーターパンカード」の取扱いを行っています。

このカードは、表面にピーターパンがデザインされたカードで、買い物などのカード利用代金の0.5%が信用組合業界が選定したチャリティ関連諸団体およびロンドンのグレート・オーモンド・ストリート病院こどもチャリティに寄付され、子供たちの健全育成や難病の子供たちを支援するために役立てられています。平成26年3月末現在のしんくみピーターパンカードの累計発行枚数は30万7千枚を超える取扱いとなっており、累計寄附金額は4億円(平成25年12月末現在)を超える取扱いとなっています。

全信組連は信用組合とともに、日本の将来を担っていく子供たちを応援することにより、日本社会のますますの繁栄を願っています。



### しんくみピーターパンカード取扱状況

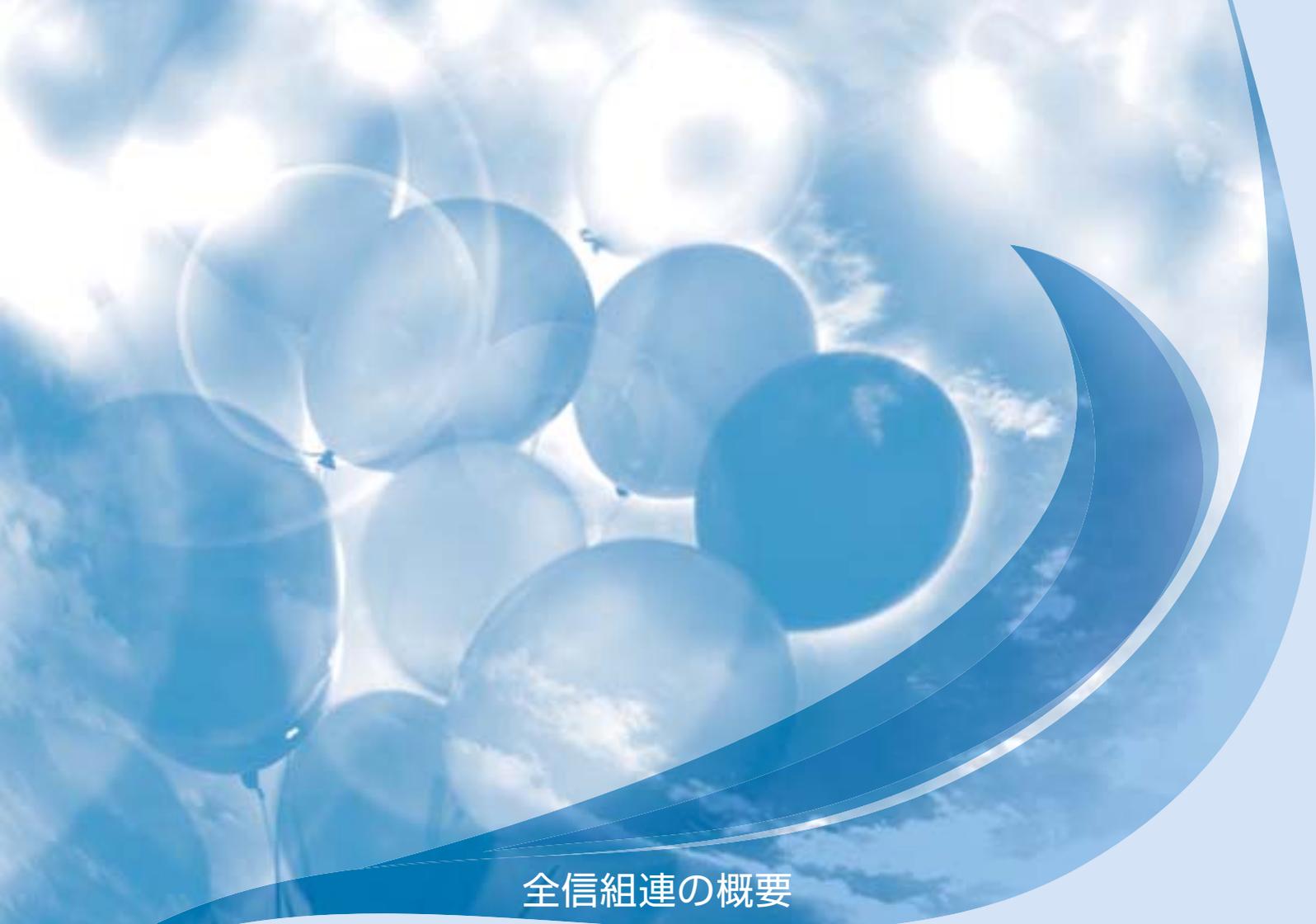
(単位：枚、千円)

	契約信組数(3月末)	累計発行枚数(3月末)	累計寄附金額(12月末)
平成24年度	114	302,214	371,867
平成25年度	114	307,738	400,057

### しんくみの日週間

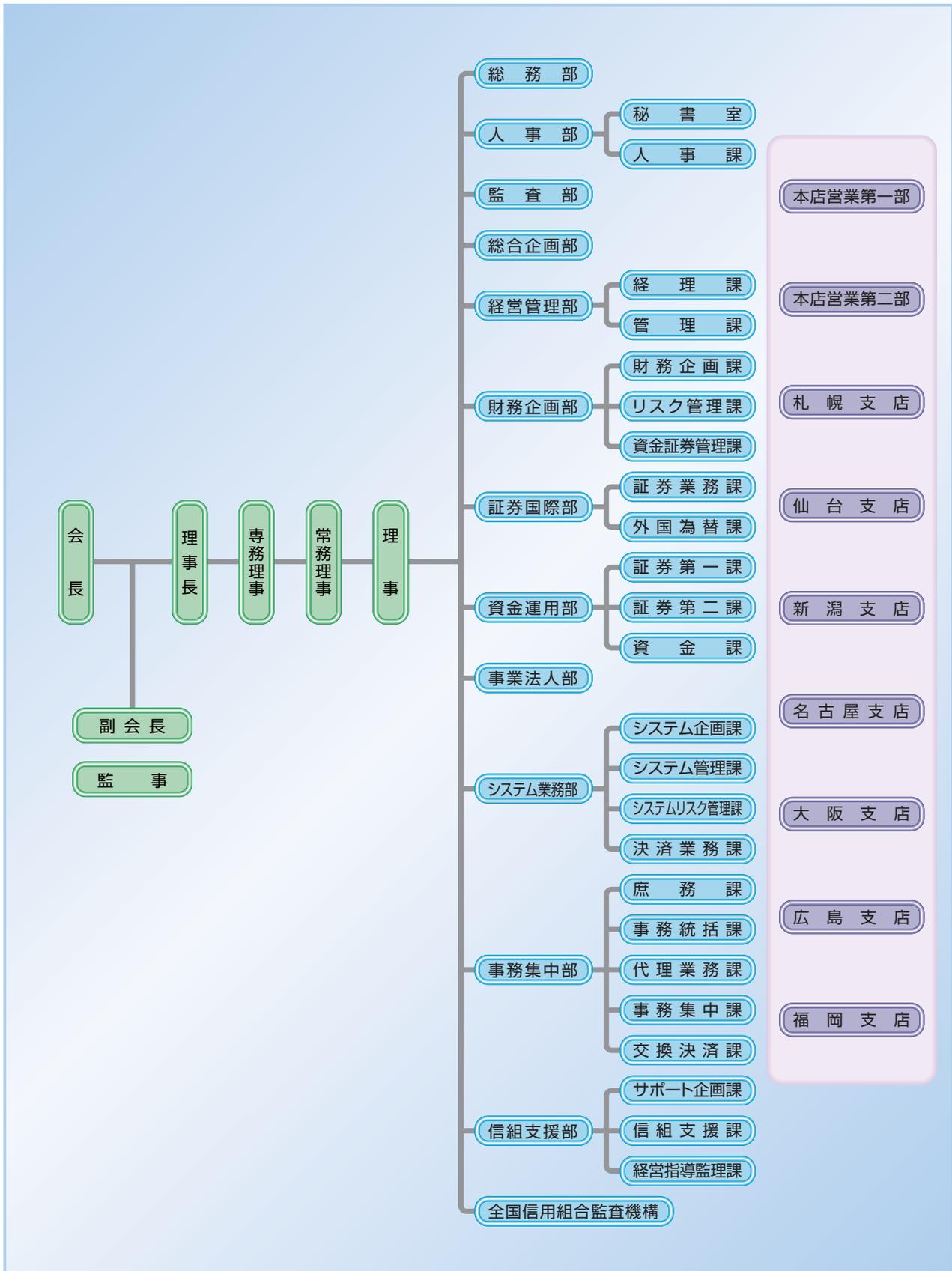
信用組合業界では、毎年9月3日を「しんくみの日」、同日を含む1週間を「しんくみの日週間」と定めて、各信用組合でさまざまな奉仕活動やイベントを実施しています。

- 感謝デー・感謝週間
- 年金・税金等相談会
- 清掃活動
- チャリティーバザー・ゴルフコンペ・観劇会
- 献血活動
- 店内ギャラリー
- ピーターパンカード寄附金贈呈 など



## 全信組連の概要

● 組織図	40
● 店舗一覧	41
● 役員	42
● 報酬体系にかかる開示・職員の状況	43
● 会員数・出資金・会員信用組合および全信組連代理業者一覧	44
● 全信組連の歩み	46
● 子会社・関連会社	48



(平成26年7月1日現在)

## ● 本 部

〒104-8310 東京都中央区京橋1丁目9番1号  
 TEL 03-3562-5111(代表)  
 FAX 03-3567-3496

総務部	TEL 03-3562-5111
人事部	TEL 03-3562-5112
監査部	TEL 03-3562-5160
総合企画部	TEL 03-3562-5115
経営管理部	TEL 03-3562-5114
財務企画部	
財務企画課・リスク管理課	TEL 03-3562-5113
資金証券管理課	TEL 03-3562-5121
資金運用部	
証券第一課・証券第二課	TEL 03-3562-5125
資金課	TEL 03-3562-5311
事業法人部	TEL 03-3562-5167
信組支援部	TEL 03-3562-5116
全国信用組合監査機構	TEL 03-3562-5117

## ● 別館本部

〒135-8320 東京都江東区猿江1丁目1番15号  
 TEL 03-5600-0171(代表)  
 FAX 03-5600-0433

証券国際部	
証券業務課	TEL 03-5600-3045
外国為替課	TEL 03-5600-3918
システム業務部	
システム企画課・決済業務課	TEL 03-5600-3105
事務集中部	
庶務課	TEL 03-5600-0171
事務統括課	TEL 03-5600-3290
代理業務課	TEL 03-5600-3106
事務集中課	TEL 03-5600-0438
交換決済課	TEL 03-5600-0437

## ● 別館本部(SKC千葉ビル)

〒270-1496 千葉県白井市桜台1丁目2番  
 TEL 047-497-7300  
 FAX 047-497-7600

システム業務部	
システム管理課・システムリスク管理課	TEL 047-497-7300

## ● 本店営業第一部

〒104-8310 東京都中央区京橋1丁目9番1号  
 TEL 03-3562-5141  
 FAX 03-3567-7857

## ● 本店営業第二部

〒104-8310 東京都中央区京橋1丁目9番1号  
 TEL 03-3562-5157  
 FAX 03-3562-5100

## ● 札幌支店

〒060-0001 札幌市中央区北一条西7丁目1番地  
 (プレスト1・7内)  
 TEL 011-271-5111  
 FAX 011-281-0184

## ● 仙台支店

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡3丁目6番1号  
 TEL 022-293-5111  
 FAX 022-293-2276

## ● 新潟支店

〒950-0088 新潟市中央区万代1丁目1番28号  
 TEL 025-247-8111  
 FAX 025-241-8949

## ● 名古屋支店

〒453-0015 名古屋市中村区椿町3番21号  
 TEL 052-451-2111  
 FAX 052-451-3316

## ● 大阪支店

〒540-0026 大阪市中央区内本町2丁目3番9号  
 TEL 06-6944-0111  
 FAX 06-6944-2045

## ● 広島支店

〒730-8691 広島市中区宝町9番11号  
 TEL 082-245-7111  
 FAX 082-247-1385

## ● 福岡支店

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1丁目10番1号  
 TEL 092-473-8111  
 FAX 092-441-3686

(平成26年7月1日現在)



会長 山本 明弘



理事長 内藤 純一



専務理事 米谷 達哉



常務理事 青木 嘉孝



常勤理事 鈴木 公夫



常勤理事 天野 久朗



常勤理事 福迫 重智



常勤理事 阿部 行雄



常勤監事 斎藤 英之

● 理事・監事

役職	氏名	所属組合
会長	山本 明弘	広島市信用組合 理事長
副会長	車田 和男	共立信用組合 会長
//	安 忠雄	奄美信用組合 理事長
//	江尻 次郎	いわき信用組合 理事長
理事長	内藤 純一	
専務理事	米谷 達哉	
常務理事	青木 嘉孝	
常勤理事	鈴木 公夫	
//	天野 久朗	
//	福迫 重智	
//	阿部 行雄	
理事	赤川 博己	札幌中央信用組合 理事長
//	木村 繁	石巻商工信用組合 理事長
//	塚田 英一郎	真岡信用組合 会長

役職	氏名	所属組合
理事	松井 誠	群馬県信用組合 理事長
//	伊東 輝侑	銚子商工信用組合 理事長
//	金山 一信	東浴信用組合 理事長
//	八子 英雄	新潟大栄信用組合 理事長
//	山岸 光博	長野県信用組合 理事長
//	杉本 泰伸	愛知県中央信用組合 理事長
//	林 謙三	飛騨信用組合 会長
//	松本 精二	大阪協栄信用組合 会長
//	勢戸 堅祐	淡陽信用組合 理事長
//	松田 裕造	長崎三菱信用組合 理事長
監事	柳野 隆之	富山県信用組合 理事長
//	国東 照正	香川県信用組合 理事長
//	佐伯 一郎	四五六法律事務所 弁護士
常勤監事	斎藤 英之	

● 顧問・相談役

役職	氏名	所属
常任顧問	渡邊 武	全国信用組合中央協会 会長

役職	氏名	所属組合
相談役	幡谷 祐一	茨城県信用組合 会長

(平成26年6月30日現在)

## 報酬体系にかかる開示

## 1. 対象役員

全信組連における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

## (1) 報酬体系の概要

## 【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、全信組連の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

なお、賞与につきましては、非常勤を含む全役員に対し、支給しておりませんが、支給の要あるときは、前年度の業績等を勘案し、各理事の賞与額は理事会、各監事の賞与額は監事の協議により決定いたします。

## 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総会で承認を得た後、支払っております。

なお、全信組連では、全役員に適用される退職慰労金の支払額につきましては、在任期間中の役位および在任年数に基づき支給基準が規程で定められており、支払時期および支払方法等については、理事は理事会、監事は監事による協議により決定しております。

## (2) 平成25年度における対象役員に対する報酬

(単位：千円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	141,797

注1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

注2. 上記の内訳は、「基本報酬」121,456千円、「退職慰労金」20,341千円となっております。  
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

## (3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第1条第1項第3号および第5号に該当する事項はありません。

## 2. 対象職員等

全信組連における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、全信組連の対象役員以外の役員および職員、全信組連の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、全信組連の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成25年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- 注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。  
注2. 「主要な連結子法人等」とは、全信組連の経営上重要な影響を与える子法人をいい、具体的には、信組情報サービス株式会社です。  
注3. 「同等額」は、平成25年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。  
注4. 全信組連の職員の給与、賞与および退職金は全信組連における「給与規程」および「退職給付規程」に基づき支払っております。  
なお、全信組連は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

## 職員の状況

(単位：人・円)

職員数	平成25年3月末	251	平成26年3月末	
	250		うち総合職掌 163	うち一般職掌 83
平均年齢	41歳 7か月	40歳11か月	41歳 7か月	38歳 6か月
平均勤続年数	17年 9か月	16年 6か月	16年 9か月	16年 7か月
平均給与月額	435,129	431,957	488,625	291,461

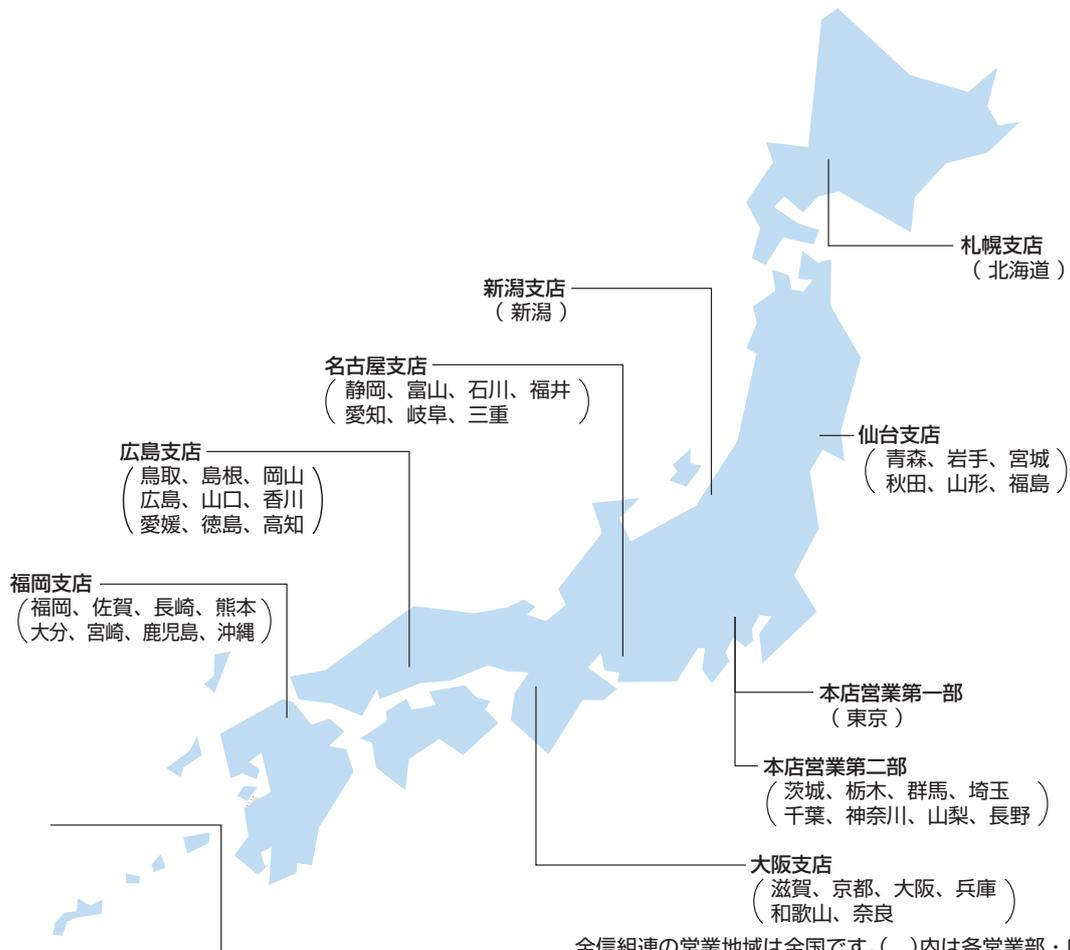
- (注) 1. 職員数は、嘱託・臨時職を含みません。  
2. 職員数、平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額には技労職等を含めています。  
このため、総合職掌、一般職掌の職員数合計および、平均年齢等とは一致いたしません。  
3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額です。

会員数・出資金

(単位：千円)

年月末	会員数	出資総額	普通出資	優先出資
			平成25年3月末	157信組
平成26年3月末	155信組	53,855,900	48,855,900	5,000,000

(注) 普通出資1口の金額100千円 優先出資1口の金額 100千円



全信組連の営業地域は全国です。( )内は各営業部・店の営業区域(都道府県)を示しています。

信用組合の本・支店では、全信組連が行う貸付の代理(代理貸付)もしくは外国為替取引の媒介を行っています。

- 貸付の代理を行う信用組合
- 外国為替取引の媒介を行う信用組合

● 札幌支店(北海道)

- 北海道(7) … 北央●●、札幌中央●●、ウリ●●、函館商工●●、空知商工●●、十勝●●、釧路●●

● 仙台支店(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

- 青森県(1) … 青森県●●
- 岩手県(2) … 杜陵、岩手県医師
- 宮城県(3) … 石巻商工●●、古川●●、仙北●●
- 秋田県(1) … 秋田県●●
- 山形県(4) … 北郡●●、山形中央●●、山形第一●●、山形県医師
- 福島県(4) … 福島県商工●●、いわき●●、相双五城●●、会津商工●●

● 本店営業第一部(東京都)

東京都(21) … あすか●●、全東栄●●、東浴●●、  
文化産業●、東京証券●、  
東京厚生●●、東●●、江東●●、  
青和●●、中ノ郷●●、共立●●、  
七島●●、大東京●●、第一勧業●●、  
北部●●、警視庁職員●、甲子●●、  
東京消防●、東京都職員●●、八ナ●●、  
朝日新聞●

● 本店営業第二部(茨城県、栃木県、群馬県、  
埼玉県、千葉県、神奈川県、  
山梨県、長野県)

茨城県(1) … 茨城県●●  
栃木県(2) … 真岡●●、那須●●  
群馬県(4) … あかぎ●●、群馬県●●、  
ぐんまみらい●●、群馬県医師●●  
埼玉県(3) … 埼玉県医師●●、熊谷商工●●、  
埼玉●●  
千葉県(3) … 房総●●、銚子商工●●、君津●●  
神奈川県(6) … 神奈川県医師●●、  
神奈川県歯科医師●●、横浜中央●●、  
横浜華銀●●、小田原第一●●、  
相愛●●  
山梨県(2) … 山梨県民●●、都留●●  
長野県(1) … 長野県●●

● 新潟支店(新潟県)

新潟県(12) … 新潟縣●●、新潟鉄道●●、興栄●●、  
新栄●●、太陽●●、五泉●●、協栄●●、  
三條●●、巻●●、新潟大栄●●、  
塩沢●●、糸魚川●●

● 名古屋支店(静岡県、富山県、石川県、福井県、  
愛知県、岐阜県、三重県)

静岡県(1) … 静岡県医師  
富山県(2) … 富山県医師●●、富山県●●  
石川県(2) … 金沢中央●●、石川県医師  
福井県(2) … 福泉、福井県医師  
愛知県(9) … 丸八、愛知商銀●●、愛知県警察、  
名古屋青果物、愛知県医療●●、  
愛知県医師、豊橋商工●●、  
愛知県中央●●、三河●●  
岐阜県(5) … 岐阜商工●●、イオ●●、  
岐阜県医師、飛驒●●、益田●●  
三重県(1) … 三重県職員

● 大阪支店(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、  
和歌山県、奈良県)

滋賀県(2) … 滋賀県民●●、滋賀県●●  
京都府(1) … 京滋●●  
大阪府(11) … 大同●●、成協●●、大阪協栄●●、  
大阪貯蓄●●、のぞみ●●、中央、  
大阪府医師●●、大阪府警察、  
近畿産業●●、毎日●●、ミレ●●  
兵庫県(6) … 兵庫県警察●●、兵庫県医療●●、  
兵庫県●●、神戸市職員●●、淡陽●●、  
兵庫ひまわり●●  
和歌山県(1) … 和歌山県医師

● 広島支店(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、  
山口県、香川県、愛媛県、徳島県、  
高知県)

島根県(1) … 島根益田●●  
岡山県(3) … 朝銀西●●、岡山商銀●●、笠岡●●  
広島県(6) … 広島市●●、広島県●●、  
広島商銀●●、呉市職員●●、  
両備●●、備後●●  
山口県(1) … 山口県●●  
香川県(1) … 香川県●●  
高知県(2) … 土佐●●、宿毛商銀●●

● 福岡支店(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、  
大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

福岡県(6) … 福岡県庁●●、福岡県医師●●、  
福岡県南部●●、福岡県中央●●、  
とびうめ●●、九州幸銀●●  
佐賀県(3) … 佐賀県医師●●、佐賀東●●、佐賀西●●  
長崎県(5) … 長崎三菱●●、長崎県医師●●、  
長崎県民●●、佐世保中央●●、福江●●  
熊本県(2) … 熊本県医師●●、熊本県●●  
大分県(1) … 大分県●●  
宮崎県(1) … 宮崎県南部●●  
鹿児島県(3) … 鹿児島興業●●、鹿児島県医師●●、  
奄美●●

合計155信組  
(平成26年6月30日現在)

## 全信組連の歩み

- 1954 (昭和29年) 3 全国信用協同組合連合会設立(初代理事長に山屋八万雄・永代信用組合組合長)  
4 業務開始(本所:東京都千代田区神田錦町1-1、大阪支所:大阪市東区高麗橋2-1)
- 1956 (昭和31年) 3 本所移転(東京都中央区日本橋村松町20)  
11 福岡支所開設  
12 名古屋および広島支所開設
- 1959 (昭和34年) 10 本・支所の呼称を本・支店に変更
- 1961 (昭和36年) 6 甲府出張所開設(40.7.1支店に昇格、平成16.10本店営業第二部に統合)  
12 第2代理事長に田中国男(都民信用組合理事長)就任
- 1964 (昭和39年) 4 全信組連史『10年の歩み』刊行  
6 本店移転(東京都中央区八重洲2-5-11)  
新潟出張所開設(40.7.1支店に昇格)  
第3代理事長に白石森松(弘容信用組合理事長)就任
- 1965 (昭和40年) 1 本店を本部と東京支店に分離
- 1967 (昭和42年) 11 災害救援融資制度創設
- 1968 (昭和43年) 8 資金量1,000億円達成
- 1969 (昭和44年) 4 代理貸付制度および組合短期資金制度創設  
6 東京都信用協同組合連合会と合併  
神戸(平成14.11大阪支店に統合)、仙台および金沢支店(平成14.9名古屋支店に統合)開設  
7 全国信用組合保障基金機構創設
- 1970 (昭和45年) 4 東京支店が日本銀行と当座取引を開始(以後、各店も順次取引を開始)  
本店を現在地(東京都中央区京橋1-9-1)に新築移転  
5 信用組合経営合理化資金制度創設  
12 信組不動産株設立(46.4業務開始、54.5全国信組不動産株に社名変更、平成11.10センシン商事株と合併)
- 1971 (昭和46年) 2 信用組合強化資金融資制度創設(47.8信用組合併強化資金に名称変更)  
3 「しんくみ為替」の取扱いを開始  
東京支店が手形交換所に直接加盟(以後、各店も順次手形交換所に加盟)
- 1972 (昭和47年) 6 預金保険機構の代理業務取扱開始
- 1973 (昭和48年) 7 全信中協との共催による「第1次信組発展運動」実施  
10 高松出張所開設(53.4支店に昇格、平成13.9広島支店に統合)
- 1974 (昭和49年) 7 宇都宮出張所開設(58.6東京支店と統合、関東営業部に再編)
- 1976 (昭和51年) 4 『信用組合史-全信組連20年史-』刊行  
5 第4代理事長に松本清男(和歌山県商工信用組合理事長)就任  
オフライン・システム稼働  
11 東京支店が日本銀行の歳入代理店事務の取扱いを開始(以後、各店も順次取扱いを開始)
- 1977 (昭和52年) 1 資金量5,000億円達成  
3 普通出資41億5,470万円に増額  
5 全国信用組合監査機構創設(平成4.4~14.3全信中協に移管)
- 1978 (昭和53年) 6 札幌支店開設  
国庫金振込事務の取扱いを開始  
12 東京支店が日本銀行と手形割引および手形貸付取引開始
- 1980 (昭和55年) 6 国債振替決済制度に参加
- 1981 (昭和56年) 4 第1次長期経営計画スタート  
8 資金量1兆円達成
- 1982 (昭和57年) 11 全国信用組合データ通信システム稼働
- 1983 (昭和58年) 6 東京支店と宇都宮出張所を統合し、東京営業部と関東営業部に再編
- 1984 (昭和59年) 3 オンライン・システム稼働  
8 全国銀行データ通信システムに加盟  
9 『信用組合史統一全信組連30年史-』刊行
- 1985 (昭和60年) 5 信組情報サービス株設立・業務開始
- 1986 (昭和61年) 5 資金量2兆円達成
- 1989 (平成元年) 6 金融先物取引業者の認可受ける  
10 資金量3兆円達成
- 1990 (平成2年) 2 普通出資125億円に増額
- 1991 (平成3年) 5 全国信組共同センターの第3次オンライン・システム稼働  
8 全国しんくみ保証株設立(3.9業務開始)  
11 しんくみデータ伝送システムスタート
- 1992 (平成4年) 3 日本銀行と歳入復代理店契約締結  
5 第5代理事長に関水誠(大東京信用組合理事長)就任  
12 株共同債権買取機構に出資
- 1993 (平成5年) 1 本部別館竣工(東京都江東区猿江1-1-15)  
6 東京、関東営業部を本店営業部と東京支店に再編成  
10 外国為替業務の取扱いを開始  
12 株オリエンコーポレーションと社会貢献カード「ピーターバンク」の業務提携契約調印
- 1994 (平成6年) 3 国債窓販業務の取扱いを開始  
8 インパクトローンの取扱いを開始  
11 信組界の次期コンピュータ化推進計画決定  
12 短期プライムレート連動型住宅ローンの取扱いを開始  
外貨預金の取扱いを開始
- 1995 (平成7年) 1 阪神・淡路大震災被災組合員を対象に「災害復旧資金特別代理貸付」の取扱いを開始  
株東京共同銀行に出資  
3 普通出資250億円に増額  
9 「中小企業経営強化特別代理貸付(スーパーマル経)」の取扱いを開始

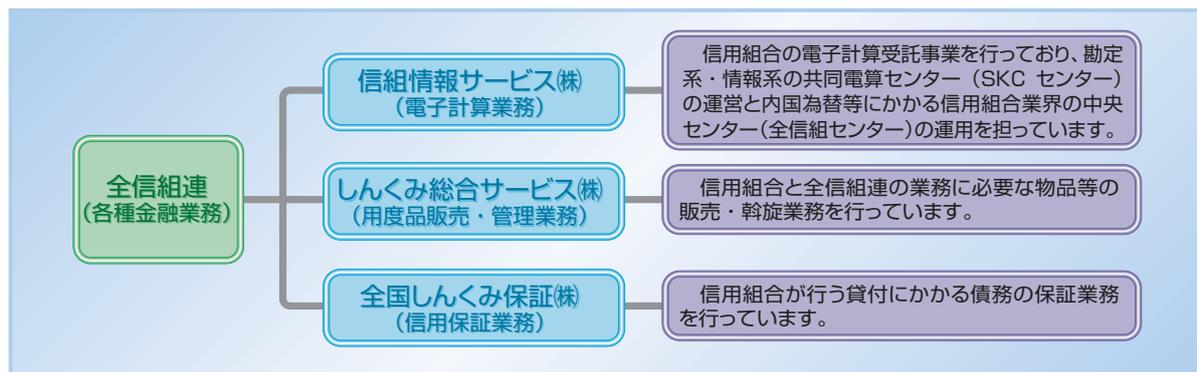


- 1996 (平成8年) 5 第6代理事長に川野忠夫(広島市信用組合会長)就任  
11 ホームページを開設
- 1997 (平成9年) 2 太田昭和監査法人(現「新日本有限責任監査法人」と任意監査契約を締結  
5 専任理事長制を導入  
初代会長に川野忠夫(広島市信用組合会長)、第7代理事長に熊澤二郎就任
- 1998 (平成10年) 1 新全国信組共同センター竣工(千葉県白井市桜台1-2)  
4 ロゴ・シンボルマークの使用開始  
5 第2代会長に幡谷祐一(茨城県信用組合理事長)就任  
6 日本デビットカード推進協議会に参加  
12 証券投資信託窓口販売(取次方式)の取扱いを開始
- 1999 (平成11年) 5 全国信組共同センターのポスト第3次オンライン・システム稼働  
7 日債銀債権回収(株)(現「あおぞら債権回収(株)」)に出資  
10 全国信組不動産(株)とゼンシン商事(株)が合併(しんくみ総合サービス(株)に商号を改め営業開始)
- 2000 (平成12年) 3 北海道信用協同組合連合会(略称:道信組連)の業務の引き継ぎ  
4 日本ICカード推進協議会に参加  
6 預金保険機構に加盟  
7 インターネット・モバイルバンキングの取扱いを開始  
日本インターネット決済推進協議会に参加  
9 本店営業部と東京支店を統合  
11 信用組合に対する資本増強支援策を決定
- 2001 (平成13年) 3 信用組合の国債振替決済制度への間接参加  
日本マルチペイメントネットワーク運営機構に参加  
5 優先出資(第1回)20億円発行  
8 優先出資(第2回)20億円発行  
9 「くみれんネット(情報系)」の運用を開始  
広島支店と高松支店を統合
- 2002 (平成14年) 11 確定拠出年金業務を開始  
1 「くみれんネット(勤定系)」の運用を開始  
3 普通出資478億円に増額  
4 「信用組合経営安定支援制度」がスタート  
8 優先出資(第3回)20億円発行  
9 名古屋支店と金沢支店を統合  
11 普通出資488億円に増額  
大阪支店と神戸支店を統合
- 2003 (平成15年) 1 国債振替業務を開始  
4 (株)産業再生機構に出資  
6 総代会制から総会制へ移行  
第8代理事長に花野昭男就任  
7 商工組合中央金庫(現「(株)商工組合中央金庫」、国民生活金融公庫(現「(株)日本政策金融公庫」との間で業務連携・協力の覚書締結  
8 優先出資(第4回)20億円発行
- 2004 (平成16年) 3 平成16.3.29創立50周年  
5 アイワイバンク銀行(現「セブン銀行」とのATM利用提携を開始  
8 優先出資(第5回)20億円発行  
9 「信用組合史続々」刊行  
10 甲府支店の廃店と本店営業部を本店営業第一部と本店営業第二部に再編成
- 2005 (平成17年) 5 他行カード振込業務の取扱いを開始
- 2006 (平成18年) 1 相互入金業務の取扱いを開始  
一般債振替業務を開始
- 2007 (平成19年) 1 投資信託振替業務を開始  
2 第9代理事長に小山嘉昭就任  
5 第5次オンラインシステム稼働  
9 日本銀行との代理人取引を開始
- 2008 (平成20年) 2 長期固定金利貸付の取扱いを開始  
再生ファンド「しんくみ리카バリ」を創設  
5 「くみれんネット」新システムを稼働  
9 イオン銀行とのATM相互利用提携を開始
- 2009 (平成21年) 1 永久劣後ローンによる資本調達を実施  
10 (株)企業再生支援機構へ資金拠出
- 2010 (平成22年) 4 「しんくみビジネスローン」の取扱いを開始
- 2011 (平成23年) 4 全信組連の中期的戦略(2011~2013年度)スタート  
5 東日本大震災被災組合員を対象に「災害復旧資金特別代理貸付」の取扱いを開始  
日銀による被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションに参加  
6 第10代理事長に内藤純一就任
- 2012 (平成24年) 7 創業者等に向けた事業性融資保証商品の取扱いを開始
- 2013 (平成25年) 5 第3次「くみれんネット」システムを稼働  
6 第3代会長に山本明弘(広島市信用組合理事長)就任  
8 (株)ビューカードとのATM利用提携を開始
- 2014 (平成26年) 3 平成26.3.29創立60周年  
4 全信組連の中期的戦略(2014~2016年度)スタート  
「中小事業者等に対する金融機能強化支援制度」がスタート

**[全信組連および子会社等の主要な事業の内容および組織の構成]**

全信組連グループ(当会および当会の関係会社)は、当会および連結対象子会社3社で構成され、各種金融業務を中心に、コンピュータセンターの運営や個人ローン保証など、信用組合業界の中核を担う総合的なサービスを提供しています。

● 組織の構成および主な事業の内容



**[子会社等の概要]**

【子会社】

会社名	信組情報サービス株式会社
本店所在地	千葉県白井市桜台1丁目2番
事業内容	信用組合の電子計算事務受託等
設立年月日	昭和60年5月1日
資本金	3,000,000千円
代表者	鈴木 俊雄
常勤役員数	108名
当会議決権比率	94.1%
当会子会社等議決権比率	—
会社名	しんくみ総合サービス株式会社
本店所在地	東京都中央区京橋1丁目9番3号
事業内容	信用組合および全信組連の業務の用に供する物品の販売・斡旋または管理、事業用不動産の管理業務等
設立年月日	昭和45年12月23日
資本金	32,500千円
代表者	古屋 一
常勤役員数	9名
当会議決権比率	59.1%
当会子会社等議決権比率	—
会社名	全国しんくみ保証株式会社
本店所在地	東京都中央区京橋1丁目9番1号
事業内容	信用組合および全信組連が行う貸付にかかる債務の保証
設立年月日	平成3年8月7日
資本金	30,000千円
代表者	青木 幸二
常勤役員数	5名
当会議決権比率	85.1%
当会子会社等議決権比率	—

【関連会社】

該当ありません。

(平成26年3月31日現在)

## 単体資料

● 平成25年度の事業概況	50
● 単体財務諸表	52
● 会計監査人による監査等	58
● 損益の状況	59
● 経営諸比率	60
● 預金等の状況	61
● 貸出の状況	62
● 有価証券の状況	64
● 金銭の信託・デリバティブ取引の状況	66
● その他業務の状況	67
● 主な手数料	71
● 自己資本の充実の状況	72

- (注) 1. 本文および各表記載の数値は、原則として単位未満を切捨てています。このため、合計または差引した数値は、内訳に計上された数値をそのまま加算または減算したものと必ずしも一致しません。
2. 「0」は単位未満、「―」は皆無または該当なしを表しています。

## 経営環境

平成25年度の国内経済は、積極的な金融・財政政策への転換等を柱とするいわゆるアベノミクス効果により円安・株高が一段と進んだほか、東京オリンピック・パラリンピック開催決定や「富士山」「和食」の世界遺産登録といった明るいニュースもあり、緩やかながらも回復基調を維持してきました。

しかしながら、米国においては量的緩和の出口に向けた縮小戦略が図られ、さらに欧州では経済の長期低迷が予想されるなど、世界経済の先行き不透明感が懸念されるところです。

金融面においては、中小企業・小規模事業者を支援するにあたり、行政のみならず、金融機関をはじめとする中小企業支援機関同士の連携など、官民挙げての取組みが図られている一方、地方銀行が資金需要を求めて他県へ進出するなど地域金融機関の競争は一層激化しております。

## 平成25年度の業績

### ● 資金調達状況

預金と譲渡性預金を合わせた資金量は、信用組合の貸出金の伸び悩みにより系統預金での運用が増加し、前期末比609億円(1.3%)増加の4兆7,410億円となりました。

また、日本銀行による「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」に参加し、低利な資金を428億円調達いたしました。



### ● 資金運用状況

信用組合から預入された資金を主に国債に振り向けた結果、国債の残高が前期末比1,725億円(5.8%)増加し、有価証券残高は前期末比1,633億円(3.9%)増加の4兆2,489億円となりました。

貸出金は、財務省向けの短期貸出が減少したこと等により、前期末比348億円(△10.4%)減少し、2,985億円となりました。

なお、日本銀行から調達した低利な資金は、当座貸越の形で被災信用組合に資金供給しております。

### ● 損益状況

経常収益は、資金運用収益並びに国債の売却益が減少したこと等により、前期比30億円(△6.3%)減少し、447億円となりました。

一方、経常費用は、金利低下により資金調達費用が減少したことに加え、支援関連費用が減少したことから、前期比59億円(△16.9%)減少し、290億円となりました。

この結果、経常利益は前期比28億円(22.5%)増加の156億円、当期純利益は前期比32億円(47.8%)増加の101億円となりました。

### ● 配当

普通出資については、前期と同様に年4%の割合で配当を実施しております。

また、優先出資については、年0.4%の割合で配当を実施しております。

● 自己資本比率の状況

自己資本比率の分子に当たる自己資本の額は、利益の積み上げ並びに新規制への移行により、前期末比573億円(43.5%)増加し、1,891億円となりました。

一方、自己資本比率の分母に当たるリスク・アセット等は、前期末比440億円(6.9%)増加し、6,780億円となりました。

この結果、平成26年3月末の単体自己資本比率(国内基準)は前期末比7.11ポイント上昇し、27.89%となりました。

国内で営業を行う金融機関に求められる基準である4%を大きく上回り、引続き十分な健全性を維持しております。



主要な経営指標の推移(単体)

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経常収益	56,830	46,099	47,299	47,782	44,739
経常費用	51,657	39,301	38,572	34,987	29,055
経常利益	5,173	6,798	8,726	12,795	15,684
当期純利益	2,976	4,322	4,475	6,855	10,137
出資総額	53,855	53,855	53,855	53,855	53,855
普通出資	48,855	48,855	48,855	48,855	48,855
優先出資	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
出資総口数(口)	513,559	513,559	513,559	513,559	513,559
普通出資(口)	488,559	488,559	488,559	488,559	488,559
優先出資(口)	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
出資配当金	1,964	1,964	1,964	1,964	1,964
普通出資	1,954	1,954	1,954	1,954	1,954
優先出資	10	10	10	10	10
資金量	3,731,491	3,927,133	4,282,921	4,680,160	4,741,080
預金残高	3,727,572	3,927,051	4,282,839	4,680,078	4,740,998
貸出金残高	353,231	554,605	323,534	333,403	298,540
有価証券残高	3,055,469	3,270,837	3,851,239	4,085,625	4,248,938
総資産額	4,044,254	4,319,005	4,574,379	5,046,940	5,073,374
純資産額	158,744	161,731	172,016	214,327	208,730
職員数(人)	275	265	249	250	251
単体自己資本比率(%)	17.69	18.25	17.89	20.78	27.89

(注) 1. 資金量＝預金＋譲渡性預金

2. 平成25年度の単体自己資本比率は「新国内基準」、平成24年度以前については「旧国内基準」に基づき算出しています。

■貸借対照表(資産の部)

(単位：百万円)

	平成24年度 (平成25年3月31日現在)	平成25年度 (平成26年3月31日現在)
( 資 産 の 部 )		
現 金	8	11
預 け 金	61,083	97,497
コ ー ル 口 ン	518,631	370,072
買 入 金 銭 債 権	57,142	68,827
金 銭 の 信 託	1,502	1,501
有 価 証 券	4,085,625	4,248,938
国 債	2,970,773	3,143,307
地 方 債	98,777	98,485
短 期 社 債	9,998	14,986
社 債	232,672	238,331
株 式	3,922	4,007
外 国 証 券	683,292	659,650
そ の 他 の 証 券	86,188	90,169
貸 出 金	333,403	298,540
手 形 貸 付	0	—
証 書 貸 付	242,219	215,597
当 座 貸 越	68,090	64,201
代 理 貸 付 金	23,092	18,741
再 預 託 金	29	23
外 国 為 替	378	330
外 国 他 店 預 け	378	330
そ の 他 資 産	8,695	10,453
長 期 出 資 金	100	100
前 払 費 用	103	83
未 収 収 益	7,134	6,520
先 物 取 引 差 金 勘 定	—	0
そ の 他 の 資 産	1,357	3,749
有 形 固 定 資 産	8,124	7,901
建 物	1,789	1,676
土 地	5,978	5,978
リ ー ス 資 産	16	10
建 設 仮 勘 定	203	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	136	236
無 形 固 定 資 産	568	550
ソ フ ト ウ ェ ア	124	500
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	404	10
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	39	39
前 払 年 金 費 用	129	258
債 務 保 証 見 返	61	84
貸 倒 引 当 金	△ 741	△ 1,072
( うち個別貸倒引当金 )	(△ 410)	(△ 729)
投 資 損 失 引 当 金	△ 27,703	△ 30,545
資 産 の 部 合 計	5,046,940	5,073,374

■貸借対照表(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

	平成24年度 (平成25年3月31日現在)	平成25年度 (平成26年3月31日現在)
( 負 債 の 部 )		
預 金	4,680,078	4,740,998
当 座 預 金	689	574
普 通 預 金	380,880	355,676
定 期 預 金	4,121,905	4,199,876
保 障 基 金 定 期 預 金	101,330	101,330
そ の 他 の 預 金	75,273	83,539
讓 渡 性 預 金	81	81
借 用 金	77,650	77,650
借 入 金	77,650	77,650
預 託 金	29	23
外 国 為 替	—	0
そ の 他 負 債	49,401	25,674
未 払 費 用	21,023	18,074
未 払 法 人 税 等	4,969	5,164
前 受 収 益	2	1
職 員 預 り 金	161	165
金 融 派 生 商 品	744	646
リ ー ス 債 務	17	10
資 産 除 去 債 務	47	47
そ の 他 の 負 債	22,437	1,564
賞 与 引 当 金	241	258
退 職 給 付 引 当 金	160	241
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	128	102
そ の 他 の 偶 発 損 失 引 当 金	61	0
繰 延 税 金 負 債	24,716	19,527
債 務 保 証	61	84
負 債 の 部 合 計	4,832,612	4,864,643
( 純 資 産 の 部 )		
出 資 金	53,855	53,855
普 通 出 資 金	48,855	48,855
優 先 出 資 金	5,000	5,000
資 本 剰 余 金	5,000	5,000
資 本 準 備 金	5,000	5,000
利 益 剰 余 金	88,177	96,350
利 益 準 備 金	17,700	18,400
そ の 他 利 益 剰 余 金	70,477	77,950
特 別 積 立 金	62,450	66,450
当 期 未 処 分 剰 余 金	8,027	11,500
会 員 勘 定 合 計	147,033	155,206
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	67,831	53,990
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 536	△ 466
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	67,294	53,524
純 資 産 の 部 合 計	214,327	208,730
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	5,046,940	5,073,374

■損益計算書

(単位：百万円)

	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
経常収益	47,782	44,739
資金運用収益	41,897	39,241
貸出金利息	2,624	2,031
預け金利息	119	110
コールローン利息	587	525
買現先利息	60	18
有価証券利息配当金	38,078	36,174
再預託金利息	0	0
その他の受入利息	426	382
役員取引等収益	1,032	1,021
受入為替手数料	46	43
その他の受入手数料	758	730
その他の役員収益	227	247
その他業務収益	4,403	1,993
外国為替売買益	31	26
国債等債券売却益	3,056	1,500
金融派生商品収益	1,305	448
その他の業務収益	9	18
その他経常収益	449	2,482
貸倒引当金戻入益	49	—
株式等売却益	—	1,847
金銭の信託運用益	252	343
その他の経常収益	147	292
経常費用	34,987	29,055
資金調達費用	21,045	17,767
預金金利利息	20,328	17,051
譲渡性預金利息	0	0
借入金利息	569	556
コールマネー利息	0	0
債券貸借取引支払利息	2	8
預託金利息	0	0
金利スワップ支払利息	142	149
その他の支払利息	0	0
役員取引等費用	417	424
支払為替手数料	26	25
その他の支払手数料	286	258
その他の役員費用	103	140
その他業務費用	803	662
国債等債券売却損	50	635
国債等債券償還損	751	14
その他の業務費用	1	12
経常費用	5,379	5,651
人件費	3,078	3,106
物件費	2,109	2,356
税金	191	188
その他経常費用	7,340	4,549
貸倒引当金繰入額	—	331
投資損失引当金繰入額	4,475	2,868
その他資産償却金	3	3
合併支援負担金	2,800	1,300
その他の経常費用	61	46
経常利益	12,795	15,684
特別利益	—	0
固定資産処分益	—	0
特別損失	2	5
固定資産処分損	2	5
税引前当期純利益	12,793	15,678
法人税、住民税及び事業税	5,121	5,409
法人税等調整額	816	131
法人税等合計	5,938	5,541
当期純利益	6,855	10,137
繰越金(当期首残高)	1,172	1,363
当期末処分剰余金	8,027	11,500

■剰余金処分計算書

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	8,027	11,500
剰 余 金 処 分 額	6,664	10,064
利 益 準 備 金	700	1,100
普通出資に対する配当金	1,954	1,954
優先出資に対する配当金	10	10
特 別 積 立 金	4,000	7,000
繰越金(当期末残高)	1,363	1,436

(注) 1. 平成24年度及び平成25年度の普通出資配当は、額面に対して年4%の割合でそれぞれ実施しました。  
2. 平成24年度及び平成25年度の優先出資配当は、額面に対して年0.4%の割合でそれぞれ実施しました。

重要な会計方針および注記事項(平成25年度)

重要な会計方針

- 有価証券の評価基準及び評価方法
  - 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
  - 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 固定資産の減価償却の方法
  - 有形固定資産(リース資産を除く)  
有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物 2年～60年  
その他 3年～20年
  - 無形固定資産(リース資産を除く)  
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
  - リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建ての資産・負債は、当事業年度末の為替相場による円換算額を付しております。
- 引当金の計上基準
  - 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
  - 投資損失引当金  
投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行体の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
  - 賞与引当金  
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支払見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
  - 退職給付引当金  
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。  
なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。  
・過去勤務費用  
その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(5年)による定額

- 法により損益処理しております。
- 数理計算上の差異  
各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生期の翌事業年度から損益処理しております。
- また、当会は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
- |                                |            |
|--------------------------------|------------|
| ①制度全体の積立状況に関する事項(平成25年3月31日現在) |            |
| 年金資産の額                         | 320,555百万円 |
| 年金財政計算上の給付債務の額                 | 321,338百万円 |
| 差引額                            | △782百万円    |
- ②制度全体に占める当会の掛金拠出割合(平成25年3月31日現在)  
2.32%
- ③上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高31,358百万円及び別途積立金30,756百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であり、当会は当期の計算書類上、特別掛金47百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当会の実際の負担割合とは一致しません。
- 一部の契約職員については、当会の退職年金制度に未加入の為、自己都合による当事業年度末における退職給与を支給額に相当する額を退職給付引当金に計上しております。
- 役員退職慰労引当金  
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
  - その他の偶発損失引当金  
その他の偶発損失引当金は、貸出コミットメント等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。
  - リース取引の処理方法  
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
  - ヘッジ会計の方法  
一部の債券(その他有価証券)に係る金利リスクの相殺を目的に、ヘッジ取引を実施しております。  
ヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)」に基づいて、ヘッジ手段であるデリバティブ取引の評価差額の認識時点をヘッジ対象である資産の損益認識時点と同一とする繰延ヘッジによる会計処理を行っております。  
なお、ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。
  - 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

注記事項

【貸借対照表関係】

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は16百万円であり、延滞債権額は728百万円あります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸出金償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債権者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権は、該当ありません。  
 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、1,752百万円であります。  
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、2,497百万円であります。  
 なお、2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 有形固定資産の減価償却累計額 8,307百万円  
 7. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,269百万円  
 8. 出資一口当たりの純資産額 406,748円72銭
9. 理事及び監事との間の取引による  
 理事及び監事に対する金銭債権総額 一百万円
10. 理事及び監事との間の取引による  
 理事及び監事に対する金銭債務総額 6,700百万円
11. 子会社等の株式(及び出資)総額 2,878百万円  
 12. 子会社等に対する金銭債権総額 3,534百万円  
 13. 子会社等に対する金銭債務総額 1,535百万円
14. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、営業用車両、電子計算機等についてはリース契約により使用しております。
15. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
 担保に供している資産 有価証券 1,150,688百万円  
 なお、担保資産に対応する債務は42,800百万円あります。  
 上記のほか、公金取扱い、為替決済、日本銀行歳入代理店等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金27百万円、有価証券94,796百万円を差し入れております。  
 また、その他の資産のうち保証金は15百万円あります。
16. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

①資金調達方針、運用方針およびその手段

当会は、信用組合が協同で設立した系統中央金融機関であり、主に会員である信用組合の支払準備資金や余裕資金を預金として調達するほか、資金の一時的・季節的な変動を平準化し効率的な資金運用を行うため、コールマネー等を利用して市場から直接調達しております。  
 調達資金は、信用組合の地域的・季節的な資金需要等に応じて融資するほか、信用組合の組合員に対する代理貸付や、事業法人等に対するシンジケートローンや債権譲受など信用組合以外への融資を行っております。また、当会は国内の機関投資家として、短期金融市場ではコールローンや譲渡性預け金等、債券市場では国債、社債ならびに外国債券等への投資を行っております。

②金融資産および金融負債取扱業務の内容

主として金利変動の影響を受ける金融資産および金融負債を有しているため、金利変動による価格の変化をコントロールするために資産および負債の総合的管理(ALM)を実施しております。  
 金融負債は、その大部分を会員である信用組合からの預金占めており、預金の種類としては、当座預金・普通預金のほか期間5年3か月までの定期預金などがあります。  
 金融資産の運用にあたっては、ALM委員会で協議のうえ決定された資金配分に基づき、各種貸付や金利収入等を目的とする国債、社債ならびに外国債券等への投資のほか、分散投資の観点から投資信託等への投資を行い、効率的なポートフォリオの構築を目指しております。

(2)金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する主な金融資産は、会員貸付と会員外貸付ならびに有価証券です。  
 会員貸付には、信用組合の地域的・季節的な資金需要に応じて融資する一般貸付、信用組合の経営基盤強化など特定の目的に応じて貸付を行う制度貸付があります。また、会員外貸付には事業法人等に対するシンジケートローンや債権譲受などの直接貸付、信用組合を窓口として信用組合の組合員に融資する代理貸付があります。これらの貸付については、金利リスク、貸付先の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

有価証券は、国債、社債ならびに外国債券等で運用しており、これに加えて、投資信託等への投資を行っております。これらは、発行体等の信用リスク、金利リスク、価格変動リスク、流動性リスクに晒されておりますが、このうち、国債は、有価証券運用のうち約7割を占めており、「『その他有価証券』で保有することを基本とすることで、ポートフォリオ全体のなかで一定の流動性を確保しております。  
 当会が保有する金融負債は、信用組合から受け入れている預金を中心であり、定期預金がその大部分を占めております。これらは、金利リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、国債運用の一環として収益の向上・安定化を図ることを目的とした店頭オプション取引と、売買価格差や金利変動等を通じて短期的利益を得ることを目的とした債券先物、株価指数先物、債券先物オプション、株価指数オプション取引等があります。さらに、ALMの一環としてヘッジ会計を適用している金利スワップ取引があります。ヘッジ会計に関するヘッジの方針等については、上記、重要な会計方針「7.ヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①リスク管理体制

当会は、金融商品に係る各リスクを適切に把握・管理することにより経営の健全性を維持するとともに、リスクに見合った収益の確保に努めております。

具体的には、理事会においてリスク管理に関する基本的な考え方を

「事業方針」や「リスク管理方針」に定め、理事長はこの方針に基づいて業務を統括し、リスク管理に係る必要な指示を行っております。

また、原則として業務執行部署から独立した各リスク統括管理部署がそれぞれのリスクを把握・管理し、これを統一的リスク管理部署が統一的に把握・管理しております。また、統一的・信用・市場および流動性リスクはALM委員会が組織横断的に評価・検討することで、リスク管理の実効性と相互牽制機能の有効性の確保に努めております。

②信用リスクの管理

A. 管理方針

当会では、信用リスクが顕在化した場合の損失が事業計画に則った戦略目標の達成に重大な影響を与えるとの認識のもと、理事会において「与信リスク管理基本方針(クレジットポリシー)」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、「信用リスク管理規程」に則り、信用リスクを適正に把握・管理する体制を構築しております。

I. 管理方法

信用リスクの管理対象を会員信用組合およびその組合員への貸出のほか事業法人への直接貸出、さらには、社債等の市場運用に伴って信用を供与する全ての取引とし、信用リスクの統括管理部署は、それら資産に係る信用リスク量をVaR法により計測のうえ、リスク資本率と比較・検証を行い、ALM委員会に報告しております。

また、与信判断においては、与信先等の信用格付を実施し、定期的な見直し等による事後管理の徹底を通じて、信用リスクを早期かつ適正に把握・管理するとともに、厳正な自己査定を実施し、適正な償却・引当を行い資産の健全性の確保に努めております。

このほか、信用格付別・個社別・グループ別等に与信上限を設定のうえ与信状況を把握・管理し、信用リスクの集中防止に努めております。

③市場リスクの管理

A. 管理方針

当会では、「市場リスク管理規程」等に則り、市場リスクの統括管理部署が資産・負債全体の市場リスク量をVaR法により計測し、市場リスク量が自己資本管理方針に基づき配賦されたリスク資本率を超えないよう厳格なモニタリングを実施しております。

I. 管理方法

a. 金利リスク

金利リスクを含む市場リスク全体をVaR法により計測してリスク量の上限管理を行うとともに、金利リスクについては、金利感応度による分析(デュレーション分析、BPV分析、アウトライヤー基準に基づく金利リスク分析)や、金利更改を勘案した期間損益シミュレーションに基づく収益への影響度算出などの方法による分析を行っております。その結果は、ALM委員会に報告し、これを受け委員会で協議・検討を行うことにより適切なリスクコントロールに努めております。

b. 価格変動リスク

価格変動リスクを伴う株式や投資信託等は、統括管理部署が「市場リスク管理規程」および「市場リスク量算出基準」に基づき、VaR法によりリスク量を把握し、設定されたリスク資本率の範囲内であることを確認・監視しております。

c. デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、「市場リスク管理規程」等に基づき、リスク量がリスク資本率を超えないようモニタリングを行うほか、業務によっては強制的にポジションをクローズするロスカットルールを設けるなど、損失の拡大防止に努めております。

ウ. 市場リスクに係る定量的情報

市場リスクの管理対象をALM業務、株式等純投資業務、ディーリング業務および政策投資業務とし、VaRは、以下の前提条件に基づき、分散共分散法により算出しております。

対象業務	主な金融商品	観測期間	保有期間	信頼区間
ALM業務	預金、貸出金、債券	482 営業日	3か月 <sup>*1</sup>	2.33標準偏差 (=片側99.0%)
株式等純投資業務	株式、投資信託		1か月	
ディーリング業務	債券・株価指数先物取引 各オプション取引			
政策投資業務	株式		1年	

\*1 一部投資信託除く

なお、オプション取引については、ヒストリカルシミュレーション法を採用しており、分散共分散法で算出したリスク量と単純合算しております。

平成26年3月31日現在で、当会の市場リスク量は以下のとおりとなっております。

(単位:百万円)

対象業務	リスク量
ALM業務	38,463
株式等純投資業務	10,895
ディーリング業務	23
政策投資業務	—
市場リスク合計	45,510 <sup>*2</sup>

\*2 市場リスク合計は、業務別リスク量の相関考慮後の値

また、当会では、計測したリスク量が当初予想された損益の範囲内であるかをバックテストにより検証し、リスク計測モデルの信頼性は問題ないものと認識しております。但し、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量となっており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下における

リスクは捕捉できない場合があります。

④資金調達に係る流動性リスク

当会では、流動性リスクを適切に把握・管理するため、資金繰りリスクを管理する部門と、日常の資金繰りを管理する部門とに役割を分担し、管理しております。資金繰りリスク管理部門は、資金繰りリスク管理指標および資金繰りの逼迫度を測るボーダーラインを設定し、資金調達・運用計画を反映した資金繰り見通しを作成のうえ、管理指標が適正な水準を維持しているか検証し、ALM委員会において資金繰りリスクに関する事項の報告と審議を行っています。また、日々の資金繰りおよび市場調達に係る管理指標に基づき、管理しております。

なお、経済や市場等の外部環境などの急変により流動性危機の発生が予想される場合は、対応策を協議するため、緊急会議を招集する等機動的な態勢としております。

(4)金融商品の時価等に関する補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

17. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については以下のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。又、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

勘定科目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金	97,497	97,497	—
うち譲渡性預け金	50,000	50,000	—
(2)コールローン	370,072	370,072	—
(3)買入金銭債権			
①満期保有目的の債券	56,000	56,070	70
②その他有価証券	12,827	12,827	—
	68,827	68,897	70
(4)金銭の信託	1,501	1,501	—
(5)有価証券(※1)			
①満期保有目的の債券	167,635	171,787	4,152
②その他有価証券	4,008,714	4,008,714	—
	4,176,349	4,180,501	4,152
(6)貸出金	298,540		
貸倒引当金(※1)	△ 1,071		
	297,469	298,068	599
資産計	5,011,717	5,016,538	4,821
(1)預金	4,740,998	4,750,686	9,688
(2)借入金	77,650	78,155	505
負債計	4,818,648	4,828,841	10,193
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(646)	(646)	—
デリバティブ取引計	(646)	(646)	—

(※1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、有価証券に対する投資損失引当金については、重要性が乏しいため、貸借対照表計上額から直接減額しております。

(※2)金融派生商品に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額表示しており、合計で正味の債務となる項目は( )で表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)金融資産

①預け金及びコールローン

預け金及びコールローンについては、約定から償還までの期間が短期間であることから、帳簿価額を時価としております。

②買入金銭債権

短期買入金銭債権については、約定から償還までの期間が短期間であることから、帳簿価額を時価としております。

また、長期買入金銭債権については、ブローカーから入手した合理的に算定された価額を時価としております。

③金銭の信託

金銭の信託については、ブローカーから提供される、当該信託財産の構成物である金融資産及び金融負債の評価額を合計した額を時価としております。

④有価証券

債券、株式及び投資信託については、市場価格または合理的に算定された価額を時価としております。

保有目的ごとの有価証券に関する事項は18.に記載しております。

⑤貸出金

貸出金のうち、会員向け貸付金及び代理貸付金については、信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを市場金利で割引いた価額を時価としております。

会員外貸付金については、将来キャッシュ・フローを、金利リスク及び信用リスクを反映した割引率で割引いた割引現在価値を時価としており、また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表計上額から貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(2)金融負債

①預金

預金のうち、要求払預金については、決算日に払戻請求された場合の払戻額(帳簿価額)を時価としております。

また、定期預金については、将来のキャッシュ・フローを、新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割引いた割引現在価値を時価としております。

②借入金

借入金については、当会の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、将来のキャッシュ・フローを、市場金利に借入金調達時のスプレッドを上乗せした割引率で割引いた割引現在価値を時価としております。

なお、約定期間が短期間のものについては、帳簿価額を時価としております。

(3)デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引および通貨関連取引であり、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出された価額によっております。

(注2)その他参考情報

時価の把握が極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(※1)	2,878
非上場株式(※1)	294
出資金等(※2)	69,358
合 計	72,530

(※1)子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2)出資金等は、業界内の資本増強支援に係る優先出資証券等であり、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

18. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。以下21.まで同様であります。

(1)売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2)満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	20,806	21,976	1,170
	地方債	26,991	28,342	1,350
	短期社債	—	—	—
	社 債	86,833	87,277	444
	そ の 他	60,077	61,358	1,281
	小 計	194,707	198,954	4,246
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地方債	9,000	8,982	△ 17
	短期社債	—	—	—
	社 債	1,000	998	△ 1
	そ の 他	18,927	18,921	△ 5
	小 計	28,927	28,903	△ 24
合 計		223,635	227,857	4,222

(注1)時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(注2)時価と貸借対照表計上額が同じものは、「時価が貸借対照表計上額を超えないもの」に含めております。

(3)子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(4)その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価・償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株 式	834	202	632
	債 券	3,308,656	3,243,530	65,126
	国 債	3,122,501	3,059,330	63,170
	地方債	59,894	58,543	1,350
	短期社債	—	—	—
	社 債	126,261	125,655	605
その他	458,339	448,338	10,000	
小 計	3,767,831	3,692,071	75,759	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株 式	—	—	—
	債 券	41,823	41,845	△ 21
	国 債	—	—	—
	地方債	2,600	2,600	—
	短期社債	14,986	14,986	—
	社 債	24,236	24,258	△ 21
その他	261,944	262,831	△ 886	
小 計	303,768	304,676	△ 908	
合 計	4,071,599	3,996,748	74,851	

(注1)貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上しております。

(注2)取得原価・償却原価と貸借対照表計上額が同じものは、「貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの」に含めております。

(注3)上表に、「その他の証券」中の優先出資証券及び信託受益権並びに「株式」中の非

上場株式は含んでおりません。

(注4) その他有価証券で時価のあるもののうち、当事業年度末における時価が取得原価又は償却原価と比較して50%以上下落したものと、及び当事業年度末における時価が取得原価又は償却原価と比較して30%以上50%未満下落したもののうち一定のものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を減損処理しております。なお、当事業年度における減損処理はありません。

- 19. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- 20. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。  
売却額668,831百万円 売却益3,347百万円 売却損635百万円
- 21. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	(単位：百万円)			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	541,328	1,835,229	976,868	141,684
国債	447,102	1,645,405	911,680	139,119
地方債	4,878	34,485	56,555	2,565
短期社債	14,986	—	—	—
社債	74,360	155,338	8,632	—
その他	335,525	370,482	10,410	—
合計	876,853	2,205,712	987,278	141,684

- 22. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	(単位：百万円)		
	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額
運用目的の金銭の信託	1,500	1,501	1

(注1) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(注2) その他の金銭の信託及び満期保有目的の金銭の信託の取扱いはありません。

- 23. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に61,925百万円含まれております。
- 24. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金34,850百万円が含まれております。
- 25. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、14,072百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが13,072百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当会の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当会が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて預金・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当会内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 26. 当期末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 2,620百万円
年金資産(時価)	3,388百万円
未積立退職給付債務	767百万円
未認識数理計算上の差異	△ 529百万円
未認識過去勤務費用	△ 220百万円
貸借対照表計上額の純額	17百万円
前払年金費用	258百万円
退職給付引当金	241百万円

- 27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	243百万円
投資損失引当金	8,512百万円
土地の減損	1,309百万円
その他	888百万円
繰延税金資産小計	10,955百万円
評価性引当額	△ 9,617百万円
繰延税金資産合計	1,338百万円
繰延税金負債	
有価証券評価差額	20,861百万円
その他	5百万円
繰延税金負債合計	20,866百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△ 19,527百万円

- 28. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	29.65%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.04%
住民税均等割	0.11%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△ 0.00%
評価性引当額の増減	5.01%
税率変更による影響	0.22%
その他	0.31%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.34%

(追加情報)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の29.65%から27.87%となります。この税率変更により、繰延税金資産は35百万円減少し、法人税等調整額は35百万円増加しております。

- 29. 表示方法の変更

前事業年度において「[その他資産]」の「[その他の資産]」に含めていた「前払年金費用」は、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第23号平成26年3月28日)により改正された「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」(平成5年大蔵省令第10号)別紙様式を適用し、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度において「[その他の資産]」に含めていた「前払年金費用」は129百万円であります。

注記事項

[損益計算書関係]

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社等との取引による収益総額 133,479千円  
子会社等との取引による費用総額 206,594千円
- 出資一口当たり当期純利益金額 20,729円33銭

## ■会計監査人による監査

貸借対照表・損益計算書および剰余金処分計算書については、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受け適正である旨の監査報告を受理しています。

## ■代表理事の確認

私は当会の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第60期の事業年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書の適正性、および同書類作成に係る内部監査の有効性を確認しました。

平成26年6月2日

全国信用協同組合連合会 理事長

内藤純一

■業務粗利益、業務純益

(単位：百万円、%)

	平成24年度	平成25年度
資金運用収益	41,897	39,241
資金調達費用	21,038	17,752
資金運用収支	20,858	21,488
役務取引等収益	1,032	1,021
役務取引等費用	417	424
役務取引等収支	615	596
その他業務収益	4,403	1,993
その他業務費用	827	692
その他業務収支	3,575	1,300
業務粗利益	25,049	23,386
業務粗利益率	0.49	0.44
一般貸倒引当金繰入	—	12
経費(除く臨時処理分)	5,276	5,673
業務純益	19,772	17,699

- (注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(24年度6百万円、25年度14百万円)を控除して表示しています。  
 2. その他業務費用には、損益計算書上で「その他経常費用」に計上している投資損失引当金繰入額のうち、債券に係るもの(24年度23百万円、25年度30百万円)を加えて表示しています。  
 3. 業務粗利益率=業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100  
 4. 経費については臨時処理分を除いて算出しています。

■資金運用・調達勘定の平均残高、利息、利回

(単位：百万円、%)

	平成24年度			平成25年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	5,092,129	41,897	0.82	5,210,931	39,241	0.75
貸出金	295,093	2,624	0.88	293,244	2,031	0.69
預け金	62,151	119	0.19	60,413	110	0.18
コールローン	449,413	587	0.13	440,271	525	0.11
買現先勘定	56,611	60	0.10	18,173	18	0.10
買入金銭債権	54,708	425	0.77	57,837	381	0.65
有価証券	4,173,697	38,078	0.91	4,340,564	36,174	0.83
その他資産	454	0	0.14	427	0	0.16
資金調達勘定	4,882,428	21,038	0.43	5,016,190	17,752	0.35
預金	4,807,636	20,328	0.42	4,906,148	17,051	0.34
譲渡性預金	81	0	0.24	81	0	0.17
借入金	70,161	569	0.81	77,650	556	0.71
その他負債	6,049	146	2.41	36,435	159	0.43

- (注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(24年度2,897百万円、25年度11,328百万円)、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(24年度1,500百万円、25年度4,124百万円)及び運用見合費用(24年度6百万円、25年度14百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

■受取利息・支払利息の分析

(単位：百万円)

	平成24年度			平成25年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	3,284	△ 5,059	△ 1,775	960	△ 3,616	△ 2,655
貸出金	△ 453	34	△ 418	△ 16	△ 576	△ 593
預け金	△ 22	△ 7	△ 30	△ 3	△ 6	△ 9
コールローン	197	△ 104	92	△ 7	△ 55	△ 62
買現先勘定	16	△ 3	12	△ 41	—	△ 41
買入金銭債権	△ 12	△ 144	△ 157	23	△ 67	△ 44
有価証券	2,851	△ 4,118	△ 1,266	1,492	△ 3,396	△ 1,904
その他資産	△ 10	3	△ 6	△ 0	0	0
支払利息	1,685	△ 2,881	△ 1,195	592	△ 3,869	△ 3,277
預金	1,664	△ 2,849	△ 1,184	428	△ 3,706	△ 3,277
譲渡性預金	—	△ 0	△ 0	—	△ 0	△ 0
借入金	△ 13	5	△ 7	58	△ 72	△ 13
その他負債	△ 83	79	△ 3	216	△ 204	12

- (注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については按分計算しています。

■ 役務取引の状況

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
役 務 取 引 等 収 益	1,032	1,021
役 務 取 引 等 費 用	417	424
うち代理貸付手数料	148	119
役 務 取 引 等 収 支	615	596

■ その他業務損益の内訳

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
国債等債券関係損益	2,254	849
その他	1,344	480
その他業務損益	3,599	1,330

■ 経費の内訳

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
人 件 費	3,078	3,106
物 件 費	2,109	2,356
税 金	191	188
合 計	5,379	5,651

(注) 税金には、法人税・住民税・配当利子所得税・事業税・地方法人特別税を含みません。

■ 預貸率・資貸率・預証率等

(単位：%)

	平成24年度	平成25年度
預 貸 率 (末残)	7.12	6.29
〃 (平残)	6.13	5.97
資 貸 率 (末残)	7.12	6.29
〃 (平残)	6.13	5.97
預 証 率 (末残)	87.29	89.61
〃 (平残)	86.81	88.47

(注) 資貸率=貸出金÷(預金+譲渡性預金)×100

■ 利益率

(単位：%)

	平成24年度	平成25年度
総資産経常利益率	0.25	0.30
総資産当期純利益率	0.13	0.19
純資産(資本)経常利益率	8.67	10.33
純資産(資本)当期純利益率	4.64	6.67

(注) 総資産利益率=経常(当期純)利益÷総資産(除く債務保証見返)平均残高×100

■ 資金運用利回、資金調達原価率、総資金利鞘

(単位：%)

	平成24年度	平成25年度
資 金 運 用 利 回	0.82	0.75
資 金 調 達 原 価 率	0.54	0.46
総 資 金 利 鞘	0.28	0.28

■ 常勤役職員1人あたりおよび1店舗あたり資金量・貸出金残高

(単位：百万円)

	平成25年3月末	平成26年3月末
1 人 あ た り 資 金 量	15,395	15,293
1 人 あ た り 貸 出 金	1,096	963
1 店 舗 あ た り 資 金 量	585,020	592,635
1 店 舗 あ た り 貸 出 金	41,675	37,317

(注) 1. 資金量=預金+譲渡性預金  
2. 常勤役職員数は期末人員

■預金科目別残高(期末残高)

(単位：百万円、%)

	平成24年度		平成25年度	
	残高	構成比	残高	構成比
流動性預金	381,569	8.1	356,251	7.5
当座預金	689	0.0	574	0.0
普通預金	380,880	8.1	355,676	7.5
通知預金	—	—	—	—
定期性預金	4,223,235	90.3	4,301,207	90.7
定期預金	4,121,905	88.1	4,199,876	88.6
保障基金定期預金	101,330	2.2	101,330	2.1
その他の預金	75,273	1.6	83,539	1.8
小計	4,680,078	100.0	4,740,998	100.0
譲渡性預金	81	0.0	81	0.0
合計	4,680,160	100.0	4,741,080	100.0

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋通知預金  
 2. 定期性預金＝定期預金＋保障基金定期預金  
 3. その他の預金＝為替決済預り金＋別段預金＋外貨預金

■預金科目別残高(平均残高)

(単位：百万円、%)

	平成24年度		平成25年度	
	残高	構成比	残高	構成比
流動性預金	314,120	6.5	326,878	6.6
当座預金	268	0.0	262	0.0
普通預金	313,852	6.5	326,616	6.6
通知預金	—	—	—	—
定期性預金	4,458,710	92.8	4,545,863	92.7
定期預金	4,357,379	90.7	4,444,532	90.6
保障基金定期預金	101,330	2.1	101,330	2.1
その他の預金	34,805	0.7	33,406	0.7
小計	4,807,636	100.0	4,906,148	100.0
譲渡性預金	81	0.0	81	0.0
合計	4,807,717	100.0	4,906,230	100.0

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋通知預金  
 2. 定期性預金＝定期預金＋保障基金定期預金  
 3. その他の預金＝為替決済預り金＋別段預金＋外貨預金

■預金者別残高

(単位：百万円、%)

	平成24年度		平成25年度	
	残高	構成比	残高	構成比
会員預金	4,654,591	99.5	4,715,467	99.5
会員外預金	25,568	0.5	25,612	0.5
合計	4,680,160	100.0	4,741,080	100.0

(注) 譲渡性預金を含みます。

■定期性預金の残存期間別残高

(単位：百万円)

	3か月以下	3か月超 6か月以下	6か月超 1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	3年超	合計
平成24年度							
定期性預金	1,122,082	493,927	661,770	785,946	505,617	653,892	4,223,235
うち固定金利定期預金	1,122,082	493,927	661,770	785,946	505,617	653,892	4,223,235
うち変動金利定期預金	—	—	—	—	—	—	—
平成25年度							
定期性預金	997,201	615,521	717,589	810,671	577,242	582,981	4,301,207
うち固定金利定期預金	997,201	615,521	717,589	810,671	577,242	582,981	4,301,207
うち変動金利定期預金	—	—	—	—	—	—	—

■貸出金科目別残高(期末残高)

(単位：百万円、%)

	平成24年度		平成25年度	
	残高	構成比	残高	構成比
手形貸付	0	0.0	—	—
証書貸付	242,219	72.7	215,597	72.2
当座貸越	68,090	20.4	64,201	21.5
割引手形	—	—	—	—
代理貸付金	23,092	6.9	18,741	6.3
合計	333,403	100.0	298,540	100.0

■貸出金科目別残高(平均残高)

(単位：百万円、%)

	平成24年度		平成25年度	
	残高	構成比	残高	構成比
手形貸付	0	0.0	0	0.0
証書貸付	225,573	76.4	225,894	77.0
当座貸越	43,254	14.7	46,448	15.9
割引手形	—	—	—	—
代理貸付金	26,264	8.9	20,901	7.1
合計	295,093	100.0	293,244	100.0

■貸出先別残高

(単位：百万円、%)

	平成24年度		平成25年度	
	残高	構成比	残高	構成比
会員	70,741	21.2	65,385	21.9
会員外	262,662	78.8	233,155	78.1
代理貸付金	23,092	6.9	18,741	6.3
事業法人等	196,097	58.8	200,515	67.2
その他の	43,472	13.1	13,898	4.7
合計	333,403	100.0	298,540	100.0

■貸出金の残存期間別残高

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	合計
平成24年度						
貸出金	172,049	73,398	40,961	19,031	27,962	333,403
うち固定金利貸出	104,355	9,121	12,871	10,225	2,798	139,371
うち変動金利貸出	67,693	64,277	28,090	8,806	25,163	194,031
平成25年度						
貸出金	100,188	69,388	70,333	27,045	31,584	298,540
うち固定金利貸出	65,212	9,016	17,274	7,015	499	99,019
うち変動金利貸出	34,976	60,371	53,058	20,030	31,084	199,521

■使途別貸出金残高

(単位：百万円、%)

	平成24年度		平成25年度	
	残高	構成比	残高	構成比
運転資金	302,763	90.8	270,594	90.6
設備資金	30,639	9.2	27,945	9.4
合計	333,403	100.0	298,540	100.0

■担保別貸出金残高

(単位：百万円、%)

	平成24年度					平成25年度				
	貸出金		債務保証見返			貸出金		債務保証見返		
	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	構成比		
預 金	67,982	20.4	—	—	63,767	21.4	—	—		
有 価 証 券	7,500	2.2	—	—	7,500	2.5	—	—		
動 産	—	—	—	—	0	—	—	—		
不 動 産	14,986	4.5	—	—	13,845	4.6	—	—		
そ の 他	10,131	3.0	—	—	7,965	2.7	—	—		
小 計	100,599	30.1	—	—	93,077	31.2	—	—		
信用保証協会・信用保険	16	0.0	—	—	15	0.0	—	—		
保 証	886	0.3	61	100.0	630	0.2	84	100.0		
信 用	231,900	69.6	—	—	204,816	68.6	—	—		
合 計	333,403	100.0	61	100.0	298,540	100.0	84	100.0		

■業種別貸出金残高

(単位：百万円、%)

	平成24年度		平成25年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
製 造 業	37,187	11.1	57,013	19.1
農 業、林 業	4	0.0	3	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	568	0.2	253	0.1
電気、ガス、熱供給、水道業	8,000	2.4	5,000	1.7
情 報 通 信 業	7,341	2.2	7,041	2.4
運 輸 業、郵 便 業	16,248	4.9	20,602	6.9
卸 売 業、小 売 業	21,599	6.5	16,666	5.6
金 融 業、保 険 業	132,723	39.8	123,730	41.4
不 動 産 業	27,267	8.2	28,686	9.6
物 品 賃 貸 業	6,068	1.8	12,479	4.2
学術研究、専門・技術サービス業	4,301	1.3	0	0.0
宿 泊 業	800	0.2	736	0.2
飲 食 業	6,213	1.9	1,066	0.4
生活関連サービス業、娯楽業	7,568	2.3	734	0.2
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—
医 療、福 祉	127	0.0	107	0.0
そ の 他 の サ ー ビ ス	7,793	2.3	7,722	2.6
国、地方公共団体	30,531	9.2	530	0.2
勤労者退職金共済機構等	2,939	0.9	2,753	0.9
個人(住宅・消費・納税資金等)	16,117	4.8	13,412	4.5
合 計	333,403	100.0	298,540	100.0

■貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	残 高	増減額	残 高	増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	330	△ 33	343	12
個 別 貸 倒 引 当 金	410	△ 16	729	318
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
合 計	741	△ 49	1,072	331

■貸出金償却額

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
貸 出 金 償 却	—	—

■有価証券残高(期末残高)

(単位：百万円、%)

		平成24年度		平成25年度	
		残高	構成比	残高	構成比
国債	債	2,970,773	72.7	3,143,307	74.0
地方債	債	98,777	2.4	98,485	2.3
短期社債	債	9,998	0.3	14,986	0.4
社債	債	232,672	5.7	238,331	5.6
株式	株	3,922	0.1	4,007	0.1
その他	他	769,480	18.8	749,819	17.6
合計	計	4,085,625	100.0	4,248,938	100.0

(注)「その他」には、外国証券を含めています。

■有価証券残高(平均残高)

(単位：百万円、%)

		平成24年度		平成25年度	
		残高	構成比	残高	構成比
国債	債	2,822,084	67.6	3,215,154	74.1
地方債	債	101,083	2.4	100,094	2.3
短期社債	債	142,887	3.4	46,355	1.0
社債	債	253,893	6.1	242,131	5.6
株式	株	3,376	0.1	3,377	0.1
その他	他	850,371	20.4	733,449	16.9
合計	計	4,173,697	100.0	4,340,564	100.0

(注)「その他」には、外国証券を含めています。

■有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
平成24年度								
有価証券	588,282	1,048,341	830,023	418,347	777,877	287,817	134,934	4,085,625
国債	203,369	691,123	719,502	338,670	733,086	285,021	—	2,970,773
地方債	1,961	5,535	30,788	16,148	41,548	2,795	—	98,777
短期社債	9,998	—	—	—	—	—	—	9,998
社債	52,125	120,757	54,884	1,662	3,242	—	—	232,672
株式	—	—	—	—	—	—	3,922	3,922
その他	320,827	230,925	24,849	61,866	—	—	131,011	769,480
平成25年度								
有価証券	812,259	1,108,761	1,053,129	534,840	442,027	141,684	156,236	4,248,938
国債	447,102	767,003	878,402	506,362	405,318	139,119	—	3,143,307
地方債	4,878	23,563	10,922	24,097	32,458	2,565	—	98,485
短期社債	14,986	—	—	—	—	—	—	14,986
社債	74,360	95,109	60,228	4,381	4,250	—	—	238,331
株式	—	—	—	—	—	—	4,007	4,007
その他	270,930	223,084	103,575	—	—	—	152,228	749,819

(注)「その他」には、外国証券を含めています。

■商品有価証券の種類別残高(平均残高)

該当ありません。

■ 有価証券の時価等情報

貸借対照表の「有価証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金並びに「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しています。

● 売買目的有価証券

該当ありません。

● 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	平成24年度						平成25年度					
	貸借対照表 計上額	時 価	差 額			貸借対照表 計上額	時 価	差 額				
			うち益	うち損	うち益			うち損				
国 債	20,807	22,224	1,417	1,417	—	20,806	21,976	1,170	1,170	—		
地 方 債	26,990	28,558	1,568	1,568	—	35,991	37,325	1,333	1,350	17		
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
社 債	127,307	128,359	1,052	1,053	1	87,833	88,275	442	444	1		
そ の 他	116,116	117,690	1,573	1,600	26	79,004	80,280	1,275	1,281	5		
合 計	291,221	296,833	5,611	5,639	28	223,635	227,857	4,222	4,246	24		

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいています。  
2. 「その他」には外国証券を含めています。

● 子会社及び関連会社株式で時価のあるもの

該当ありません。

● その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	平成24年度						平成25年度					
	取得原価	貸借対照表 計上額	評 価 差 額			取得原価	貸借対照表 計上額	評 価 差 額				
			うち益	うち損	うち益			うち損				
株 式	202	749	547	547	—	202	834	632	632	—		
債 券	3,053,853	3,137,116	83,263	83,317	53	3,285,375	3,350,480	65,104	65,126	21		
国 債	2,868,919	2,949,965	81,045	81,045	—	3,059,330	3,122,501	63,170	63,170	—		
地 方 債	70,025	71,787	1,761	1,761	—	61,143	62,494	1,350	1,350	—		
短 期 社 債	9,998	9,998	—	—	—	14,986	14,986	—	—	—		
社 債	104,908	105,364	456	510	53	149,914	150,498	583	605	21		
そ の 他	692,919	703,148	10,229	11,189	959	711,170	720,284	9,113	10,000	886		
合 計	3,746,975	3,841,015	94,040	95,053	1,013	3,996,748	4,071,599	74,851	75,759	908		

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。  
2. 「その他」には外国証券を含めています。

● 時価のない有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
満期保有目的の債券	—	—
子会社および関連会社株式	2,878	2,878
その他有価証券	—	—
株 式	294	294
そ の 他	67,358	69,358

■金銭の信託の時価等情報

●運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表計上額	当該年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当該年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	1,502	2	1,501	1

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

●満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

●その他の金銭の信託

該当ありません。

■デリバティブ取引の時価等情報

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額または契約において定められた元本相当額、時価および評価損益並びに当該時価の算定方法は次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

●通貨関連取引

(単位：百万円)

店頭	為替予約	平成24年度				平成25年度			
		契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
		うち1年超				うち1年超			
	売建	0	—	0	0	—	—	—	—
	買建	5	—	0	0	9	—	△ 0	△ 0
	合計			0	0			△ 0	△ 0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しています。

2. 時価は、割引現在価値により算定しています。

3. 通貨関連取引は実需に基づくものであり、投資目的ではございません。

●その他のデリバティブ取引

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、決算日における契約額または契約において定められた元本相当額および時価並びに当該時価の算定方法は次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

●金利関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	平成24年度		平成25年度	
			契約額等	時価	契約額等	時価
			うち1年超		うち1年超	
原則的処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	その他有価証券 (債券)	20,000	20,000	20,000	20,000
	合計			△ 744		△ 646
				△ 744		△ 646

(注) 1. 上記は繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定は取引先金融機関から提示された価格によっております。

●その他のデリバティブ取引

該当ありません。

■信用組合の内国為替制度加盟状況

(単位：信組)

	平成24年度	平成25年度
地域信用組合	97	96
業域信用組合	26	26
職域信用組合	15	15
民族系信用組合	16	15
全信組連・整理回収機構	2	2
合 計	156	154

(注) 未加盟組合は3組合です。

■信用組合の内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

		平成24年度		平成25年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	仕 向	9,679,120	11,411,825	9,868,728	12,193,078
	被 仕 向	13,435,737	11,886,914	13,521,867	12,337,840
代金取立	委 託	170,599	225,012	166,241	220,646
	受 託	117,571	137,205	112,573	131,346

■信組為替と他行為替の取扱実績

(単位：件、百万円)

		平成24年度		平成25年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
信組為替	仕 向・委 託	306,855	290,781	310,132	302,833
	被仕向・受託	306,855	290,781	310,132	302,833
他行為替	仕 向・委 託	9,542,864	11,346,056	9,724,837	12,110,891
	被仕向・受託	13,246,453	11,733,338	13,324,308	12,166,353

■外国為替取扱実績

(単位：件、千米ドル)

		平成24年度		平成25年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
貿 易	輸 出	371	22,715	417	21,143
	輸 入	1,644	50,919	1,554	43,471
貿易外	外国送金等	2,566	72,162	2,056	43,966
	外貨預金	77	3,363	73	2,600
合 計		4,658	149,159	4,100	111,182
信用状開設		176	5,436	147	5,114

■外貨建資産残高

(単位：千米ドル)

	平成24年度	平成25年度
外貨建資産残高	3,131	2,503

■日本銀行歳入復代理店委嘱状況

	新規委嘱		合 計	
	信組数	店舗数	信組数	店舗数
平成24年度	—	2	31	453
平成25年度	1	7	32	459

■全信組連手形交換取扱状況

(単位：枚、百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	枚 数	金 額	枚 数	金 額
持 出 手 形	118,750	108,118	110,684	112,937
持 帰 手 形	166,935	210,693	155,697	302,379

(注) 1. 枚数・金額とも手形交換所経由分。  
2. 代理交換受託信組(整理回収機構を含む)分を含んでいます。

■手形等の代理交換受託状況

	受託信組
平成24年度	16
平成25年度	16

(注) 整理回収機構を含んでいます。

■国債窓販業務取りまとめ実績

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
個人向け国債3年	2,604	2,251
個人向け国債5年	1,255	1,684
個人向け国債10年	3,193	1,712
新型窓販国債2年	146	135
新型窓販国債5年	87	312
新型窓販国債10年	749	426
合 計	8,034	6,520

(注) 国債窓販業務取りまとめ実績とは、当会を取りまとめ金融機関とし、信用組合を取扱金融機関とした個人向け国債および新型窓口販売方式による国債の募集の取扱い高です。

■投資信託窓販業務取次実績

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
窓 販 取 次 実 績	688	1,170

(注) 投資信託窓販業務取次実績とは、当会を指定登録金融機関とし、信用組合を取次登録金融機関とした投資信託の募集の取扱い高です。

■証券決済実績(額面ベース)

(単位：百万円)

		平成24年度	平成25年度
国 債	買 入	846,231	909,303
	売却・償還	769,690	912,521
一 般 債	買 入	440,662	382,595
	売却・償還	408,071	307,507
合 計		2,464,654	2,511,926

(注) 証券決済実績とは、信用組合の国債・一般債の売買に伴う証券・資金決済実績の内、当会が提供する「くみれん証券管理システム」を通じて決済を行った実績です。

■信用組合のコンピュータ化状況

	地域 信組	業域 信組	職域 信組	民族系 信組	合 計
SKCセンター	91	26	16	14	147
自営共同センター	3	0	0	1	4
単 独 自 営	2	0	0	0	2
未オンライン	0	1	1	0	2

■SKCセンター加盟状況

	信組数	店舗数
平成24年度	149	1,572
平成25年度	147	1,567

■しんくみネット・キャッシュサービス加盟状況

	SKCセンター加盟信組		自営オン信組等		合 計	
	信組数	店舗数	信組数	店舗数	信組数	店舗数
平成24年度	131	1,457	6	133	137	1,590
平成25年度	129	1,563	6	132	135	1,695

■信用組合のCDネット取扱状況

○支払

(単位：件)

	取扱件数	
	仕 向	被仕向
平成24年度	1,175,430	5,015,607
平成25年度	1,093,374	4,867,102

(注) 提携先金融機関は、都銀・地銀・第二地銀・信託銀・信金・労金・農協の7業態です。

○しんくみゆうちょ提携取扱状況

(単位：件)

	取扱信組	支払件数	預入件数
平成24年度	126	412,358	102,523
平成25年度	124	423,692	102,907

(注) 支払件数および預入件数は、仕向・被仕向取引の合計です。

○他行カード振込

(単位：件)

	取扱件数	
	仕 向	被仕向
平成24年度	37,317	57,198
平成25年度	38,301	57,908

(注) 提携先金融機関は、都銀・地銀・第二地銀・信金・労金の5業態です。

○しんくみセブン提携取扱状況

(単位：件)

	取扱信組	支払件数	預入件数
平成24年度	132	6,868,489	1,086,262
平成25年度	131	7,464,504	1,188,200

○相互入金

(単位：件)

	取扱件数	
	仕 向	被仕向
平成24年度	49,567	88,193
平成25年度	50,570	88,885

(注) 提携先金融機関は、第二地銀・信金・労金の3業態です。

○しんくみビューカード提携取扱状況

(単位：件)

	取扱信組	取扱件数
平成24年度	—	—
平成25年度	88	13,535

(注) 平成25年8月5日から取扱開始

■デビットカードサービス取扱状況

(単位：件)

	取扱信組	取扱件数
平成24年度	82	57,140
平成25年度	82	56,056

■しんくみANSER<sup>(注)</sup>取扱状況

(単位：件)

	取扱信組	取扱件数
平成24年度	68	7,038,046
平成25年度	72	7,621,024

(注)「しんくみANSER」とは、端末機(パソコン、携帯電話、FAX等)により資金移動取引・照会取引を行う業務です。

■マルチメントネットワーク  
収納サービス

(単位：件)

	取扱信組	取扱件数
平成24年度	24	33,523
平成25年度	25	37,304

■マルチメントネットワーク  
口座振替受付サービス

(単位：件)

	取扱信組	取扱件数
平成24年度	26	27,476
平成25年度	27	30,584

■内国為替取扱手数料(1件あたり)

			手数料額
振込手数料 (電信扱・文書扱)	当会本支店宛 (同一店内を含む)	5万円未満	216円(うち消費税等16円)
		5万円以上	432円(うち消費税等32円)
	他行宛	5万円未満	648円(うち消費税等48円)
		5万円以上	864円(うち消費税等64円)
送金手数料	当会本支店宛	—	432円(うち消費税等32円)
	他行宛	普通扱	648円(うち消費税等48円)
代金取立手数料	当会本支店宛	—	432円(うち消費税等32円)
	他行宛	普通扱	648円(うち消費税等48円)
		至急扱	864円(うち消費税等64円)
送金・振込の組戻料、取立手形組戻料、取立手形店頭呈示料 <sup>(注)</sup> 、 不渡手形返却料			648円(うち消費税等48円)

(注) 648円を超える実費を要する場合は、実費分を申し受けます。

(平成26年4月1日現在)

■その他手数料

			手数料額
残高証明書発行	随時発行	1枚	648円(うち消費税等48円)
	定期発行	1枚	432円(うち消費税等32円)
当座小切手帳発行	—	1冊50枚	1,080円(うち消費税等80円)
自己宛小切手発行	—	1枚	864円(うち消費税等64円)
証書・通帳再発行	—	1通	1,080円(うち消費税等80円)

(平成26年4月1日現在)

自己資本の構成に関する事項

■単体自己資本比率等

(単位：百万円、%)

		平成24年度
基本的項目	出 資 金	53,855
	うち非累積的永久優先出資	5,000
	優先出資申込証拠金	—
	資本準備金	5,000
	その他資本剰余金	—
	利益準備金	18,400
	特別積立金	66,450
	繰越金(当期末残高)	1,363
	自己優先出資(△)	—
	自己優先出資申込証拠金	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—
	営業権相当額(△)	—
	のれん相当額(△)	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—
	証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)	—
計 (A)	145,069	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—
	一般貸倒引当金	9,369
	負債性資本調達手段等	34,850
	計	44,219
	うち自己資本への算入額 (B)	38,812
控除項目	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	51,791
	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—
	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第223条を準用する場合を含む。)	338
	計 (C)	52,129
自己資本額 (A)+(B)-(C) (D)	131,751	
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	561,679
	オフ・バランス取引等項目	33,212
	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	39,050
	計 (E)	633,942
TierI比率(国内基準)=(A)／(E)×100		22.88
単体自己資本比率(国内基準)=(D)／(E)×100		20.78

(注) 1. 「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に基づき算出しています。

2. 「一般貸倒引当金」には、投資損失引当金のうち、一般貸倒引当金に準じるものを含んでおります。

3. 自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成24年金融庁告示第56号)に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除しないこととなっておりますが、平成24年度については、「その他有価証券の評価差損」はありません。

■単体自己資本比率等

(単位：百万円、%)

項 目	平成25年度	
	経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	153,242	
うち、出資金及び資本剰余金の額	58,855	
うち、利益剰余金の額	96,350	
うち、外部流出予定額(△)	1,964	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7,931	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	7,931	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	34,850	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	196,024	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	387
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	387
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	182
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	6,910	627
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	6,910	
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	189,114	

■ 単体自己資本比率等(つづき)

(単位：百万円、%)

項 目	平成25年度	
		経過措置による不算入額
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	634,536	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 8,432	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	387	
うち、繰延税金資産	—	
うち、前払年金費用	182	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 9,629	
うち、上記以外に該当するものの額	627	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	43,483	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	678,020	
自己資本比率		
自己資本比率((ハ) / (二))	27.89	

(注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度においては旧告示に基づく開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っております。

2. 「うち、一般貸倒引当金コア資本算入額」には、投資損失引当金のうち、一般貸倒引当金に準じるものを含んでおります。
3. 平成18年金融庁告示第22号第14条第9項ただし書きの規定に基づき金融庁長官の承認を受けた資本調達手段は、第14条第4項及び第5項に定める額並びに第6項第1号及び第7項第1号に掲げる額の算出の対象から除外しております。平成26年3月31日から平成36年3月30日の期間(ただし平成32年3月31日以降は対象金額が毎年20%ずつ逓減)に限る承認であり、平成26年3月末は26,878百万円が該当しております。

自己資本の充実度に関する事項

■ポートフォリオ区分別の所要自己資本額

(単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	エクスポージャー	所要自己資本額	エクスポージャー	所要自己資本額
信 用 リ ス ク	6,183,551	23,795	6,327,385	25,381
現 金	8	—	11	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,086,197	—	4,282,187	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	23,524	9	16,584	11
我が国の地方公共団体向け	97,868	—	97,955	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	33,177	219	17,197	246
国際開発銀行向け	15,001	—	15,001	—
我が国の政府関係機関向け	34,539	137	33,458	119
地方三公社向け	700	5	3,605	11
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,135,825	8,624	1,078,276	8,153
法人等向け	539,244	8,812	439,143	7,809
不動産取得等事業向け	51,575	2,063	48,874	1,954
三月以上延滞等	11,314	655	16,231	943
信用保証協会等による保証付	16	0	15	0
出 資 等	34,037	1,361	101,787	3,282
上 記 以 外	37,705	777	42,771	1,122
証 券 化	66,566	534	80,860	751
個々の資産の把握が困難な資産	16,246	593	42,724	755
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの			1,197	47
C V A リ ス ク			327	163
中央清算機関関連エクスポージャーに係るもの			9,171	7
オペレーショナル・リスク	3,124	1,562	3,478	1,739
合 計	6,186,675	25,357	6,330,864	27,120

- (注) 1. 所要自己資本額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%  
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよびリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャー（証券化エクスポージャーを除く。）のことです。  
 3. CVAリスクの算定には、簡便的リスク測定方式を採用しています。  
 4. オペレーショナル・リスクの算定には、基礎的手法を採用しています。  
 5. 合計の所要自己資本額は、「自己資本比率告示第11条の算式の分母の額に4%を乗じた額」を表しています。

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

■信用リスクに関するエクスポージャーの状況

● 地域別

(単位：百万円)

	平成24年度					平成25年度				
	貸出金等	債 券	店頭デリバティブ	その他	合 計	貸出金等	債 券	店頭デリバティブ	その他	合 計
国 内	1,552,900	3,638,138	300	619,078	5,810,417	1,526,057	3,817,066	300	509,869	5,853,293
海 外	38,725	371,498	230	44,823	455,278	12,675	334,513	175	62,058	409,422
合 計	1,591,626	4,009,637	530	663,901	6,265,696	1,538,732	4,151,579	475	571,928	6,262,716

● 業種別

(単位：百万円)

	平成24年度					平成25年度				
	貸出金等	債 券	店頭デリバティブ	その他	合 計	貸出金等	債 券	店頭デリバティブ	その他	合 計
製 造 業	37,187	12,578	—	—	49,765	56,747	19,336	—	7,323	83,407
農 業、林 業	4	—	—	—	4	3	—	—	—	3
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	567	200	—	—	767	253	—	—	—	253
電気、ガス、熱供給、水道業	8,000	7,418	—	—	15,418	5,000	6,011	—	—	11,011
情報通信業	7,341	2,996	—	2,840	13,178	7,041	6,239	—	2,840	16,121
運輸業、郵便業	16,248	2,904	—	—	19,153	20,602	2,725	—	—	23,328
卸売業、小売業	21,599	12,093	—	39	33,732	16,666	10,345	—	43	27,055
金融業、保険業	1,385,386	821,646	530	581,278	2,788,841	1,358,461	797,009	475	469,163	2,625,110
不動産業	27,191	38,002	—	—	65,194	28,658	35,179	—	—	63,838
物品賃貸業	12,068	9,998	—	8,000	30,067	18,479	9,998	—	4,800	33,278
学術研究、専門・技術サービス業	4,301	—	—	—	4,301	0	—	—	—	0
宿泊業	800	—	—	—	800	736	—	—	—	736
飲食業	6,181	—	—	—	6,181	1,053	—	—	—	1,053
生活関連サービス業、娯楽業	7,568	—	—	—	7,568	734	—	—	—	734
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	127	—	—	—	127	107	—	—	—	107
その他のサービス	7,793	—	—	0	7,793	7,722	—	—	0	7,722
政 府 等	33,470	3,101,796	—	—	3,135,267	3,283	3,264,733	—	—	3,268,016
個 人	15,786	—	—	—	15,786	13,181	—	—	—	13,181
そ の 他	—	—	—	71,743	71,743	—	—	—	87,755	87,755
合 計	1,591,626	4,009,637	530	663,901	6,265,696	1,538,732	4,151,579	475	571,928	6,262,716

● 期間別

(単位：百万円)

	平成24年度					平成25年度				
	貸出金等	債 券	店頭デリバティブ	その他	合 計	貸出金等	債 券	店頭デリバティブ	その他	合 計
1 年 以 下	243,192	587,861	23	586,708	1,417,786	168,840	809,559	10	432,276	1,410,686
1 年 超 3 年 以 下	88,601	1,045,492	207	—	1,134,301	82,758	1,109,412	165	—	1,192,337
3 年 超 5 年 以 下	40,943	829,788	—	—	870,731	64,043	1,053,129	—	—	1,117,172
5 年 超 7 年 以 下	13,134	416,685	—	—	429,819	20,986	530,659	300	—	551,945
7 年 超 10 年 以 下	12,356	774,634	300	—	787,291	19,270	437,776	—	—	457,047
10 年 超	12,903	287,817	—	—	300,721	12,128	141,684	—	—	153,813
期間の定めのないもの	1,180,494	67,358	—	77,192	1,325,045	1,170,704	69,358	—	139,657	1,379,719
合 計	1,591,626	4,009,637	530	663,901	6,265,696	1,538,732	4,151,579	475	571,934	6,262,722

- (注) 1. 「貸出金等」には、貸出金、コミットメントおよび店頭デリバティブ取引以外のオフバランス取引を含めています。  
 2. 「その他」には、預け金、コールローン、買入金銭債権、金銭の信託、外国為替、その他資産を含めています。  
 3. 業種別の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。  
 4. 期間別の「期間の定めのないもの」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等及び期間別に分類することが困難なエクスポージャーを含めています。  
 5. 上表は、貸借対照表をもとに自己資本比率算定上信用リスクとして認識したエクスポージャーの内訳を開示しています。

## ■三月以上延滞等エクスポージャーの状況

### ● 地域別

(単位：百万円)

	平成24年度					平成25年度				
	貸出金等	債 券	店頭デリバティブ	その他	合 計	貸出金等	債 券	店頭デリバティブ	その他	合 計
国 内	440	—	—	10,839	11,279	539	—	—	15,692	16,231
海 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	440	—	—	10,839	11,279	539	—	—	15,692	16,231

### ● 業種別

(単位：百万円)

	平成24年度					平成25年度				
	貸出金等	債 券	店頭デリバティブ	その他	合 計	貸出金等	債 券	店頭デリバティブ	その他	合 計
製 造 業	—	—	—	—	—	266	—	—	—	266
建 設 業	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—
不 動 産 業	75	—	—	—	75	27	—	—	—	27
飲 食 業	32	—	—	—	32	13	—	—	—	13
個 人	330	—	—	—	330	231	—	—	—	231
そ の 他	—	—	—	10,839	10,839	—	—	—	15,692	15,692
合 計	440	—	—	10,839	11,279	539	—	—	15,692	16,231

- (注) 1. 「貸出金等」には、貸出金、コミットメントおよび店頭デリバティブ取引以外のオフバランス取引を含めています。  
 2. 「その他」には、預け金、コールローン、買入金銭債権、金銭の信託、外国為替、その他資産を含めています。  
 3. 業種別の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

## ■貸倒引当金等の状況

### ● 貸倒引当金等の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

	平成24年度			平成25年度		
	期首残高	期末残高	期中増減額	期首残高	期末残高	期中増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	364	330	△ 33	330	343	12
個 別 貸 倒 引 当 金	426	410	△ 16	410	729	318
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合 計	791	741	△ 49	741	1,072	331

(注) 当会では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金のうち一部貸倒引当金に準じるものを一般貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

### ● 地域別の個別貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

	平成24年度			平成25年度		
	期首残高	期末残高	期中増減額	期首残高	期末残高	期中増減額
国 内	426	410	△ 16	410	729	318
海 外	—	—	—	—	—	—
合 計	426	410	△ 16	410	729	318

● 業種別の貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

	平成24年度			平成25年度		
	期首残高	期末残高	期中増減額	期首残高	期末残高	期中増減額
製 造 業	—	—	—	—	266	266
建 設 業	—	0	0	0	—	△ 0
運 輸 業、 郵 便 業	0	0	△ 0	0	—	△ 0
卸 売 業、 小 売 業	6	2	△ 3	2	0	△ 2
金 融 業、 保 険 業	382	381	△ 0	381	444	62
不 動 産 業	3	3	0	3	2	△ 1
飲 食 業	4	2	△ 1	2	1	△ 1
生活関連サービス業、娯楽業	3	1	△ 1	1	0	△ 1
その 他 の サ ー ビ ス	0	0	—	0	0	—
個 人	25	17	△ 7	17	12	△ 4
合 計	426	410	△ 16	410	729	318

■ 貸出金償却の状況

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
貸 出 金 償 却	—	—

■ リスク・ウェイト区別の信用リスク削減手法適用後の残高

(単位：百万円)

	平成24年度			平成25年度		
	格付あり	格付なし	合計	格付あり	格付なし	合計
0%	25,018	4,200,809	4,225,827	5,007	4,400,630	4,405,638
10%	—	29,830	29,830	—	30,317	30,317
20%	1,060,543	385,369	1,445,913	928,154	354,850	1,283,005
30%	1,715	—	1,715	—	—	—
50%	153,861	—	153,861	160,157	—	160,157
70%	15,914	—	15,914	10,012	—	10,012
100%	106,891	26,902	133,794	103,636	96,527	200,164
120%	10,015	—	10,015	8,415	—	8,415
250%	—	—	—	—	1,393	1,393
その他	—	100,112	100,112	—	137,921	137,921
合 計	1,373,961	4,743,024	6,116,985	1,215,385	5,021,640	6,237,025

(注)「その他」はファンド(投資信託、金銭の信託、外国投信)において、投信会社等から開示された情報が資産構成別加重平均リスク・ウェイトのみといった事由によって、いずれにも区分することが困難なエクスポージャーの残高です。

信用リスク削減手法に関する事項

■ ポートフォリオ区分ごとの信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成24年度				平成25年度			
	適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ	合 計	適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ	合 計
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	20,009	—	20,009	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	5,342	—	5,342	—	3,618	—	3,618
地方三公社向け	—	—	—	—	—	2,197	—	2,197
金融機関向け	67,934	—	—	67,934	63,711	—	—	63,711
法人等向け	6,718	86,950	—	93,669	6,480	39,291	—	45,771
三月以上延滞等	—	440	—	440	—	272	—	272
上記以外	—	22,676	—	22,676	—	18,493	—	18,493
合 計	74,652	135,419	—	210,072	70,192	63,872	—	134,065

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

■与信相当額の算出に用いる方式

カレント・エクスポージャー方式を採用しています。

■取引相手のリスクの状況

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
グロス再構築コストの額	18	15
グロスのアドオンの合計額	512	460
グロスの与信相当額	530	475
外為関連取引	230	175
金利関連取引	300	300
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—
ネットの与信相当額	530	475
担保による信用リスク削減手法の効果(△)	—	—

(注) 1. グロス再構築コストの額は0を下回らないものに限っています。  
2. ファンドに含まれる、当社が直接の取引対象となっていない金融派生商品取引および先物外国為替取引は含めておりません。

●担保の種類別の額

該当ありません。

●与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本

該当ありません。

●信用リスク削減手法として用いているクレジット・デリバティブの想定元本

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

■オリジネーターとしての証券化エクスポージャー

該当ありません。

■投資家としての証券化エクスポージャー

●原資産の種類別の残高

(単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
住宅ローン	15,390	—	20,175	—
カードローン	1,554	—	2,556	—
リース債権	2,490	—	1,516	—
自動車ローン	41,116	—	45,817	—
その他の	5,509	—	9,442	—
合計	66,060	—	79,508	—

●リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成24年度				平成25年度			
	エクスポージャー		所要自己資本額		エクスポージャー		所要自己資本額	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
20%	66,060	—	528	—	79,508	—	636	—
50%	—	—	—	—	—	—	—	—
100%	—	—	—	—	—	—	—	—
350%	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	66,060	—	528	—	79,508	—	636	—

(注) 1. 上記項目には再証券化エクスポージャーは含まれておりません。また、「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウェイト1,250%を適用したエクスポージャーの額を記載することとなっています。  
2. 上記以外に投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー（いわゆるファンド）が、平成24年度は844百万円（うち自己資本控除338百万円）、平成25年度は1,351百万円（うちリスク・ウェイト1,250%適用分211百万円）あります。なお、平成24年度には再証券化エクスポージャーが4百万円（自己資本控除分）含まれています。ファンド分に係る当該エクスポージャーの原資産は把握しておりません。  
3. 所要自己資本額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

●自己資本比率告示附則第13条を適用する額

経過措置を適用する証券化エクスポージャーは、該当ありません。

出資等または株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャー）に関する事項

■貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等エクスポージャー	14,828	14,828	17,816	17,816
上記以外の株式等エクスポージャー	16,902	24,992	19,644	26,000
合 計	31,730	39,821	37,460	43,816

- (注) 1. 他の金融機関等の資本調達手段は含みません。  
 2. 投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、上記以外の株式等エクスポージャーに含め記載しています。

■売却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成24年度			平成25年度		
	売却損益	売却益	売却損	売却損益	売却益	売却損
株式等エクスポージャー	0	0	—	1,847	1,847	—

- (注) 投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー（いわゆるファンド）にかかる、売却損益は含みません。

■償却の額

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
株式等エクスポージャー	—	—

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(「その他有価証券」に該当するものの評価損益の額)

(単位：百万円)

	平成24年度			平成25年度		
	評価差額	評価益	評価損	評価差額	評価益	評価損
株式等エクスポージャー	6,204	6,239	35	5,389	5,572	183

■貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(時価のある子会社および関連会社株式の額)

該当ありません。

## 連結資料

● 平成25年度の連結事業概況等	82
● 連結財務諸表	84
● 自己資本の充実の状況	92

- (注) 1. 本文および各表記載の数値は、原則として単位未満を切捨てています。このため、合計または差引した数値は、内訳に計上された数値をそのまま加算または減算したものと必ずしも一致しません。
2. 「0」は単位未満、「－」は皆無または該当なし、「…」は制度改正等により前年度以前の数値の記載ができないものを表しています。

### 連結の範囲に関する事項

- 連結グループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点  
相違点はありません。
- 連結グループに属する連結対象子会社  
全信組連グループは、全信組連および連結対象子会社3社で構成しています。  
連結対象子会社の名称および主要業務の内容は48ページに記載しています。
- 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容  
比例連結が適用される金融業務を営む関連法人等は、該当ありません。
- 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容  
該当ありません。
- 連結グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等の概要  
該当ありません。



### 連結の事業概況

- 損益の状況  
全信組連及び子会社3社を連結した経常収益は、全信組連の資金運用収益等が減少したことにより、前期比25億円(△4.0%)減少し、591億円となりました。  
一方、経常費用は、全信組連において資金調達費用及び支援関連費用が減少したことにより、前期比53億円(△11.1%)減少し、432億円となりました。  
この結果、経常利益は前期比28億円(22.2%)増加の158億円、当期純利益は前期比32億円(47.0%)増加の102億円となりました。
- 自己資本比率の状況  
自己資本比率の分子に当たる連結自己資本の額は、全信組連の利益の積み上げ並びに新規制への移行により、前期末比581億円(43.1%)増加し、1,928億円となりました。  
一方、自己資本比率の分母に当たる連結リスク・アセット等は、前期末比514億円(6.6%)増加し、8,306億円となりました。  
この結果、平成26年3月末の連結自己資本比率(国内基準)は前期末比5.93ポイント上昇し、23.22%となりました。

### 連結セグメント情報

連結会社は信用協同組合連合会の事業以外に一部で電子計算機の受託業務、物品等の販売・斡旋業務ならびに債務の保証業務を営んでいますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

### 所要自己資本を下回った会社の名称と額

- その他金融機関等であって全信組連の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額  
該当ありません。

主要な経営指標の推移(連結)

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経 常 収 益	70,561	59,696	60,749	61,627	59,121
経 常 利 益	5,478	7,056	8,917	12,998	15,891
当 期 純 利 益	3,770	4,462	4,554	6,967	10,247
包 括 利 益	…	5,106	12,337	44,397	△ 3,512
純 資 産 額	160,496	163,639	174,011	216,444	211,509
総 資 産 額	4,180,461	4,446,025	4,698,244	5,174,564	5,204,811
連結自己資本比率(%)	15.92	16.50	15.18	17.29	23.22

(注) 平成25年度の連結自己資本比率は「新国内基準」、平成24年度以前については「旧国内基準」に基づき算出しています。

連結リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度	増 減 額
破 綻 先 債 権	56	16	△ 39
延 滞 債 権	806	728	△ 77
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	1,790	1,752	△ 38
リ ス ク 管 理 債 権 合 計 (A)	2,653	2,497	△ 155
貸 出 金 合 計 (B)	330,562	295,005	△ 35,556
貸 出 金 に 占 め る 割 合 (A / B)	0.8%	0.8%	0.0%

- (注) 1. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生、破産、民事再生、清算、手形交換所の取引停止処分等に該当する債務者に対する貸出金であり、自己査定における債務者区分が破綻先に対する貸出金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、上記1及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であり、自己査定における債務者区分が実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸出金です。
3. 3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で、上記1及び2を除く貸出金であり、自己査定における債務者区分が要注意先に対する貸出金の一部です。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、上記1から3に該当しないものであり、自己査定における債務者区分が要注意先に対する貸出金の一部です。



■連結貸借対照表

●資産の部

(単位：百万円)

(資産の部)	平成24年度 (平成25年3月31日現在)	平成25年度 (平成26年3月31日現在)
現金	10	12
預け金	61,116	97,517
コル口座	518,631	370,072
購入金債権	57,142	68,827
金銭の信託	1,502	1,501
有価証券	4,082,746	4,246,059
貸出金	330,562	295,005
再預託金	29	23
外国為替	378	330
その他の資産	9,322	10,850
有形固定資産	17,117	17,019
建物	8,040	8,058
土地	8,559	8,559
リース資産	122	115
建設仮勘定	233	30
その他の有形固定資産	161	256
無形固定資産	9,669	7,394
ソフトウェア	147	521
リース資産	3,692	4,020
その他の無形固定資産	5,828	2,852
退職給付に係る資産	—	1,197
繰延税金資産	468	465
債務保証見返	114,313	120,151
貸倒引当金	△ 741	△ 1,072
投資損失引当金	△ 27,703	△ 30,545
資産の部合計	5,174,564	5,204,811

●負債及び純資産の部

(単位：百万円)

(負債の部)	平成24年度 (平成25年3月31日現在)	平成25年度 (平成26年3月31日現在)
預渡性預金	4,678,708	4,739,462
借入金	81	81
借入金	77,650	77,650
預託金	29	23
外国為替	—	0
その他の負債	61,320	34,695
賞与引当金	333	340
退職給付引当金	505	—
退職給付に係る負債	—	781
役員退職慰労引当金	153	131
その他の偶発損失引当金	61	0
繰延税金負債	24,961	19,982
債務保証	114,313	120,151
負債の部合計	4,958,119	4,993,302
(純資産の部)		
出資	53,855	53,855
資本剰余金	5,000	5,000
利益剰余金	89,922	98,205
会員勘定合計	148,778	157,061
その他の有価証券評価差額金	67,831	53,990
繰延ヘッジ損益	△ 536	△ 466
退職給付に係る調整累計額	—	541
その他の包括利益累計額合計	67,294	54,065
少数株主持分	372	382
純資産の部合計	216,444	211,509
負債及び純資産の部合計	5,174,564	5,204,811

■連結損益計算書及び連結包括利益計算書

● 連結損益計算書

(単位：百万円)

	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
経 常 収 益	61,627	59,121
資 金 運 用 収 益	41,864	39,203
貸 出 金 利 息	2,592	1,993
預 け 金 利 息	119	110
コ ー ル ロ ー ン 利 息	587	525
買 現 先 利 息	60	18
有 価 証 券 利 息 配 当 金	38,077	36,173
再 預 託 金 利 息	0	0
そ の 他 の 受 入 利 息	426	382
役 務 取 引 等 収 益	14,394	14,977
そ の 他 業 務 収 益	4,918	2,457
そ の 他 経 常 収 益	449	2,483
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	49	0
そ の 他 の 経 常 収 益	399	2,482
経 常 費 用	48,629	43,229
資 金 調 達 費 用	21,099	17,835
預 金 利 息	20,327	17,049
譲 渡 性 預 金 利 息	0	0
借 用 金 利 息	625	626
コ ー ル マ ネ ー 利 息	0	0
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	2	8
預 託 金 利 息	0	0
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	142	149
そ の 他 の 支 払 利 息	0	0
役 務 取 引 等 費 用	12,605	13,174
そ の 他 業 務 費 用	1,296	1,130
経 常 費 用	6,287	6,540
そ の 他 経 常 費 用	7,340	4,549
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	—	331
そ の 他 の 経 常 費 用	7,340	4,218
経 常 利 益	12,998	15,891
特 別 利 益	—	0
固 定 資 産 処 分 益	—	0
特 別 損 失	2	5
固 定 資 産 処 分 損	2	5
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	12,995	15,886
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,198	5,493
法 人 税 等 調 整 額	819	135
法 人 税 等 合 計	6,018	5,628
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	6,977	10,257
少 数 株 主 利 益	9	10
当 期 純 利 益	6,967	10,247

● 連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
少数株主損益調整前当期純利益	6,977	10,257
その他の包括利益	37,419	△ 13,770
その他有価証券評価差額金	37,695	△ 13,841
繰延ヘッジ損益	△ 275	70
包 括 利 益	44,397	△ 3,512
親会社株主に係る包括利益	44,387	△ 3,522
少数株主に係る包括利益	9	10

■ 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
( 資 本 剰 余 金 の 部 )		
資本剰余金期首残高	5,000	5,000
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	5,000	5,000
( 利 益 剰 余 金 の 部 )		
利益剰余金期首残高	84,918	89,922
利益剰余金増加高	6,967	10,247
当 期 純 利 益	6,967	10,247
利益剰余金減少高	1,964	1,964
配 当 金	1,964	1,964
利益剰余金期末残高	89,922	98,205

■連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	平成24年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	12,995	15,886
減価償却費	3,912	4,313
貸倒引当金の増減(△)	△ 49	331
投資損失引当金の増減(△)	4,471	2,841
賞与引当金の増減(△)	15	7
退職給付引当金の増減(△)	94	—
退職給付に係る負債の増減(△)	—	87
前払年金費用の増(△)減	△ 7	—
退職給付に係る資産の増(△)減	—	△ 129
役員退職慰労引当金の増減(△)	29	△ 21
その他の偶発損失引当金の増減(△)	61	△ 61
資金運用収益	△ 41,864	△ 39,203
資金調達費用	21,099	17,835
有価証券関係損益(△)	△ 2,254	△ 2,696
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△ 252	△ 343
有形固定資産処分損益(△は益)	2	5
貸出金の純増(△)減	△ 9,154	36,249
預金の純増減(△)	396,632	60,588
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△ 300	—
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	716	9,623
コールローンの純増(△)減	△ 232,608	148,559
買現先勘定の純増(△)減	—	—
買入金銭債権の純増(△)減	△ 1,808	△ 11,681
再預託金の純増(△)減	2	6
預託金の純増減(△)	△ 2	△ 6
外国為替(資産)の純増(△)減	90	47
外国為替(負債)の純増減(△)	△ 0	0
資金運用による収入	48,146	47,471
資金調達による支出	△ 22,484	△ 20,808
その他	19,180	△ 27,880
小 計	196,664	241,022
法人税等の支払額	△ 4,529	△ 5,293
営業活動によるキャッシュ・フロー	192,135	235,729
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 3,090,342	△ 2,079,944
有価証券の売却による収入	334,691	726,573
有価証券の償還による収入	2,569,302	1,165,908
金銭の信託の増加による支出	△ 46	△ 1
金銭の信託の減少による収入	312	345
有形固定資産の取得による支出	△ 2,188	△ 663
有形固定資産の処分による収入	△ 2	△ 5
無形固定資産の取得による支出	△ 1,856	△ 119
無形固定資産の処分による収入	2	3
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 190,127	△ 187,904
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	—	—
配当金の支払額	△ 1,964	△ 1,964
少数株主への配当金支払額	△ 0	△ 0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,964	△ 1,964
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	43	45,860
現金及び現金同等物の期首残高	225	269
現金及び現金同等物の期末残高	269	46,129

連結財務諸表作成のための基本となる事項(平成25年度)

1. 連結の範囲に関する事項
  - (1)連結される子会社及び子法人等 3社  
信組情報サービス株式会社  
全国しんくみ保証株式会社  
しんくみ総合サービス株式会社
  - (2)非連結子会社及び子法人等  
該当ありません。
2. 持分法の適用に関する事項
  - (1)持分法適用の非連結の子会社、子法人等及び関連法人等  
該当ありません。
  - (2)持分法非適用の非連結の子会社、子法人等及び関連法人等  
該当ありません。
3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項  
連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。  
3月末日 3社
4. のれんの償却に関する事項  
該当事項はありません。
5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項  
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。
6. 会計処理に関する事項
  - (1)有価証券の評価基準及び評価方法
    - ① 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
    - ② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記①と同じ方法により行っております。
  - (2)デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
  - (3)固定資産の減価償却の方法
    - ①有形固定資産(リース資産を除く)  
当会の有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物 2年～60年  
その他 3年～20年  
連結される子会社の有形固定資産については、主として定額法を採用しております。ただし、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。
    - ②無形固定資産(リース資産を除く)  
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当会並びに連結される子会社における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。また、子会社のうち1社が計上するシステム構築長期前払費用については、システム利用期間(8年)に基づいて償却しております。
  - ③リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- (4)外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建ての資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (5)引当金の計上基準
  - ①貸倒引当金  
当会の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込

- 額を控除した残額を引当てております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
- 連結される子会社の貸倒引当金は、税法基準に基づき、法定繰入率により計上しております。
- ②投資損失引当金  
投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行体の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
  - ③賞与引当金  
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支払見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
  - ④役員退職慰労引当金  
役員退職慰労引当金は、当会及び子会社のうち1社について、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
  - ⑤その他の偶発損失引当金  
その他の偶発損失引当金は、貸出コミットメント等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。
- (6)退職給付に係る会計処理の方法  
当会は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。
- ・過去勤務費用  
その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(5年)による定額法により損益処理しております。
  - ・数理計算上の差異  
各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から損益処理しております。
- 連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算にあたり、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を退職給付債務とする方法を用いております。
- また、当会並びに連結される子会社は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
- ①制度全体の積立状況に関する事項(平成25年3月31日現在)
 

年金資産の額	320,555百万円
年金財政計算上の給付債務の額	321,338百万円
差引額	△782百万円
  - ②制度全体に占める当会並びに連結される子会社の掛金拠出割合(平成25年3月31日現在)
 

	3.03%
--	-------
  - ③上記①の差引額の主なる要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高31,358百万円及び別途積立金30,756百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。
- 当会の一部の契約職員については、当会の退職年金制度に未加入の為、自己都合による当連結会計年度末における退職給与と支給額に相当する額を退職給付に係る負債に計上しております。
- (7)リース取引の処理方法  
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- (8)ヘッジ会計の方法  
一部の債券(その他有価証券)に係る金利リスクの相殺を目的に、ヘッジ取引を実施しております。  
ヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)」に基づいて、ヘッジ手段であるデリバティブ取引の評価差額の認識時点をヘッジ対象である資産の損益認識時点と同一にする繰延ヘッジによる会計処理を行っております。  
なお、ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。
- (9)消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。
- (10)会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)、当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、当連結会計年度末から、退職給付債務と年金資産の額の差額を、「退職給付に係る資産」又は「退職給付に係る負債」として計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、税効果調整後の未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を「その他の包括利益累計額」の「退職給付に係る調整累計額」として計上しております。

この結果、当連結会計年度末において、「退職給付に係る資産」が1,197百万円、「退職給付に係る負債」が781百万円計上されております。また、「繰延税金負債」が209百万円増加し、「その他の包括利益累計額」が541百万円増加しております。

(1) 会計上の見積りの変更(有形固定資産の耐用年数の変更)

子会社のうち1社が保有する建物付属設備は、従来、耐用年数を15年として減価償却を行ってまいりましたが、当連結会計年度において、建物設備機器の更新を決定し、平成26年度の工事対象資産が確定したため、耐用年数をそれぞれ更新日までの残存期間に見直し、将来にわたり変更しております。

この変更により、従来の方と比べて、当連結会計年度の減価償却費が1,083千円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益が同額減少しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は16百万円であり、延滞債権額は728百万円であり、なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸出金償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債権者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権は、該当ありません。なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,752百万円であり、なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,497百万円であり、なお、2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 有形固定資産の減価償却累計額 14,080百万円
- 有形固定資産の圧縮記憶額 1,269百万円
- 出資一口当たりの純資産額 412,436円03銭
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 一百万円
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 6,700百万円
- 連結貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、営業用車両、電子計算機等についてはリース契約により使用しております。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。担保に供している資産 有価証券 1,150,688百万円  
なお、担保資産に対応する債務は42,800百万円であり、上記のほか、公金取扱い、為替決済、日本銀行蔵入代理店等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金27百万円、有価証券94,796百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち保証金は15百万円であり、

13. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

① 資金調達方針、運用方針およびその手段

当社は、信用組合が協同で設立した系統中央金融機関であり、主に会員である信用組合の支払準備資金や余裕資金を預金として調達するほか、資金の一時的・季節的な変動を平準化し効率的な資金運用を行うため、コールマネー等を利用して市場から直接調達しております。

調達資金は、信用組合の地域的・季節的な資金需要等に応じて融資するほか、信用組合の組合員に対する代理貸付や、事業法人等に対するシンジケートローンや債権譲受など信用組合以外への融資を行っております。また、当社は国内の機関投資家として、短期金融市場ではコールローンや譲渡性預け金等、債券市場では国債、社債ならびに外国債券等への投資を行っております。

② 金融資産および金融負債取扱業務の内容

主として金利変動の影響を受ける金融資産および金融負債を有しているため、金利変動による価格の変化をコントロールするために資産および負債の総合的管理(ALM)を実施しております。

金融負債は、その大部分を会員である信用組合からの預金占めており、預金の種類としては、当座預金・普通預金のほか期間5年3か月までの定期預金などがあります。

金融資産の運用にあたっては、ALM委員会が協議のうえ決定された資金配分に基づき、各種貸付や金利収入等を目的とする国債、社債ならびに外国債券等への投資のほか、分散投資の観点から投資信託等への投資を行い、効率的なポートフォリオの構築を目指しております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当会社が保有する主な金融資産は、会員貸付と会員外貸付ならびに有価証券です。

会員貸付には、信用組合の地域的・季節的な資金需要に応じて融資する一般貸付、信用組合の経営基盤強化など特定の目的に応じて貸付を行う制度貸付があります。また、会員外貸付には事業法人等に対するシンジケートローンや債権譲受などの直接貸付、信用組合を窓口として信用組合の組合員に融資する代理貸付があります。これらの貸付については、金利リスク、貸付先の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

有価証券は、国債、社債ならびに外国債券等で運用しており、これに加えて、投資信託等への投資を行っております。これらは、発行体等の信用リスク、金利リスク、価格変動リスク、流動性リスクに晒されておりますが、このうち、国債は、有価証券運用のうち約7割を占めており、「その他有価証券」で保有することを基本とすることで、ポートフォリオ全体のなかで一定の流動性を確保しております。

当会社が保有する金融負債は、信用組合から受け入れられている預金を中心であり、定期預金はその大部分を占めております。これらは、金利リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、国債運用の一環として収益の向上・安定化を図ることを目的とした店頭オプション取引と、売買価格差や金利変動等を通じて短期的利益を得ることを目的とした債券先物、株価指数先物、債券先物オプション、株価指数オプション取引等があります。さらに、ALMの一環としてヘッジ会計を適用している金利スワップ取引があります。ヘッジ会計に関するヘッジの方針等については、上記、6.会計処理に関する事項「(8)ヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① リスク管理体制

当社は、金融商品に係る各リスクを適切に把握・管理することにより経営の健全性を維持するとともに、リスクに見合った収益の確保に努めております。

具体的には、理事会においてリスク管理に関する基本的な考え方を「事業方針」や「リスク管理方針」に定め、理事長はこの方針に基づいて業務を統括し、リスク管理に係る必要な指示を行っております。

また、原則として業務執行部署から独立した各リスク統括管理部署がそれぞれのリスクを把握・管理し、これを統一的リスク管理部署が統合的に把握・管理しております。また、統一的・信用・市場および流動性リスクはALM委員会が組織横断的に評価・検討することで、リスク管理の実効性と相互牽制機能の有効性の確保に努めております。

② 信用リスクの管理

A. 管理方針

当会社では、信用リスクが顕在化した場合の損失が事業計画に則った戦略目標の達成に重大な影響を与えるとの認識のもと、理事会において「与信リスク管理基本方針(クレジットポリシー)」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、「信用リスク管理規程」に則り、信用リスクを適正に把握・管理する体制を構築しております。

B. 管理方法

信用リスクの管理対象を会員信用組合およびその組合員への貸出のほか事業法人への直接貸出、さらには、社債等の市場運用に伴って信用を供与する全ての取引とし、信用リスクの統括管理部署は、それら資産に係る信用リスク量をVaR法により計測のうえ、リスク資本率と比較・検証を行い、ALM委員会に報告しております。

また、与信判断においては、与信先等の信用格付を実施し、定期的な見直し等による事後管理の徹底を通じて、信用リスクを早期かつ適正に把握・管理するとともに、厳正な自己査定を実施し、適正な償却・引当を行い資産の健全性の確保に努めております。

このほか、信用格付別・個社別・グループ別等に与信上限を設定のうえ与信状況を把握・管理し、信用リスクの集中防止に努めておりま

③市場リスクの管理  
ア. 管理方針

当会では、「市場リスク管理規程」等に則り、市場リスクの統括管理部署が資産・負債全体の市場リスク量をVaR法により計測し、市場リスク量が自己資本管理方針に基づき配賦されたリスク資本枠を超えないよう厳格なモニタリングを実施しております。

イ. 管理方法

a. 金利リスク

金利リスクを含む市場リスク全体をVaR法により計測してリスク量の上限管理を行うとともに、金利リスクについては、金利感応度による分析(デュレーション分析、BPV分析、アウトライヤー基準に基づく金利リスク分析)や、金利更改を勘案した期間損益シミュレーションに基づく収益への影響度算出などの方法による分析を行っております。その結果は、ALM委員会に報告し、これを受け委員会で協議・検討を行うことにより適切なリスクコントロールに努めております。

b. 価格変動リスク

価格変動リスクを伴う株式や投資信託等は、統括管理部署が「市場リスク管理規程」および「市場リスク量算出基準」等に基づき、VaR法によりリスク量を把握し、設定されたリスク資本枠の範囲内であることを確認・監視しております。

c. デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、「市場リスク管理規程」等に基づき、リスク量がリスク資本枠を超えないようモニタリングを行うほか、業務によっては強制的にポジションをクローズするロスカットルールを設けるなど、損失の拡大防止に努めております。

ウ. 市場リスクに係る定量的情報

市場リスクの管理対象をALM業務、株式等純投資業務、ディーリング業務および政策投資業務とし、VaRは、以下の前提条件に基づき、分散共分散法により算出しております。

対象業務	主な金融商品	観測期間	保有期間	信頼区間
ALM業務	預金、貸出金、債券	482 営業日	3か月 <sup>※1</sup>	2.33標準偏差 (=片側99.0%)
株式等純投資業務	株式、投資信託		1か月	
ディーリング業務	債券・株価指数先物取引 各オプション取引		1年	
政策投資業務	株式			

※1 一部投資信託除く

なお、オプション取引については、ヒストリカルシミュレーション法を採用しており、分散共分散法で算出したリスク量と単純合算しております。

平成26年3月31日現在で、当会の市場リスク量は以下のとおりとなっております。

対象業務	リスク量
ALM業務	38,463
株式等純投資業務	10,895
ディーリング業務	23
政策投資業務	—
市場リスク合計	45,510 <sup>※2</sup>

※2 市場リスク合計は、業務別リスク量の相関考慮後の値

また、当会では、計測したリスク量が当初予想された損益の範囲内であるかをバックテストにより検証し、リスク計測モデルの信頼性は問題ないものと認識しております。但し、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量となっており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

④資金調達に係る流動性リスク

当会では、流動性リスクを適切に把握・管理するため、資金繰りリスクを管理する部門と、日常の資金繰りを管理する部門とに役割を分担し、管理しております。資金繰りリスク管理部門は、資金繰りリスク管理指標および資金繰りの逼迫度を測るボーダーラインを設定し、資金調達・運用計画を反映した資金繰り見通しを作成のうえ、管理指標が適正な水準を維持しているか検証し、ALM委員会において資金繰りリスクに関する事項の報告と審議を行っています。また、日々の資金繰りおよび市場調達に係る管理指標に基づき、管理しております。

なお、経済や市場等の外部環境などの急変により流動性危機の発生が予想される場合は、対応策を協議するため、緊急会議を招集する等機動的な態勢としております。

(4)金融商品の時価等に関する補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

14. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差

額については以下のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。又、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

勘定科目	(単位:百万円)		
	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金	97,515	97,515	—
うち譲渡性預け金	50,000	50,000	—
(2)コールローン	370,072	370,072	—
(3)買入金銭債権			
①満期保有目的の債券	56,000	56,070	70
②その他有価証券	12,827	12,827	—
	68,827	68,897	70
(4)金銭の信託	1,501	1,501	—
(5)有価証券(※1)			
①満期保有目的の債券	167,635	171,787	4,152
②その他有価証券	4,008,714	4,008,714	—
	4,176,349	4,180,501	4,152
(6)貸出金	295,005		
貸倒引当金(※1)	△ 1,071		
	293,934	294,443	509
資産計	5,008,202	5,012,933	4,731
(1)預金	4,739,462	4,749,150	9,687
(2)借入金	77,650	78,155	505
負債計	4,817,112	4,827,305	10,192
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(0)	(0)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(646)	(646)	—
デリバティブ取引計	(646)	(646)	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、有価証券に対する投資損失引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(※2) 金融派生商品に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額表示しており、合計で正味の債務となる項目は( )で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
(1)金融資産

①預け金及びコールローン  
預け金及びコールローンについては、約定から償還までの期間が短期間であることから、帳簿価額を時価としております。

②買入金銭債権  
短期買入金銭債権については、約定から償還までの期間が短期間であることから、帳簿価額を時価としております。  
また、長期買入金銭債権については、ブローカーから入手した合理的に算定された価額を時価としております。

③金銭の信託  
金銭の信託については、ブローカーから提供される、当該信託財産の構成物である金融資産及び金融負債の評価額を合計した額を時価としております。

④有価証券  
債券、株式及び投資信託については、市場価格または合理的に算定された価額を時価としております。  
保有目的ごとの有価証券に関する事項は15に記載しております。

⑤貸出金  
貸出金のうち、会員向け貸付金及び代理貸付金については、信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを市場金利で割引いた価額を時価としております。

会員外貸付金については、将来キャッシュ・フローを、金利リスク及び信用リスクを反映した割引率で割引いた割引現在価値を時価としており、また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表計上額から貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(2)金融負債

①預金  
預金のうち、要求払預金については、連結決算日に払戻請求された場合の払戻額(帳簿価額)を時価としております。

また、定期預金については、将来のキャッシュ・フローを、新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割引いた割引現在価値を時価としております。

②借入金  
借入金については、当会の信用状態が実行後大きく異ならないことから、将来のキャッシュ・フローを、市場金利に借入金調達時のスプレッドを上乗せした割引率で割引いた割引現在価値を時価としております。  
なお、約定期間が短期間のものについては、帳簿価額を時価としております。

(3)デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引および通貨関連取引であり、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出された価額によっております。

(注2) その他参考情報

時価の把握が極めて困難と認められる金融商品  
時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)	
区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	294
出資金等(※2)	69,358
合 計	69,652

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 出資金等は、業界内の資本増強支援に係る優先出資証券等であり、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

15. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。以下18.まで同様であります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。  
(2) 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	20,806	21,976	1,170
	地方債	26,991	28,342	1,350
	短期社債	—	—	—
	社債	86,833	87,277	444
	その他	60,077	61,358	1,281
	小計	194,707	198,954	4,246
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	9,000	8,982	△17
	短期社債	—	—	—
	社債	1,000	998	△1
	その他	18,927	18,921	△5
	小計	28,927	28,903	△24
合計		223,635	227,857	4,222

(注1) 時価は、当連結会計年度末における市場価格等に基づいております。

(注2) 時価と連結貸借対照表計上額が同じものは、「時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの」に含めております。

(3) その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価・償却原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	834	202	632
	債券	3,308,656	3,243,530	65,126
	国債	3,122,501	3,059,330	63,170
	地方債	59,894	58,543	1,350
	短期社債	—	—	—
	社債	126,261	125,655	605
	その他	458,339	448,338	10,000
	小計	3,767,831	3,692,071	75,759
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	41,823	41,845	△21
	国債	—	—	—
	地方債	2,600	2,600	—
	短期社債	14,986	14,986	—
	社債	24,236	24,258	△21
その他	261,944	262,831	△886	
	小計	303,768	304,676	△908
合計		4,071,599	3,996,748	74,851

(注1) 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末における市場価格等に基づく時価により計上しております。

(注2) 取得原価・償却原価と連結貸借対照表計上額が同じものは、「連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの」に含めております。

(注3) 上表に、「その他の証券」中の優先出資証券及び信託受益権並びに「株式」中の非上場株式は含んでおりません。

(注4) その他有価証券で時価のあるもののうち、当連結会計年度末における時価が取得原価又は償却原価と比較して50%以上下落したもの、及び当連結会計年度末における時価が取得原価又は償却原価と比較して30%以上50%未満下落したもののうち一定のものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を減損処理しております。なお、当連結会計年度における減損処理はありません。

16. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

17. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額668,831百万円 売却益3,347百万円 売却損635百万円

18. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	541,328	1,835,229	976,868	141,684
国債	447,102	1,645,405	911,680	139,119
地方債	4,878	34,485	56,555	2,565
短期社債	14,986	—	—	—
社債	74,360	155,338	8,632	—
その他	335,525	370,482	10,410	—
合計	876,853	2,205,712	987,278	141,684

19. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額
運用目的の金銭の信託	1,500	1,501	1

(注1) 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(注2) その他の金銭の信託及び満期保有目的の金銭の信託の取扱いはありません。

20. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に61,925百万円含まれております。

21. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付けられた劣後特約付借入金34,850百万円が含まれております。

22. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、14,072百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが13,072百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当会並びに連結される子会社の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当会が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることが出来る旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて預金・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当会内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

23. 当期末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 2,972百万円
年金資産(時価)	3,388百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	416百万円
退職給付に係る負債	781百万円
退職給付に係る資産	1,197百万円

24. 退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	529百万円
未認識過去勤務費用	220百万円
合計	750百万円

25. 追加情報

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の29.65%から27.87%となります。この税率変更により、繰延税金資産は42百万円減少し、法人税等調整額は42百万円増加しております。

〔連結損益計算書関係〕

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資一口当たり当期純利益金額 20,954円82銭
- 「その他の経常収益」には、株式等売却益1,847百万円を含んでおります。

〔連結包括利益計算書関係〕

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- その他の包括利益の内訳

その他の有価証券評価差額金：	
当期発生額	△ 16,492百万円
組替調整額	△ 2,696百万円
税効果調整前	△ 19,188百万円
税効果相当額	△ 5,347百万円
その他の有価証券評価差額	△ 13,841百万円
繰延ヘッジ損益：	
当期発生額	97百万円
組替調整額	—百万円
税効果調整前	97百万円
税効果相当額	—百万円
繰延ヘッジ損益	70百万円
その他の包括利益の合計	△ 13,770百万円

〔連結キャッシュ・フロー計算書関係〕

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預け金」のうち日本銀行への預け金であります。
- 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

現金及び預け金勘定	97,529百万円
預け金(日本銀行預け金を除く)	△ 51,400百万円
現金及び現金同等物	46,129百万円

自己資本の構成に関する事項

■ 連結自己資本比率等

(単位：百万円、%)

	平成24年度
基本的項目 (A)	147,186
出 資 金	53,855
うち非累積的永久優先出資	5,000
優先出資申込証拠金	—
資本剰余金	5,000
利益剰余金	87,957
自己優先出資(△)	—
自己優先出資申込証拠金	—
その他有価証券の評価差損(△)	—
為替換算調整勘定	—
新株予約権	—
連結子会社の少数株主持分	372
営業権相当額(△)	—
のれん相当額(△)	—
企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)	—
補完的項目対象額 (B) = (C) + (D) + (E)	44,219
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額 (C)	—
一般貸倒引当金 (D)	9,369
負債性資本調達手段等 (E)	34,850
補完的項目 (F)	39,719
控除項目 (G)	52,129
自己資本 (H)	134,775
リスク・アセット等 (I) = (J) + (K) + (L)	779,159
資産(オン・バランス)項目 (J)	574,746
オフ・バランス取引等項目 (K)	147,463
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 (L)	56,949
Tier I 比率(国内基準) = (A) / (I) × 100	18.89
連結自己資本比率 = (H) / (I) × 100	17.29

(注) 1. 「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に基づき算出しています。

2. 「一般貸倒引当金」には、投資損失引当金のうち、一般貸倒引当金に準じるものを含んでおります。

3. 自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成24年金融庁告示第56号)に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除しないこととなっておりますが、平成24年度については、「その他有価証券の評価差損」はありません。

■連結自己資本比率等

(単位：百万円、%)

項 目	平成25年度	
		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	155,097	
うち、出資金及び資本剰余金の額	58,855	
うち、利益剰余金の額	98,205	
うち、外部流出予定額(△)	1,964	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	
うち、為替換算調整勘定	—	
うち、退職給付に係るものの額	—	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	9,607	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	9,607	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	34,850	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	382	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	199,936	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	5,201
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	5,201
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	842
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	7,038	639
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	7,038	
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	192,898	

■連結自己資本比率等(つづき)

(単位：百万円、%)

項 目	平成25年度	
		経過措置による不算入額
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	768,581	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 2,945	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	5,201	
うち、繰延税金資産	—	
うち、退職給付に係る資産	842	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 9,629	
うち、上記以外に該当するものの額	639	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	62,072	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	830,654	
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ) / (二))	23.22	

- (注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度においては旧告示に基づく開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っております。
2. 「うち、一般貸倒引当金コア資本算入額」には、投資損失引当金のうち、一般貸倒引当金に準じるものを含んでおります。
3. 平成18年金融庁告示第22号第5条第10項ただし書きの規定に基づき金融庁長官の承認を受けた資本調達手段は、第5条第5項及び第6項に定める額並びに第7項第1号及び第8項第1号に掲げる額の算出の対象から除外しております。平成26年3月31日から平成36年3月30日の期間(ただし平成32年3月31日以降は対象金額が毎年20%ずつ逓減)に限る承認であり、平成26年3月末は26,878百万円が該当しております。

自己資本の充実度に関する事項

■ポートフォリオ区分別の所要自己資本額

(単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	エクスポージャー	所要自己資本額	エクスポージャー	所要自己資本額
信用リスク	6,311,175	28,888	6,458,214	30,743
現金	10	—	12	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,086,197	—	4,282,187	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	23,524	9	16,584	11
我が国の地方公共団体向け	97,868	—	97,955	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	33,177	219	17,197	246
国際開発銀行向け	15,001	—	15,001	—
我が国の政府関係機関向け	34,539	137	33,458	119
地方三公社向け	700	5	3,605	11
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,136,205	8,627	1,078,633	8,156
法人等向け	536,414	8,698	435,614	7,667
不動産取得等事業向け	51,575	2,063	48,874	1,954
三月以上延滞等	11,314	655	16,231	943
信用保証協会等による保証付	16	0	15	0
出資等	31,158	1,246	98,744	3,162
上記以外	170,656	6,095	174,329	6,524
証券化	66,566	534	80,860	751
個々の資産の把握が困難な資産	16,246	593	42,724	755
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの			6,684	267
CVAリスク			327	163
中央清算機関関連エクスポージャーに係るもの			9,171	7
オペレーショナル・リスク	4,555	2,277	4,965	2,482
合 計	6,315,731	31,166	6,463,180	33,226

- (注) 1. 所要自己資本額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%  
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよびリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャー（証券化エクスポージャーを除く。）のことです。  
 3. CVAリスクの算定には、簡便的リスク測定方式を採用しています。  
 4. オペレーショナル・リスクの算定には、基礎的手法を採用しています。  
 5. 合計の所要自己資本額は、「自己資本比率告示第2条の算式の分母の額に4%を乗じた額」を表しています。

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

■信用リスクに関するエクスポージャーの状況

● 地域別

(単位：百万円)

	平成24年度					平成25年度				
	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他	合計	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他	合計
国内	1,664,311	3,638,138	300	635,292	5,938,041	1,642,589	3,817,066	300	524,774	5,984,730
海外	38,725	371,498	230	44,823	455,278	12,675	334,513	175	62,058	409,422
合計	1,703,036	4,009,637	530	680,115	6,393,320	1,655,264	4,151,579	475	586,833	6,394,153

● 業種別

(単位：百万円)

	平成24年度					平成25年度				
	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他	合計	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他	合計
製造業	37,187	12,578	—	—	49,765	56,747	19,336	—	7,323	83,407
農業、林業	4	—	—	—	4	3	—	—	—	3
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	567	200	—	—	767	253	—	—	—	253
電気、ガス、熱供給、水道業	8,000	7,418	—	—	15,418	5,000	6,011	—	—	11,011
情報通信業	4,499	2,996	—	16	7,513	3,506	6,239	—	16	9,762
運輸業、郵便業	16,248	2,904	—	—	19,153	20,602	2,725	—	—	23,328
卸売業、小売業	21,599	12,093	—	12	33,705	16,666	10,345	—	16	27,028
金融業、保険業	1,385,386	821,646	530	581,283	2,788,846	1,358,461	797,009	475	469,155	2,625,102
不動産業	27,191	38,002	—	—	65,194	28,658	35,179	—	—	63,838
物品賃貸業	12,068	9,998	—	8,000	30,067	18,479	9,998	—	4,800	33,278
学術研究、専門・技術サービス業	4,301	—	—	—	4,301	0	—	—	—	0
宿泊業	800	—	—	—	800	736	—	—	—	736
飲食業	6,181	—	—	—	6,181	1,053	—	—	—	1,053
生活関連サービス業、娯楽業	7,568	—	—	—	7,568	734	—	—	—	734
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	127	—	—	—	127	107	—	—	—	107
その他のサービス	7,793	—	—	0	7,793	7,722	—	—	0	7,722
政 府 等	33,470	3,101,796	—	—	3,135,267	3,283	3,264,733	—	—	3,268,016
個 人	126,146	—	—	—	126,146	128,625	—	—	—	128,625
そ の 他	3,891	—	—	90,803	94,695	4,622	—	—	105,519	110,142
合計	1,703,036	4,009,637	530	680,115	6,393,320	1,655,264	4,151,579	475	586,833	6,394,153

● 期間別

(単位：百万円)

	平成24年度					平成25年度				
	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他	合計	貸出金等	債券	店頭デリバティブ	その他	合計
1 年 以 下	357,444	587,861	23	586,741	1,532,070	288,907	809,559	10	432,290	1,530,766
1 年 超 3 年 以 下	88,402	1,045,492	207	—	1,134,101	82,758	1,109,412	165	—	1,192,337
3 年 超 5 年 以 下	40,943	829,788	—	—	870,731	64,043	1,053,129	—	—	1,117,172
5 年 超 7 年 以 下	13,134	416,685	—	—	429,819	20,986	530,659	300	—	551,945
7 年 超 10 年 以 下	10,416	774,634	300	—	785,350	17,557	437,776	—	—	455,333
10 年 超	12,201	287,817	—	—	300,019	10,307	141,684	—	—	151,991
期間の定めのないもの	1,180,494	67,358	—	93,374	1,341,226	1,170,704	69,358	—	154,542	1,394,605
合計	1,703,036	4,009,637	530	680,115	6,393,320	1,655,264	4,151,579	475	586,833	6,394,153

- (注) 1. 「貸出金等」には、貸出金、コミットメントおよび店頭デリバティブ取引以外のオフバランス取引を含めています。  
 2. 「その他」には、預け金、コールローン、買入金銭債権、金銭の信託、外国為替、その他資産を含めています。  
 3. 業種別の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。  
 4. 期間別の「期間の定めのないもの」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等及び期間別に分類することが困難なエクスポージャーを含めています。  
 5. 上表は、連結貸借対照表をもとに自己資本比率算定上信用リスクとして認識したエクスポージャーの内訳を開示しています。

## ■三月以上延滞等エクスポージャーの状況

### ● 地域別

(単位：百万円)

	平成24年度					平成25年度				
	貸出金等	債 券	店頭デリバティブ	その他	合 計	貸出金等	債 券	店頭デリバティブ	その他	合 計
国 内	440	—	—	10,839	11,279	539	—	—	15,692	16,231
海 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	440	—	—	10,839	11,279	539	—	—	15,692	16,231

### ● 業種別

(単位：百万円)

	平成24年度					平成25年度				
	貸出金等	債 券	店頭デリバティブ	その他	合 計	貸出金等	債 券	店頭デリバティブ	その他	合 計
製 造 業	—	—	—	—	—	266	—	—	—	266
建 設 業	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—
不 動 産 業	75	—	—	—	75	27	—	—	—	27
飲 食 業	32	—	—	—	32	13	—	—	—	13
個 人	330	—	—	—	330	231	—	—	—	231
そ の 他	—	—	—	10,839	10,839	—	—	—	15,692	15,692
合 計	440	—	—	10,839	11,279	539	—	—	15,692	16,231

- (注) 1. 「貸出金等」には、貸出金、コミットメントおよび店頭デリバティブ取引以外のオフバランス取引を含めています。  
 2. 「その他」には、預け金、コールローン、買入金銭債権、金銭の信託、外国為替、その他資産を含めています。  
 3. 業種別の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

## ■貸倒引当金等の状況

### ● 貸倒引当金等の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

	平成24年度			平成25年度		
	期首残高	期末残高	期中増減額	期首残高	期末残高	期中増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	365	331	△ 33	331	343	12
個 別 貸 倒 引 当 金	426	410	△ 16	410	729	318
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合 計	791	741	△ 49	741	1,072	331

- (注) 当会では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金のうち一部貸倒引当金に準じるものを一般貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

### ● 地域別の個別貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

	平成24年度			平成25年度		
	期首残高	期末残高	期中増減額	期首残高	期末残高	期中増減額
国 内	426	410	△ 16	410	729	318
海 外	—	—	—	—	—	—
合 計	426	410	△ 16	410	729	318

● 業種別の貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

	平成24年度			平成25年度		
	期首残高	期末残高	期中増減額	期首残高	期末残高	期中増減額
製 造 業	—	—	—	—	266	266
建 設 業	—	0	0	0	—	△ 0
運 輸 業、 郵 便 業	0	0	△ 0	0	—	△ 0
卸 売 業、 小 売 業	6	2	△ 3	2	0	△ 2
金 融 業、 保 険 業	382	381	△ 0	381	444	62
不 動 産 業	3	3	0	3	2	△ 1
飲 食 業	4	2	△ 1	2	1	△ 1
生活関連サービス業、娯楽業	3	1	△ 1	1	0	△ 1
その 他 の サ ー ビ ス	0	0	—	0	0	—
個 人	25	17	△ 7	17	12	△ 4
合 計	426	410	△ 16	410	729	318

■ 貸出金償却の状況

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
貸 出 金 償 却	—	—

■ リスク・ウェイト区分別の信用リスク削減手法適用後の残高

(単位：百万円)

	平成24年度			平成25年度		
	格付あり	格付なし	合計	格付あり	格付なし	合計
0%	25,018	4,200,810	4,225,828	5,007	4,400,631	4,405,639
10%	—	29,830	29,830	—	30,317	30,317
20%	1,060,543	385,750	1,446,294	928,154	355,207	1,283,362
30%	1,715	—	1,715	—	—	—
50%	153,861	—	153,861	160,157	—	160,157
70%	15,914	—	15,914	10,012	—	10,012
100%	221,143	39,893	261,036	223,703	104,613	328,317
120%	10,015	—	10,015	8,415	—	8,415
250%	—	—	—	—	3,711	3,711
その他	—	100,112	100,112	—	137,921	137,921
合 計	1,488,212	4,756,396	6,244,609	1,335,452	5,032,402	6,367,855

(注)「その他」はファンド(投資信託、金銭の信託、外国投信)において、投信会社等から開示された情報が資産構成別加重平均リスク・ウェイトのみといった事由によって、いずれにも区分することが困難なエクスポージャーの残高です。

信用リスク削減手法に関する事項

■ ポートフォリオ区分ごとの信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成24年度				平成25年度			
	適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ	合 計	適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ	合 計
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	20,009	—	20,009	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	5,342	—	5,342	—	3,618	—	3,618
地方三公社向け	—	—	—	—	—	2,197	—	2,197
金融機関向け	67,934	—	—	67,934	63,711	—	—	63,711
法人等向け	6,718	86,950	—	93,669	6,480	39,291	—	45,771
三月以上延滞等	—	440	—	440	—	272	—	272
上記以外	—	22,676	—	22,676	—	18,493	—	18,493
合 計	74,652	135,419	—	210,072	70,192	63,872	—	134,065

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

■与信相当額の算出に用いる方式

カレント・エクスポージャー方式を採用しています。

■取引相手のリスクの状況

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
グロス再構築コストの額	18	15
グロスのアドオンの合計額	512	460
グロスの与信相当額	530	475
外為関連取引	230	175
金利関連取引	300	300
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—
ネットの与信相当額	530	475
担保による信用リスク削減手法の効果(△)	—	—

(注) 1. グロス再構築コストの額は0を下回らないものに限っています。  
2. ファンドに含まれる、当会が直接の取引対象となっていない金融派生商品取引および先物外国為替取引は含めておりません。

●担保の種類別の額

該当ありません。

●与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本

該当ありません。

●信用リスク削減手法として用いているクレジット・デリバティブの想定元本

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

■オリジネーターとしての証券化エクスポージャー

該当ありません。

■投資家としての証券化エクスポージャー

●原資産の種類別の残高

(単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
住宅ローン	15,390	—	20,175	—
カードローン	1,554	—	2,556	—
リース債権	2,490	—	1,516	—
自動車の他	41,116	—	45,817	—
その他	5,509	—	9,442	—
合計	66,060	—	79,508	—

●リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成24年度				平成25年度			
	エクスポージャー		所要自己資本額		エクスポージャー		所要自己資本額	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
20%	66,060	—	528	—	79,508	—	636	—
50%	—	—	—	—	—	—	—	—
100%	—	—	—	—	—	—	—	—
350%	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	66,060	—	528	—	79,508	—	636	—

(注) 1. 上記項目には再証券化エクスポージャーは含まれておりません。また、「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウェイト1,250%を適用したエクスポージャーの額を記載することとなっています。  
2. 上記以外に投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー（いわゆるファンド）が、平成24年度は844百万円（うち自己資本控除338百万円）、平成25年度は1,351百万円（うちリスク・ウェイト1,250%適用分211百万円）あります。なお、平成24年度には再証券化エクスポージャーが4百万円（自己資本控除分）含まれています。ファンド分に係る当該エクスポージャーの原資産は把握しておりません。  
3. 所要自己資本額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

●自己資本比率告示附則第13条を適用する額

経過措置を適用する証券化エクスポージャーは、該当ありません。

出資等または株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャー）に関する事項

■貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等エクスポージャー	14,828	14,828	17,816	17,816
上記以外の株式等エクスポージャー	16,902	24,992	19,644	26,000
合 計	31,730	39,821	37,460	43,816

(注) 1. 他の金融機関等の資本調達手段は含みません。  
 2. 投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、上記以外の株式等エクスポージャーに含め記載しています。

■売却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成24年度			平成25年度		
	売却損益	売却益	売却損	売却損益	売却益	売却損
株式等エクスポージャー	0	0	—	1,847	1,847	—

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー（いわゆるファンド）にかかる、売却損益は含みません。

■償却の額

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
株式等エクスポージャー	—	—

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(「その他有価証券」に該当するものの評価損益の額)

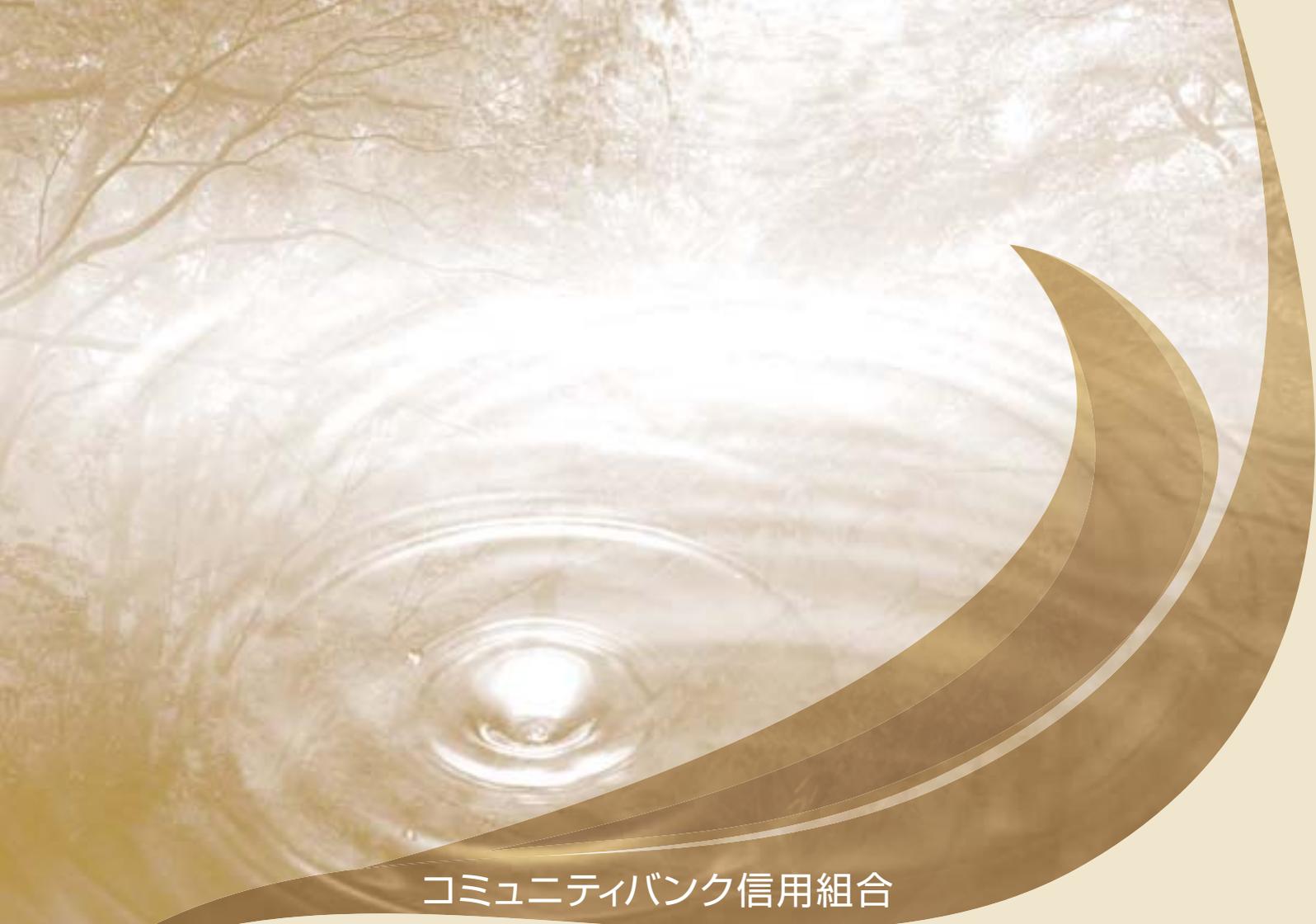
(単位：百万円)

	平成24年度			平成25年度		
	評価差額	評価益	評価損	評価差額	評価益	評価損
株式等エクスポージャー	6,204	6,239	35	5,389	5,572	183

■貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(時価のある子会社および関連会社株式の額)

該当ありません。



## コミュニティバンク信用組合

- 信用組合の概要…………… 102
- 信用組合の現況…………… 103
- 信用組合の歴史…………… 104
- 海外の信用組合…………… 105

信用組合は、生活者のみなさま、中小企業のみなさまが、相互扶助の精神のもと、協同で設立した金融機関です。

信用組合の設立根拠法は、「中小企業等協同組合法(昭和24年(1949年)施行)」で、これは、中小企業や個人が集まって共同で生産・加工・購入等を行う「協同組合」と同じです。

信用組合の法律上の正式名称は「信用協同組合」であり、略称を「信組(しんくみ)」といいます。

また、信用組合はみなさまの大切なお金をお預かりするという使命から、「中小企業等協同組合法」とは別に「協同組合による金融事業に関する法律(昭和24年(1949年)施行)」による規制を受けており、監督は、銀行と同様に「国(金融庁)」が行っています。

信用組合の出資者は「組合員」とよばれており、信用組合は、組合員の特性によって大きく3つに分けられています。

- **地域信用組合** 信用組合の営業エリアにお住まいのみなさま、事業を営むみなさまを組合員とする信用組合です。
- **業域信用組合** 同じ事業を営むみなさまを組合員とする信用組合です。
- **職域信用組合** 同じ職場にお勤めのみなさまを組合員とする信用組合です。

## 信用組合の組合員

「地域信用組合」は、信用組合の営業エリアにお住まいもしくは職場がある方、営業エリアで事業を営んでおられる方々が組合員とされています。

また、「業域信用組合」は医師や歯科医師、浴場業・青果卸売業等の同業者のみなさま、「職域信用組合」は警察や消防署、地方公共団体、新聞社等にお勤めのみなさまが組合員とされています。

## 信用組合と銀行の違い

● 信用組合は利益を追求することを目的とした金融機関ではなく、組合員のみなさまの発展に貢献することを目的とした金融機関です。

→ 銀行は株式会社ですので、利益を上げることが第一の目的です。

● 信用組合の経営に参画いただく方は、組合員のみなさま(お客さま)です。このため、信用組合は組合員(お客さま)の利益を第一に考えた経営ができます。

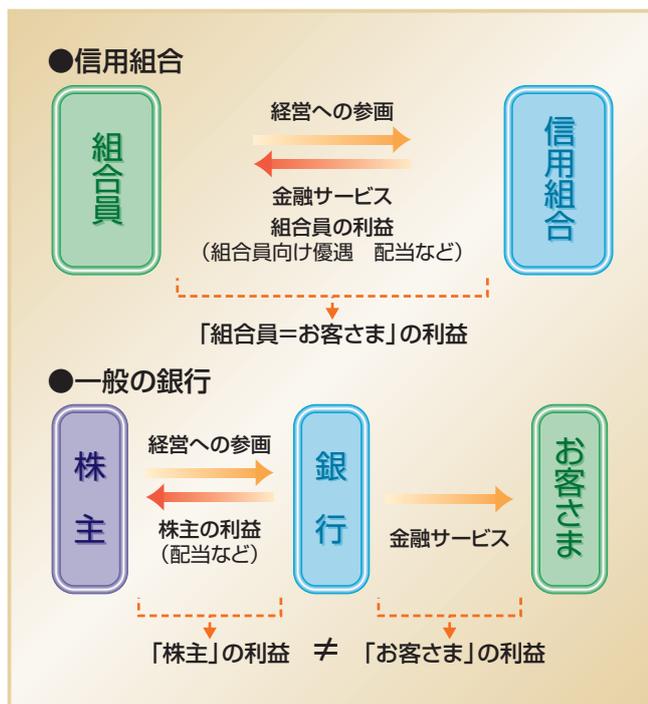
→ 銀行は、所有者である株主の利益を第一に考える必要があります。

● 信用組合の組合員の議決権は、出資の多い・少ないにかかわらず、1人1票です。

→ 銀行は、保有株数により議決権が異なり、大口株主の意向が反映されやすい仕組みとなっています。

## 信用組合と他金融機関の事業態様一覧

	信用組合	信用金庫	銀行
根拠法	中小企業等協同組合法(昭和24年)、協同組合による金融事業に関する法律(昭和24年)	信用金庫法(昭和26年)	銀行法(昭和56年)
組織	協同組織の非営利法人		株式会社
営業地区	制限あり(狭域)	制限あり(広域)	制限なし
	地域・業域・職域	地域	
出資金・資本金の最低限度	2千万円(特別区等) 1千万円(その他)	2億円(特別区等) 1億円(その他)	10億円
出資者の名称	組合員	会員	株主
出資者の資格	個人及び従業員300人以下または資本金3億円以下の法人	個人及び従業員300人以下または資本金9億円以下の法人	自由
預金・積金	組合員以外の預金・積金は全体の20%までに制限	制限なし	
貸出先	組合員	会員	自由



信用組合の現況

平成26年3月末現在、全国には155の信用組合があり、その店舗数は1,718店舗、預金18兆6,677億円、貸出金9兆7,978億円、組合員数386万人、常勤役員数2万1千人を擁し、わが国金融制度のなかで確固たる地位を占めています。

信用組合は、本来の業務である預金、貸出、為替に加え、全信組連を通じた日本銀行業務の代理や公共料金の収納、国債・投資信託の窓口販売など、取引先のニーズに応じた各種の金融サービスを提供しています。

● 預金業務

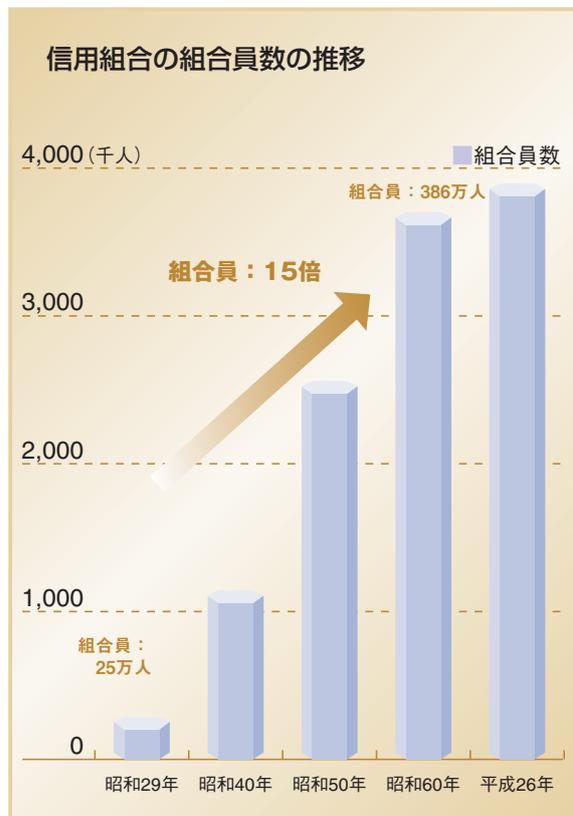
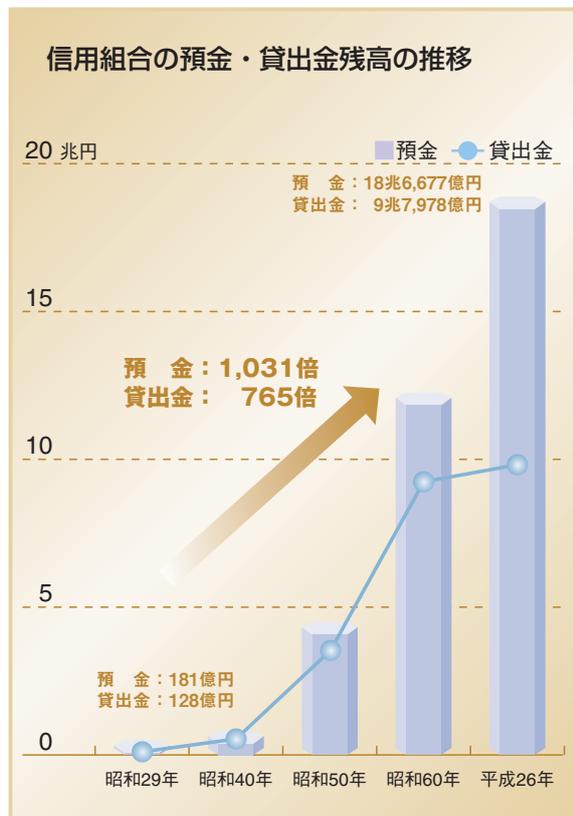
預金者は原則として、①組合員、②組合員と生計を一にする配偶者その他の親族、③国・地方公共団体及び非営利法人となっています。

また、預金総額の20%の範囲内で組合員以外の方々（上記②③を除く）からも預金をお預りしています。

● 貸出業務

融資先は原則として組合員に限っていますが、貸出総額（金融機関への貸出を除く）の20%までは組合員以外の方への小口貸出（員外貸出）もできることとなっています。

なお、1融資先に対する貸出限度額については、信用組合の自己資本の25%（子会社などを含める場合は40%）相当額となっています。



全国信用組合中央協会「全国信用組合主要勘定」より作成・平成26年は速報値

## 信用組合のはじまり

信用組合は19世紀中頃のドイツで生まれたといわれています。

このころのドイツでは、イギリスより少し遅れて産業革命が起こり、生産性が飛躍的に向上するとともに、資本主義経済が発展しましたが、資本主義経済の浸透が貧富の差を拡大させることとなりました。

このような中、銀行取引から疎外されていた庶民の中で銀行や「高利貸し」に替わる「自分たち」の金融機関を「協同」で設立する意識が高まり、世界で初めての信用組合が設立されました。

## わが国における信用組合の歴史

### ● 先祖株組合・五常講(報徳社)

信用組合の起源はドイツの信用組合ですが、わが国でもほぼ同時期に、「協同」の精神を持った2つの組織・制度が誕生しています。ひとつは先祖株組合で、1838年に大原幽学の指導により下総国長部村で始まった協同組織で、組合員が出資として所有地を提供し、土地からの収益で生活に困った村民を救済したり、土地の改良や新たな農地を開拓するための資金とするものでした。

もう一つは五常講で、二宮尊徳が小田原藩の使用人や武士達の生活を助けるために創設した資金を貸し借りする制度です。この考え方は、後に「報徳社」という組織にその精神が受け継がれ、静岡県を中心に数多く設立されました。

### ● 明治期の信用組合

明治時代に信用組合の前身となる産業組合が誕生しました。

当時の日本は、近代的な金融制度が整備されてきたものの、零細な農民や商工業者は産業革命期のイギリスやドイツのように銀行の取引先としてみなされていませんでした。この結果起きた庶民の窮状を打開するために、1900年(明治33年)「産業組合法」が成立し、我が国における(法律に基づく)信用組合の歴史がはじまりました。

### ● 大正期～戦前の信用組合

大正期になっても中小企業に対する金融は悪化していきました。この問題に対処するため、1917年(大正6年)に「産業組合法」の改正が行われ、市街地の信用組合は、主に都市の中小商工業者のための「市街地信用組合」と、従来の産業組合法に基づく「準市街地信用組合」に分かれることになりました。

このうち「市街地信用組合」は徐々に定着・発展していき、その結果1943年(昭和18年)、単独法として「市街地信用組合法」が成立し、「市街地信用組合」は都市における中小企業者、勤労者・生活者のための金融機関としてその領域を広げることになりました。

### ● 戦後の信用組合

第二次世界大戦後においても、中小企業の資金難は熾烈を極めていきます。このような中、中小企業庁は商工協同組合や市街地信用組合を統合し、その資金利用によって中小企業の金融難を解決する方策を考えました。その結果、1949年(昭和24年)に成立したのが「中小企業等協同組合法」と「協同組合による金融事業に関する法律」です。この法律によって、一旦は分かれた市街地信用組合、準市街地信用組合、信用事業を行う商工協同組合が信用協同組合として統合されることになりました。

その後、1951年(昭和26年)に「信用金庫法」が施行され、市街地信用組合の多くは「信用金庫法」に基づく「信用金庫」に転換し、協同組織性を強く意識した市街地信用組合は「中小企業等協同組合法」に基づく「信用組合」として、現在に至っています。

信用組合は江戸時代から続く「協同」の精神の基に、発足以来幾多の変遷を経ながら発展を遂げ、今日、わが国におけるもっとも純粋な協同組織金融機関として、生活者のみなさま、中小企業のみなさまの良きパートナーとして活動しています。

海外の信用組合

われわれ信用組合と同様に、海外においても地域・業域・職域に密着した数多くの信用組合が活動しています。ここでは、世界で信用組合の数・利用者の割合が最も多いアメリカ合衆国の信用組合について紹介いたします。

アメリカというと、世界で活躍する大手銀行が中心と思われがちですが、実は、わが国よりもずっと多くの、小規模で地域・業域・職域に密着した金融機関が活躍しています。

アメリカの信用組合(クレジットユニオン)は、2013年12月末現在で6,795の組合が活動しており、全金融機関の半数を占めています(アメリカの銀行数は6,730行)。

全信用組合の預金量は930,008百万ドル(97兆6,508億円:1\$=105円換算)、貸出金は659,436百万ドル(69兆2,407億円)に達しています。また、組合員数は9,837万人と、アメリカの人口3億人の約3割を占めています。

アメリカの信用組合は小規模な先が多く、総資産で1,000万ドル(10.5億円)以下の信用組合が2,251組合と全体の3割を占めています。一方、規模が大きな信用組合もあり、例えばアメリカの信用組合で最大規模のNAVY信用組合(米国海軍職員のための職域信用組合)は、総資産が581億ドル(6兆1,005億円)、組合員数は478万人とわが国地方銀行並みの業容となっています。

信用組合の種類別では、地域信用組合が最も多く全体の33.7%を占め、複合グループ信用組合(複数の職域を対象とする信用組合)が29.3%、職域信用組合が28.4%となっています。

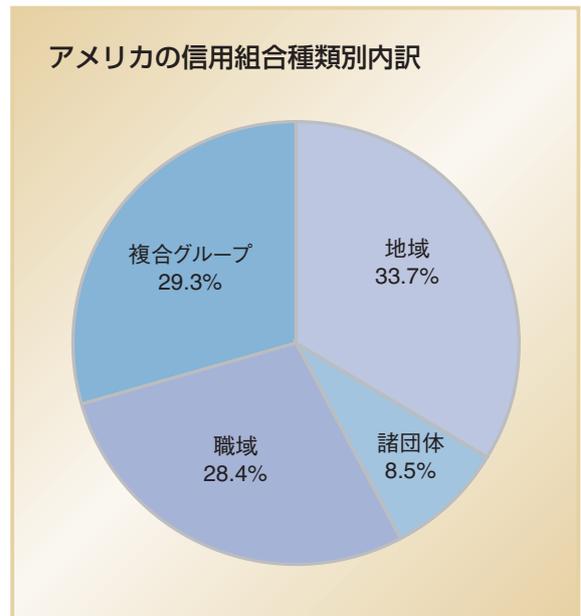
アメリカの信用組合の特徴

アメリカの信用組合は、“Not for profit, not for charity, but for service”(利益のためではなく、慈善事業のためでもなく、組合員へのより良いサービスのために)をスローガンに掲げ、日本の信用組合と同様、非営利の金融事業を展開しています。

アメリカで、銀行の預金口座を開設・維持するためには、「口座管理手数料」をはじめとした手数料を支払う必要があるため、口座を開設していない世帯は1千万世帯程度あるといわれています。

このような中、アメリカの信用組合は、組合員重視の経営に徹し、口座管理手数料をはじめとした手数料を低くもしくは設定せず、低利で融資を行うとともに、組合員の金銭教育を実施するなど、銀行とは異なるビジネスモデルを展開しています。

また、政府はこのような信用組合の活動を全面的に支援しており、法人税を非課税とするとともに、信用組合のための監督官庁(National Credit Union Administration)を設置し銀行とは異なる視点で監督するなど、信用組合を通じた生活者支援が行われています。



(注) 1. 2013年12月末現在。  
2. CUNA (Credit Union National Association) 資料より作成。

# 開示項目一覧

このディスクロージャー誌は、協同組合による金融事業に関する法律(協金法)第6条第1項において準用する銀行法第21条、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)第7条及び「自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成19年3月23日付 金融庁告示第17号)」に基づき作成しています。

各開示項目は、以下のページに掲載しています。

全信組連の業務及び財産に関する事項 (協金法施行規則第69条)	
<p>1. 信用協同組合等の概況及び組織に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 事業の組織 ..... 12、40</p> <p>ロ 理事及び監事の氏名及び役職名 ..... 42</p> <p>ハ 事務所の名称及び所在地 ..... 41</p> <p>二 信用協同組合代理業者に関する事項 ..... 44・45</p> <p>(1) 信用協同組合代理業者の商号、名称又は氏名</p> <p>(2) 信用協同組合代理業を営む営業所又は事務所の名称</p> <p>2. 信用協同組合等の主要な事業の内容 ..... 30～38</p> <p>3. 信用協同組合等の主要な事業に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 直近の事業年度における事業の概況 ..... 50・51</p> <p>ロ 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標</p> <p>(1) 経常収益</p> <p>(2) 経常利益又は経常損失</p> <p>(3) 当期純利益又は当期純損失</p> <p>(4) 出資総額及び出資総口数</p> <p>(5) 純資産額</p> <p>(6) 総資産額</p> <p>(7) 預金積金残高</p> <p>(8) 貸出金残高</p> <p>(9) 有価証券残高</p> <p>(10) 単体自己資本比率</p> <p>(11) 出資に対する配当金</p> <p>(12) 職員数</p> <p>ハ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標</p> <p>(1) 主要な業務の状況を示す指標</p> <p>a. 業務粗利益及び業務粗利益率 ..... 59</p> <p>b. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支 ..... 59</p> <p>c. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや ..... 59・60</p> <p>d. 受取利息及び支払利息の増減 ..... 59</p> <p>e. 総資産経常利益率 ..... 60</p> <p>f. 総資産当期純利益率 ..... 60</p> <p>(2) 預金に関する指標</p> <p>a. 流動性預金、定期性預金及び譲渡性預金その他の預金の平均残高 ..... 61</p> <p>b. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高 ..... 61</p> <p>(3) 貸出金等に関する指標</p> <p>a. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 ..... 62</p> <p>b. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 ..... 62</p> <p>c. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 ..... 63</p> <p>d. 使途別の貸出金残高 ..... 62</p>	<p>e. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 ..... 63</p> <p>f. 預貸率の期末値及び期中平均値 ..... 60</p> <p>(4) 有価証券に関する指標</p> <p>a. 商品有価証券の種類別の平均残高 ..... 64</p> <p>b. 有価証券の種類別の残存期間別の残高 ..... 64</p> <p>c. 有価証券の種類別の平均残高 ..... 64</p> <p>d. 預証率の期末値及び期中平均値 ..... 60</p> <p>4. 信用協同組合等の事業の運営に関する次に掲げる事項</p> <p>イ リスク管理の体制 ..... 19～25</p> <p>ロ 法令遵守の体制 ..... 14・15</p> <p>ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 ..... 13</p> <p>二 信用協同組合等の中小企業等協同組合法9条の9の3第1項第2号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 ..... 17</p> <p>5. 信用協同組合等の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 ..... 52～58</p> <p>ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 ..... 26・27</p> <p>(1) 破綻先債権に該当する貸出金</p> <p>(2) 延滞債権に該当する貸出金</p> <p>(3) 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金</p> <p>(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金</p> <p>ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 ..... 107・108</p> <p>二 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 ..... 65・66</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>(2) 金銭の信託</p> <p>(3) 第41条第1項第5号に掲げる取引</p> <p>ホ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ..... 77</p> <p>ヘ 貸出金償却の額 ..... 78</p> <p>ト 会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 ..... 58</p> <p>6. 報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの。</p>
全信組連及び子会社等の業務及び財産に関する事項 (協金法施行規則第70条)	
<p>1. 信用協同組合等及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 主要な事業の内容及び組織の構成 ..... 48</p> <p>ロ 信用協同組合等の子会社等に関する次に掲げる事項 ..... 48</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 主たる営業所又は事務所の所在地</p> <p>(3) 資本金又は出資金</p> <p>(4) 事業の内容</p> <p>(5) 設立年月日</p> <p>(6) 信用協同組合等が保有する子会社等の議決権</p>	

	の総株主の議決権に占める割合	
(7)	信用協同組合等の子会社等以外の子会社等が保有する当該の子会社等の議決権の総株主の議決権に占める割合	
2.	主要な業務に関する事項	
イ	直近の事業年度における事業の概況	82
ロ	直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	83
	(1) 経常収益	
	(2) 経常利益又は経常損失	
	(3) 当期純利益又は当期純損失	
	(4) 包括利益	
	(5) 純資産額	
	(6) 総資産額	
	(7) 連結自己資本比率	
3.	直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
イ	連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	84～91
ロ	貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	83
	(1) 破綻先債権に該当する貸出金	
	(2) 延滞債権に該当する貸出金	
	(3) 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	
	(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
ハ	自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	107～109
ニ	2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額	82
4.	報酬等に関する事項であって、信用協同組合等及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの。	43

**資産の査定基準  
(金融再生法施行規則第4条)**

1.	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	26・27
2.	危険債権	26・27
3.	要管理債権	26・27
4.	正常債権	26・27

**自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項  
(平成19年3月23日付金融庁告示第17号)**

●	自己資本の構成に関する開示事項	72～74、92～94
●	定性的な開示事項	
1.	連結の範囲に関する次に掲げる事項	48、82
イ	連結グループに属する会社と連結の範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因	

ロ	連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	
ハ	自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	
ニ	連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	
ホ	連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要	
2.	自己資本調達手段の概要	18
3.	自己資本の充実度に関する評価方法の概要	18
4.	信用リスクに関する次に掲げる事項	20
イ	リスク管理の方針及び手続の概要	
ロ	標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
	(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	
	(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	
5.	信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	21
6.	派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	25
7.	証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	24
イ	リスク管理の方針及びリスク特性の概要	
ロ	自己資本比率告示第225条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要	
ハ	信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針	
ニ	証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称	
ホ	信用協同組合等の子法人等(連結子法人等を除く。)及び関連法人等のうち、信用協同組合等が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称	
ヘ	証券化取引に関する会計方針	
ト	証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称	
8.	オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項	23
イ	リスク管理の方針及び手続の概要	
ロ	オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	
9.	出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	25
10.	金利リスクに関する次に掲げる事項	21・22
イ	リスク管理の方針及び手続の概要	
ロ	内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要	

# 開示項目一覧

## ● 定量的な開示事項(単体)

1. 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項…………… 75
  - イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額
  - ロ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び次に掲げる手法ごとの額
  - ハ 自己資本比率告示第11条の算式の分母の額に4パーセントを乗じた額
2. 信用リスク(証券化エクスポージャーを除く。)…………… 76~78  
に関する次に掲げる事項
  - イ 期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳
  - ロ 地域別・業種別又は取引相手の別・残存期間別の額及び地域別・業種別の内訳
  - ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高及び地域別・業種別又は取引相手の別の内訳
  - ニ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額
  - ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額
  - ヘ リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第54条第2項第2号、第153条第2項第2号及び第223条第1項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額
3. 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項…………… 78
  - イ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額
  - ロ 保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャーの額
4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の…………… 25、79  
取引相手のリスクに関する次に掲げる事項
  - イ 与信相当額の算出に用いる方式
  - ロ グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る。)の合計額
  - ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額
  - ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額
  - ホ 担保の種類別の額
  - ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額
  - ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額
  - チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額
5. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項… 24、79
  - イ オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
  - ロ 投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
    - (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
    - (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数の

リスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

- (3) 自己資本比率告示第223条第1項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
  - (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
  - (5) 自己資本比率告示附則第13条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
6. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する…………… 80  
次に掲げる事項
    - イ 貸借対照表計上額及び時価並びに上場・非上場別の貸借対照表計上額
    - ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
    - ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額
    - ニ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
  7. 金利リスクに関して内部管理上使用した…………… 22  
金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

## ● 定量的な開示事項(連結)

1. その他金融機関等であって信用協同組合等の子法人…… 82  
等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
2. 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項…………… 95
  - イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及び次に掲げるポートフォリオごとの額
  - ロ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる手法ごとの額
  - ハ 自己資本比率告示第2条の算式の分母の額に4パーセントを乗じた額
3. 信用リスク(証券化エクスポージャーを除く。)に…… 96~98  
関する次に掲げる事項
  - イ 期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳
  - ロ 地域別・業種別又は取引相手の別・残存期間別の額及び主な種類別の内訳
  - ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高及び地域別・業種別又は取引相手の別の内訳
  - ニ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額
  - ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額
  - ヘ リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第54条第2項第2号、第153条第2項第2号及び第223条第1項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額
4. 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項…………… 98
  - イ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

- ロ 保証又はクレジット・デリバティブが適用された  
エクスポージャーの額
- 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の ..... 25、99  
取引相手のリスクに関する次に掲げる事項
  - イ 与信相当額の算出に用いる方式
  - ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに  
限る。）の合計額
  - ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する  
前の与信相当額
  - ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額  
からハに掲げる額を差し引いた額
  - ホ 担保の種類別の額
  - ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した  
後の与信相当額
  - ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ  
の想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、  
かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額
  - チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いて  
いるクレジット・デリバティブの想定元本額
- 6. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 .... 24、99
  - イ オリジネーターである証券化エクスポージャーに  
関する次に掲げる事項
  - ロ 投資家である証券化エクスポージャーに関する  
次に掲げる事項
    - (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び  
主な原資産の種類別の内訳
    - (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数の  
リスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要  
自己資本の額
    - (3) 自己資本比率告示第223条第1項の規定により  
1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化  
エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別  
の内訳
    - (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する  
信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人  
ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェ  
イトの区分ごとの内訳
    - (5) 自己資本比率告示附則第13条の適用により算  
出される信用リスク・アセットの額
- 7. 出資等又は株式等エクスポージャーに ..... 100  
関する次に掲げる事項
  - イ 連結貸借対照表計上額及び時価並びに上場株式等  
エクスポージャーの該当・非該当別の額
  - ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却  
に伴う損益の額
  - ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書  
で認識されない評価損益の額
  - ニ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない  
評価損益の額
- 8. 金利リスクに関して内部管理上使用した ..... 22  
金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

## 全信組連ホームページ



<http://www.zenshinkumiren.jp>



The Shinkumi  
Federation Bank

